

平成26年第3回長瀨町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月11日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
4番 野 口 健 二 君	19
1番 岩 田 務 君	20
2番 村 田 徹 也 君	24
3番 板 谷 定 美 君	33
6番 大 島 瑠美子 君	36
9番 新 井 利 朗 君	43
○町長提出議案の報告及び一括上程	46
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第25号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀨町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第26号～議案第29号の説明	49
・議案第26号 平成25年度長瀨町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第27号 平成25年度長瀨町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第28号 平成25年度長瀨町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第29号 平成25年度長瀨町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	70
○次会日程の報告	70
○延 会	71



9月12日（金）

○開 議	7 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 5
○議事日程の報告	7 5
○議案第26号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第26号 平成25年度長瀨町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第27号 平成25年度長瀨町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第28号 平成25年度長瀨町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第29号 平成25年度長瀨町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	1 2 0
・議案第30号 平成26年度長瀨町一般会計補正予算（第2号）	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第31号 平成26年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第32号 平成26年度長瀨町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・議案第33号 平成26年度長瀨町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第34号の説明、採決	1 2 7
・議案第34号 長瀨町教育委員会委員の任命について	
○議案第35号の説明、採決	1 2 7
・議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第36号の説明、採決	1 2 8
・議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○発言の取り直し申し出について	1 2 9
○請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
・請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願	
○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	1 3 0
○日程の追加	1 3 1
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
・発議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書	
○閉会について	1 3 2
○町長挨拶	1 3 3
○閉 会	1 3 3

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第81号

平成26年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月5日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成26年9月11日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗								

不応招議員（なし）

平成26年第3回長瀨町議会定例会 第1日

平成26年9月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

4番 野 口 健 二 君

1番 岩 田 務 君

2番 村 田 徹 也 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号～議案第29号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君		会計 管理 計者	大	澤	彰	一	君
総務課長	福	島	勉	君			企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林	宜	子	君			町民 課長	野	原	寿	彦	君
健康福祉 課長	染	野	真	弘	君		産業 観光 課長	中	畝	健	一	君
建設課長	横	山	和	弘	君		教育 次長	若	林	実	君	
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君							

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	朽	原	秀	樹
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(野原武夫君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第3回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(野原武夫君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野原武夫君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(野原武夫君) ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年5月から7月に係る現金出納検査及び平成26年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

7月1日に、総務省におきまして秩父地域議長会による「関口昌一総務副大臣への表敬訪問」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

7月11日に、秩父市役所吉田総合支所にて「秩父地域議長会第1回定例会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

7月25日に、秩父市歴史文化伝承館にて「平成26年度秩父地区暴力排除推進協議会定期総会」が開催され、出席いたしました。

7月29日、30日に、長野県箕輪町及び富士見町で埼玉県町村議会議長会による「県外視察研修」が開催され、出席いたしました。

8月5日に、小鹿野町役場で「第21回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

8月8日に、長瀨町役場で「関口昌一総務副大臣との意見交換会」が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で「第46回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日、平成26年第3回9月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの夏は、連日のように日本のどこかで雨が降り、一旦降るとすぐに観測史上1位というニュースが流れるような猛烈な雨になっており、各地で被害が出ました。特に先月20日に広島市で起きた大規模な土砂災害は、70人を超える死者、行方不明者が出て、警察と消防、それに自衛隊は夜を徹して捜索を続ける事態となりました。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、これだけ災害の多い国に住んでいる以上、人ごとではなく、自分の住んでいる地域の地形や地盤に強い関心を持って、いざというときにどうしたらいいかを日ごろからシミュレーションしたり、家族で話し合っておくことを痛感するとともに、改めて行政の責任者として、住民の皆様の暮らしを守るために防災・減災対策を十二分に行っていかなければならないと感じました。

さて、先日、第2次安倍改造内閣が発足し、「引き続き経済最優先でデフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に全力を尽くす」と表明いたしました。さらに、地方創生についても重点的に取り組む方針を打ち出しております。人口減少、少子高齢化が進む中でも、将来にわたり安心して暮らせる国をつくるため邁進していただきたいと思っております。また、女性閣僚が過去最多に並ぶ5人誕生しました。女性閣僚の皆さんには、「女性の持つきめ細やかな目線で新風を巻き起こしてほしい」と期待をしております。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告を申し上げます。最初に、総務課関係について申し上げます。8月20日、長瀨地内でバイクによる交通死亡事故が発生しました。3月に矢那瀬地区で起きた死亡事故と合わせて2件となり、埼玉県、県警本部、町の3者で交通安全に関する検討会議が開催される予定でございます。悲惨な交通事故をなくすため、秩父警察署を初め関係機関・団体等と相互に協力し、啓発活動に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、8月23日、第28回埼玉県消防操法大会が行われ、埼玉県消防協会秩父支部の代表として長瀨町消防団が出場いたしました。選手の皆さんには、仕事を持ちながら、1月から長期間にわたり厳しい訓練を積み重ね、「自分たちの町は、自分たちで守る」という精神で、地域防災力のかなめとして活動する消防団員の技術と士気をいかに発揮してもらいました。選手を初め消防団関係者に感謝を申し上げますとともに、議員各位にも壮行会や大会当日に激励いただき、御礼を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。8月15日、恒例となりました「長瀨船玉まつり」が岩畳周辺において行われ、当日は大勢の皆様のご来場をいただき、長瀨らしい「花火」をご堪能いただくことができました。ことしは、特に天候に恵まれ、適度な風があり、花火を遮る煙もない、絶好の花火日和となりました。おかげをもちまして、事故もなく無事に終了することができたのも、ひとえにご協賛をいただきました方々、関係団体、関係者の皆様のご協力のたまものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

す。

次に、教育委員会関係について申し上げます。8月17日、秩北建設組合長瀬支部の皆さん15名による小中学校校舎等の修繕奉仕作業が行われました。小中学校3校の校舎等、合わせて約30カ所の修繕を実施していただき、大変ありがたく、感謝をしております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例改正案1件、平成25年度決算認定4件、平成26年度補正予算案4件、人事案件3件の合わせて12議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくをお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

5番 関 口 雅 敬 君

6番 大 島 瑠美子 君

7番 齊 藤 実 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの6日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの6日間と決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、蓬莱島公園整備について町長にお伺いをいたします。6月定例会で将来の財政状況を見通した事業の推進について伺いましたが、町長は、厳しい財政状況であるため、事業の緊急性や優先度を考慮し、計画的な町政運営を進めていきたいと答弁しています。厳しい財政状況にあって、平成26年度は魅力あるまちづくり総合整備計画の3事業が進められ、そのうちの蓬莱島公園整備は測量設計2,000万円が予算化されており、平成27年度は計画上6,000万円をかけて工事が実施される予定となっています。

そこで、蓬莱島公園整備はどのような構想なのか、将来の町の財政状況を十分考慮した上で進められるのか、町民の声を反映していくのか、またこの事業の緊急度、優先順位について伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

魅力あるまちづくり総合整備計画の蓬莱島公園整備につきましてのご質問でございます。1点目、蓬莱島公園整備の構想でございますが、以前はツツジのきれいな公園であり、住民の憩いの場として親しまれ、現在は地元の方のご協力により蓬莱島の草刈り等を行っていただいております。蓬莱島を含めた周辺の県有地は、白鳥荘は取り壊され、所有者である埼玉県が管理できないということで長瀨町に譲渡したいとの申し出があり、きれいな公園の再生を目指し、県より無償譲渡を受け、今回の計画となりました。子供も元気に遊べ、地域住民の憩いの場とした公園にし、また観光客にとっても憩いの場となるよう整備を行ってまいりたいと考えております。そのような考えで、魅力あるまちづくり総合整備計画の一つの事業として計画をさせていただきました。

2点目の将来の財政状況を考慮しているのかとのご質問でございますが、今回の蓬莱島公園整備を初め魅力あるまちづくり総合整備計画は、社会資本整備総合交付金事業を活用し、最終年度までには対象事業の4割が補助される事業でございます。残りを一般財源や起債を充当し、実施をいたします。3月定例会で予算のご承認をいただきました事業でございますが、事業実施に当たりましては、事業内容の精査等を十分に行い、経費の節減を図ってまいりたいと思っております。財政状況は厳しいことには変わりがございますので、財政健全化も図りながら、魅力あるまちづくり整備計画は推進してまいりたいと考えております。

3点目の町民の声を反映していくのかとのご質問でございますが、8月27日に地元井戸地区の関係者にお集まりいただき、ご意見を伺っております。伺いましたご意見を取りまとめ、詳細設計をし、再度地元の皆さんに図面を見ていただき、検討してもらう考えで進んでおります。予定では、3回の打ち合わせを行う予定でございます。

4点目の緊急度、優先度でございますが、この魅力あるまちづくり総合整備計画は、前町長が何としても進めたい事業として計画をしていたもので、私もこの事業を引き継ぎ、実施していくこととしておりますので、優先度といたしましては上位になっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、今答弁をいただいたので、初めに、忘れないうちにちょっとお願いをしておきます。

前回はそうでしたけれども、厳しい財政状況であるため、事業の緊急性や優先度を重視して決定をしていくということで、今の答弁でも、前町長が推進してきたとか、そういう理由で優先度が高いという話でございます。前回、私は、救急車や消防車が入れなくて本当に困っているところがある、そういう緊急性や優先度を含めて多分町ではしっかりと考えをまとめているのだらうと思いますので、今までの要望事項等を踏まえ、町が緊急性、優先度の順位を示した書類を、私が持ち時間1時間ですから、とりに行くぐらいは1時間かかりませんから、その書類の提出をお願いしたいと思いますので、議長、お願いいたします。

そこで、質問に入らせていただきます。蓬莱島公園整備は、2,000万の設計費用で6,000万の事業費だと、先ほども言ったように、地元説明会でいろいろ意見が出た中で、担当課長に、どういう構想を町で持っているのか、ちょっと示してほしいという話をしたところ、8月の下旬の時点で、まだ構想はない、白紙状態、設計屋さんは何をしているかといったら、測量をしているだけで、何も構想はまだ持っていません。プランニングは、だから、ないということなのでしょう、そう私は理解しました。

地元住民の方々は、あそこは自然公園法にひっかかる、河川法にひっかかる、文化財保護法にひっかかる、私たちが希望して何ができるのだといったら、以前町長が言ったように、たれば、これはたればといっても、タラとレバーではありませんから。たればの話で、一応聞いて、いろんな法にひっかからないようなこれからプランニングをしていくという話でございます、担当課長につきましては、この一般質問の通告文の中にもありました、6,000万の工事費というのもまだ引き継ぎを聞いていないという状況で、これは果たして、緊急度、優先度からいって、こんな上のほうにいいのだろうかと思っております。

財政が本当に厳しい、今回中畝監査委員から出されたこの監査報告書、意見書を見ても、本当に厳しいから、しっかりやらなくてはいけないという監査報告が出ている中で、この蓬莱島公園、こんな形でもうスタートを切っていいのでしょうか。それは、以前の大澤前町長がやりたかった仕事を引き継ぐというのもいいのでしょうか。それで、挨拶の中にもあった、女性のきめ細かさという言葉が出てきたから、私はまたそれを取り上げるのだけれども、本当にいいか悪いか、これはしっかりたたいて、今度、大澤政権にかわったのですから。以前の大澤町長がやりたかったことだって、今の町長がしっかりと財政健全化を進めると言っていて、自分の給料を50%カットしてまでやろうとしているのだから、この事業は本当に必要か、必要でないか、しっかり見きわめてゴーサインを出す必要があると私は思うのです。

それで、これだけ、6,000万の事業、工事費をかけてどんな公園をするのか、本当に私たちに示してほしいのです。ただ6,000万ぐらいあればいいかと決めたのであれば、それでいいです。予定が、6,000万ぐらいかけて、こういう、何でもいいや、6,000万でできるやつをつくるべというのだったらいいです、それで。でも、私たちは、地域の有志をそろえて、蓬莱島公園は年間2回の草刈り、掃除をやります。そのほかに、あそこに神社がありますから、神社の清掃はまたそういう、行司さんたち、役員がやると。それ

で、年間3万円ずつ補助金をいただいてやっている。随分きれいになりましたよ、花芽も年々ふえて、6,000万かけて何をするのだろうか。

それで、1つ言います。大澤前町長がやりたかったからやるのだと言っているけれども、大澤前町長は、公園をつくるときに、安心安全、これが決定できなかつたらやらないと言っていた。では、そういうことも踏まえてやるということなのですね。では、1回目で今6,000万かけてやる工事がどういう話になっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、魅力あるまちづくり総合整備計画、この委員には、議員の皆様4名が委員になっていただいております。その中で練っていただき、ご答申をいただいたものでございます。このところはしっかりご承知いただきたいと思います。

それから、厳しい財政状況にもかかわらずということでございますが、消防車も入れないような道路もあるというお話をいただきました。これにつきましては、町のほうでも把握もしておりますし、また区長から要望いただいているところもございます。ご承知のとおり、矢那瀬地区につきましては順次整備を進めているところでございます。また、今年度も予算はついておりますので、最終的には、ことしいっぱいということにはならないかもしれませんが、順次進めてまいりたいと思っております。

それから、厳しい財政状況にもかかわらず、6,000万もかけてというようなお話でございますけれども、これはあくまでも概略計算でございます。最終の経費ではございません。設計につきましては、設計費も2,000万という予算をとりましたけれども、現在1,630万8,000円でそちらのほうは終了しております。また、これから6,000万というお話でございますけれども、これも事業内容によりまして決定されるものと思っておりますけれども、これ以上はかからないのではないかと私は思っております。

なぜ6,000万円なのかということでございますが、これにつきましては、除草ですとか伐採、植栽等で1,300万円、それから土木工事、進入路、駐車場の整備が1,600万円、それから蓬莱島に渡る橋のかけかえ、これが1,150万円、橋の金額につきましては、永久橋を考えておりますので、高額になっておりますけれども、これらにつきましてはこれから、概算でございますので、多分、減ることはあってもふえることはないとは私は確信をしております。

それから、プランというのですか、コンセプトが何なのかというお話でございますけれども、先ほどもご答弁で申し上げましたけれども、蓬莱島の再生、水辺公園として、住民の憩いの場、それから新たな観光資源として、観光客の憩いの場となるよう整備をする構想でございます。実際、今現在観光協会を進めております旅チャリですとかレンタサイクル、そちらで金石水管橋を渡り、古沢園を回って、1周コースということで、一回り、ぐるりと回っていただいて蓬莱島のほうに出てくるお客さんも多いようでございます。その中で、蓬莱島はどこですかというご質問を地元の住民がよく聞かれるというお話も伺っておりますので、観光客にもわかりやすいような観光地として整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今一生懸命お答えいただきました。ここで聞いている方は、ごもっともだと思って聞いていると思います。

それから、町長に言いますけれども、魅力あるまちづくりの総合計画の審議会にはこの議会から4人が

代表で出ているからと言いますけれども、4人が出たから、ほかの人は意見が言えない、そういう言い方は、町長、やめてください。私は、この長瀨町の財政を、こんな、この決め方で審議会長が決めたのだから、ほかの人が出てきて、みんなオーケーしたのだからわかっているでしょう、それはないでしょう。私は全然やったわけではないです。だったら、全員出したほうがいいではないですか。100人委員会を開いたほうがいいよと私は言っているのだから、大勢でいいではないですか、用意ドンでやる前から。それを言うておきます。

それから、今るありましたけれども、6,000万円以上はかからない、こういうやり方が、今回の決算報告でも不用額が多く出てくる原因なのです。もう、これは毎年決算議会で不用額が多いではないかという話が出てくる。それで、今回は、この決算意見書は、私は本当に、ああ、よく書いてくれたなと評価もしています。そういったことで、補助金が4割つくからと、この4割の補助金の使い方、決して安い補助金ではないです。例えば蓬莱島をやるのであれば、町長、これは以前水辺再生事業で上田知事が、県内100カ所をやるのだったら、長瀨町のお金はかからないでできたんです。それをやらなくて、今になって4割もらえるのだからって、こういうのは、やっぱり行政は結果責任というものがついてくるわけです、同時に。私はそれ以上は、誰とは言いません。だから、そういった事業で来ているのだから、この6,000万を使うのに、では蓬莱島が今言うように、観光客の人に魅力ある蓬莱島になるか、あるいは地域の子供たちが行っていい公園ができるか。

それから、永久橋という話がありましたけれども、永久橋なんていうのは絶対かけられる地域ではないですよ、あそこは。そういうことも、町長は、文化財関係、河川法あるいは自然公園法、町長のうちだつて壁を塗りかえたり、瓦を塗りかえているけれども、実際、あの地域は、どんな色を使って自分のうちが、例えば私のうちの店舗は、皆、お客さんに目立つようにやろうといったらつくれないですよ、色指定が来るのだから。こういうふうにはやらなくてはいけません、ここに植木を植えなくてはいけませんとか、そういう約束、足かせがあつてうちが建っているのだから。蓬莱島公園だから、町がやるのだからどうやってもいいよという、制約がついてくるのが全部取っ払えるのだったらそれでいいけれども。もうちょっとしっかりしたプランニングを立てて、予算もしっかり立てないと、せつかくの納税者が一生懸命汗水垂らして納税したお金をこんな使い方では、私は、幾ら審議会でやったって、町民中、全員が賛成したって私は賛成できません。私たちがやっている、3万円、補助金の草刈りあるいは剪定で十分きれいになるではないですか。

あの蓬莱島は、私が振り返ってみれば、町長も蓬莱島は愛着があるからやるのだという、以前の議会で答弁がありました。あそこには、金石の渡しの記念碑を井戸上郷区でつくりました。今、あの金石の渡しの記念碑を見に行けますか。行けないのです。きれいにすれば、隣でやってしまうから、あそこは200円を払って行かなくては、歩いて行けないです。いや、地元の人には通らせますよといったって、一々、私は井戸上郷区の住民です、だから200円払わないで通らせてくださいと言っていくのは嫌です。200円と言われたら、あの入り口で200円取られるのだったら、200円を払わなくてはみっともないような気がするので、蓬莱島もそうやってきれいにしてしまった場合にそういうことが起こらないかどうか。

この間の地域説明会で、担当課長はまだ全然ないというような状況で、町長、もう一度、この蓬莱島、6,000万でやっていくのに緊急度がどの程度あるのか。私は特に言いたいのは、消防自動車や救急車が入れないところはこの長瀨全地区にまだまだあるのです。だから、そっちの優先度のほうが高いのではないかと、この蓬莱島にも言っています。蓬莱島はこんなにお金をかけなくたって、私たち井戸上郷区

の人たちが、白鳥荘から受け継いで今まで放っておいたから、汚くなったから、みんなでやろうということでここ数年始めた、町もそれに応援してくれて3万円を補助してくれる、それを使って燃料を買ったりなんたり、買ったりしてやっているけれども、私はこれで十分だと思うのですよね、十分だと思う。ただ、あそこに汚いベンチだとかフェンスが壊れているから、その程度を直すのだったら、6,000万なんていう、大体、試算をする、私はあれがわかりません、本当に。では、それはお願いします。

それと、関連して、町長が以前、南桜通りばかり聞かないでくださいと言ったから、今回は蓬莱島にしたので、南桜通りのことでちょっと1個、町長にお聞きしたいと思うのですけれども。これは通告していないけれども、町長、関連しているから、教えてください。南桜通りは、ある町民の方のお話ですと、用地買収のお金をもう渡して全部済んだといううわさが出ているのです。いやいやとそこで言わないで、そこで堂々と言ってもらえばいいのです。それを一緒に聞いて、お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） まず初めに、それでは、南桜通り、通告にはございませんけれども、その話もということでございますので。

お金を渡したということは一切ございません。まだそういう話にはなっておりません。これからあそこは調査をするということになっておりますので、まだでございます。まだまだそんなところではないと思います。

それから、再々質問についてお答えさせていただきます。関口議員はちょっと勘違いしているかなと私は思うのです。蓬莱島、蓬莱島というお話なのですけれども、蓬莱島周辺整備事業なのです。あそこは4ヘクタールあるのです。蓬莱島だけではないのです。長生館が上の部分は買いましたけれども、北側の駐車場、あのすぐ下から川まで並行して真っすぐ、全部町のものになっております。ですので、4ヘクタールございます。それを全部、全てをこれから、測量は終わっていますね、設計をして整備をするということでございます。

私が愛着があるというお話を前議会でさせていただきました。私も井戸に嫁ぎまして42年たつわけでございますけれども、あの蓬莱島周辺で子育てをさせていただきました。子供たちも、あの水辺でザリガニをとったり、毎日あそこで楽しんだものでございます。野球をしたりですとか、あそここのところは非常に子育てに格好の場所でございます。今、あのような状況になっております。それをこれからしっかり整備をして、当然、地元の人たちも憩える、子供も楽しめる、そして観光客も遊べる、そのようなものにして整備をさせていただきたいというのが私の考えでございます。

それから、消防自動車、救急車が入れないような道路というお話もいただきました。これは当然、先ほども申し上げましたけれども、町のほうでもこれにつきましては把握をしております。また、こういう道路というのは非常に難しいです。私もこの立場になりまして、初めてこの大変さがわかりましたけれども、町でつくるのだからといって、人様の土地をどんどん使って整備をするわけにはいかないのです。土地を買い上げたり、それから説明をしたり、いろいろな作業があるわけですけれども、その中で本当にさまざまな問題が起こってまいります。本当に、すぐやってしまいたいなというような道もたくさんございますけれども、なかなか地権者の同意をいただけないというようなところも本当にたくさんございます。本当に道をつくるというのは大変だなというのをつくづく今感じているところでございますけれども、そういった中で、町としてもできるところから手をつけていきたいなと思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。それと、それだけでしたか。緊急度ということで、消防車、救急車という

こと、一番これを関口議員が心配しているということでございますので、そのお話をさせていただきました。

それから、全町民が賛成をしても俺は賛成できないというお話でございますけれども、これは当然、賛成の人もいて、反対の人もいる、これは、人間はいろいろ、考えは人様それぞれでございますので、これは仕方がないことだと私は思っております。しかしながら、全体的なことを考えたときに、やはり優先順位というものがあるのではないかなと思っておりますので、このところをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 魅力あるまちづくり総合整備計画につきましては、多課にわたる事業でございますので、全体的な進行管理ということで、企画財政課のほうで取りまとめを行っております。

先ほどの永久橋が1,150万円ということで、こんなのはつukれないということでありますが、これは当初はコンクリート橋で永久橋を計画していましたが、その金額が積算されております。これは、県に提出する申請、そういう時期もありまして、また検討委員会のほうに諮る時期としまして、まだ当初、永久橋ということで、そのまま予算的には概略でのっております。

この魅力ある整備計画、全ての事業でございますが、これは全て概略でございます。まだ詳細設計とか、そういうものはやっております。それですので、個々の事業でまた詳細な設計をして、ちゃんとした金額が出ると。あくまでも県の、国の事業の概算の積算ということで、申請に合わせてつくってあるものでございますので、それ以上に金額が上がることはないようにということで作成させていただいております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員の緊急度、優先度の資料提供を求められたわけなのですが、通告がありませんけれども、準備はできております。ただ、関口議員さんだけにお渡しするのがいいのか、議員さん全ての人に見ていただくのがいいのか。この資料につきましては、2007年から2016年度、10カ年計画の中の実施計画、今年度から3カ年の緊急度、優先度の入っている事業が全て載っておりますので、議員さん全員にこれをお渡しするのがいいのか、議長さんの判断にお任せしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長はもう再々質問が終わったからという話だったのだけれども、議長の許可を得て、3回目以降の、4回目の質問をさせていただきます。

これは。

○議長（野原武夫君） 許可していないよ、まだ。

○5番（関口雅敬君） 今、指したじゃん。

○議長（野原武夫君） それは、次のこともあるからね。

○5番（関口雅敬君） いや、ちょっと誤解をしているというので、それ。勘違いしていると言うから、もう一回。

○議長（野原武夫君） 内容については、範囲を逸脱しないようお願いいたします。

○5番（関口雅敬君） 逸脱していないよ、関連しているのだよ。

では、蓬莱島の件で、勘違いしているという話なので、私はしっかり、ずっと蓬莱島は、井戸でまだ若

い衆と呼ばれているときからやっていました。課長にも話したけれども、関口昌一県議員時代から、自然公園の足かせがついている上郷区の勉強会ということで、一生懸命、私も蓬莱島周辺の勉強を関口昌一さんとやりました。そのとき、最終的に県からの答弁は、葉っぱ一枚動かしてはいけません、木は切ってはいけませんという答弁が返ってきました。

それで、さっき町長が言ったけれども、長生館が買った駐車場あるいは敷地、一番鶴沢側の駐車場の下ですよね、昔のグラウンドゴルフ場があったところ。あそこは県が工事をしました。県が工事の途中で撤退をしています。これは、河川法、自然公園法、文化財保護法、何にひっかかったかわかりませんが、県は途中でやめました。やめたお金はどうするのですかと聞いたら、横瀬の公共事業に使いますと、長瀬町の公共事業をそこですぐ撤退してしまいました。それは、私も勉強しているときにその工事があったので、よくわかって質問をしているので、町長、勘違いしていませんから、ひとつそれは理解してください。

では、続いて2番目の質問に入ります。災害時について町長にお伺いをいたします。県では、ことしの大雪災害への行政対応について、危機管理上の問題を総括する必要がある、問題点をきちっと整理した上で最終的な取りまとめを行うとしております。町では、大雪災害の対応について問題点の総括を行ったのか伺います。

また、今後起こり得る大災害時に消防団員でもある町職員が消防活動で緊急出動した場合、残っている職員で災害への対応や通常業務に支障を来さないのか、職員への連絡体制、障害者や高齢者の安否確認などの対応は万全かどうかを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

最初に、ことし2月の大雪の対応についての問題点の総括でございますが、課長会議などを通じて情報共有を図り、課題や今後の取り組み方などを話し合っております。何点か申し上げますと、町民への情報提供について、除雪路線の見直しについて、孤立世帯との連絡体制について、職員の参集体制について、警察、消防、県、土木建設業者、東京電力、NTT、気象台など関係機関との連携、連絡体制などについてでございます。具体的には、除雪路線の見直しについては、先日の区長会議の際に見直し後の除雪路線をお知らせしたところでございます。また、関係機関との連絡体制につきましては、新たに緊急時の気象台との連絡体制もできたところでございます。なお、計画の見直しや災害時の避難判断基準、伝達方法なども土砂災害時の対応などとあわせて見直し作業に入っているところでございます。

次に、消防団員である町職員が大きな災害時に出勤した場合の役場業務の対応でございますが、災害の内容や曜日、時間などにより状況は異なると思いますが、火災も含めた災害発生当初は現場へ出勤し、初期の災害対応になると思います。当然、勤務時間中の場合は、その時点で自分の職場を離れることができるか否かも判断する必要があると思います。その間の通常業務につきましては、通常の出張や休暇で不在の状況と同じように、その時点で勤務している職員で対応することになります。大規模災害が発生した場合には、限られた職員で非常時優先業務をすることになりますが、業務や体制の見直しをし、わかりやすくするとともに、ふだんから職員に対し、災害に対する意識の醸成を図ってまいります。なお、大災害時には、災害対応業務のほか、緊急性のあるものや優先的に処理しなくてはならないものの業務に対応し、通常業務の一部は後回しせざるを得ないと考えます。

災害対応につきましては、災害対策本部の業務として、被害状況の収集、町民の安否確認、要援護者へ

の支援、避難場所の運営、避難所の開設、給水対応などが優先されると思います。これらの業務のうち、安否確認や要援護者への支援、避難場所や避難所の開設、運営などに際しましては、地域の皆様やボランティアの方々の協力もお願いしたいと考えております。

次に、職員の連絡体制としては、毎年緊急連絡網を更新しており、職員には定期的に災害時の参集基準も確認するよう話しております。

次に、要援護支援者の皆様へ安否確認などの対応でございますが、対象者の名簿は整備されており、必要なときには消防、警察などの関係機関には情報提供することになっております。なお、法律の改正により、高齢者、障害者、要介護認定者4、5等、特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の整備が義務づけられました。県では作成支援などの説明会も開催される予定でございますが、現在町では今までの名簿をもとに作成準備に取りかかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） いろいろ、日々課長会議等でいろんな対策を準備しているということをお話してもらって、本当に災害時には大丈夫なのだろうと今勇気が湧いてきました。

そこで、私からまた何点かお伺いをしたいと思います。今お話ししてもらったことが、絵に描いた餅では何にもなくなってしまう。そこで、具体的に私は、ではお聞きをしたいと思います。先日、私どもの地域は、二百十日の前祝いということで、災害が来ないようにということで、消防の北分署から職員が来て、現在、たまたま広島県である土砂災害のビデオ等を見ながら、この井戸地区は特に急傾斜地のところで、どうやって避難したらいいだろうという話の中で、今町長、話をしてもらいましたけれども。

埼玉県のハザードマップが、8月の下旬あたりにもう役場へ最新版が届いていると思うのです。その中に、例えば私の地域、井戸上郷区だけの話をしますと、井戸上郷区の公民館は避難所になって入っていないという話を私は県庁のほうにいる方から聞きました。その辺は、どうやって逃げるのか、考えておいたほうがいいよという話で、北分署の方ともその話も含めて地域住民で話をしました。地域の人はみんな、るる、いろいろ考えているのだと思うのです。

そこで、私は町のことだけ今回は聞いていきますけれども、以前に1番から4番議員までが入ってきたときに、長瀨町地域防災計画書を我々だけもらっていて、この4名の方にも改めて渡しますよといったときに、内容の中で、当時大澤課長だったと思いますけれども、有限会社セキグチが載っているけれども、会社の人間としては何も言われていないですよという話をして、大澤課長から済みませんでしたというお話をいただきましたけれども、その後何もない、その後何もない。では、あの地域防災計画のあれはどうなのだろうかなと今も心配しているのです。

それで、以前にも言ったように、ここにいる議員は、災害時にどういうふうにしろという話、私だけ聞いていないのならいいのだけれども、聞いていない。それは、以前福島総務課長が議会の議員で相談してくださいという話がありました。これは、私たちには執行権がないのです。私たちが勝手に決めてやる問題でもないのです。そちら側からしっかりと、議員にもどうですかと言って話を決めてもらわないと、こっちで勝手に決めたのが災害時にやらせることはできないということを知った上で、議員で相談してくださいと言ったのかどうか。そこはともかく、議員は何も知らない、大災害時にどういう集合がかかるかわからない。ただ、電話が来るのでしょ、電話が。電話が通じればいいけれども、この間の大雪のように、木が倒れて、電話線が切れていけば連絡もできない、どういう仕事をしていいかもわからないよう

な、そういう体制になっているのです。

消防団員は、前大澤町長は、職員を出すという、はっきりした、明快な答えを私に言ってくれました。役場職員の消防団員は出すのだという話でした。今の話だと、いっても、通常業務の時間や曜日によって業務に帰るのだと、そういうところをはっきりとしておいてもらわないと、役場の職員であって消防団員であれば、大災害、どういう災害になるかわからないけれども、私が言うのは、ああいう大災害のことを言って、小さなその辺の災害だったらそんなに心配しなくても大丈夫なのです。町長が言うように、自助、公助、共助ですか、それでみんなそれぞれが、小さな災害時には大丈夫なのです。そこで、私は、もう一度しっかりと地域防災計画を、見直しの時間ばかりかけていたって、相談したってあれなのだから、あれを含めて、ここが悪い、あそこが悪い、全然言っていない、そういうのを直してもらわないと困るのです。

それで、なぜこういう意識が薄いかなと思ったのが、さっきも町長から埼玉県消防操法大会、消防団員は、選手、この長瀬町が出場するのだという決定が出てから、消防団員は、夜、北分署に集まって、北分署で一生懸命、その大会に出て、いい成績を残すよう、自分たちに消防活動の実をつけさせようと思って、訓練に訓練を重ねて、あの壮行会の日に消防団のある方から、これで今度は家庭サービスに入れますという報告も私にもありました。この消防操法大会を消防団員が鴻巣でやるに当たり、議員各位、結構忙しいのでしょ、皆さん。私が言ったからどうこうではなくて、町の職員も、担当課長あるいは担当課はしっかりとあそこで作業あるいはいろんな行動をとっていただきました。町長も行ってたのは、私も見ましたので。

そこで、町長、消防操法大会があそこであるのだと、消防団員がお正月からずっと練習を、毎晩毎晩、何回となくあそこで一生懸命やって、暑い日、寒い日、雨の日、いろんな、やって、災害時には本当に消防団員に私は頼らなくてはならないけれども、きょうのこの大会を見たら任せられる、これは町民の皆さんに見せてあげたいな、こんなに消防団員は一生懸命やっているという、勇気が湧きました。そこで、区長会なりなんだりの方、来た、来ないは別にどっちでもいいのです。私が言いたいのは、そういう災害時に、いざとなったら、困ったときには消防団員にお願いするのだから。

この町、災害と観光行事がぶつきました。観光のほうに行った方、2つ体がないから、俺は観光に行ったよ、俺は災害に行ったよなのでしょう。皆さん、分かれて行ったのだと思うのです。そこで、私は町長の配慮が欲しかったのは、町長から職員、課長、執行部の職員の方に、半分ずつに分かれるとか、みんな総務課長に任せないで、みんな応援に行けと、そのぐらいな災害に意識を持ってもらいたいなと思ったのです。懇親会はともかく、鴻巣のあそこで、現場で行われる、消防団が一生懸命やった、その姿を執行部も、あるいは町長が議長に言って、議長から議員各位に行けと。秩父鉄道が主催で行う七草寺の法要、これもぶついて、これも大事だと思ったら大事でもいいのです。分けるとかして、もうちょっと私は、消防団員に拍手を、行った方は感じたと思います。あんなに一生懸命やって、応援団がこれ。広島、そのときのニュースを見れば、消防団員が亡くなっているのですよ、子供を助けに行って。そういう消防団員が一生懸命やっているときに、意識が薄いのだなと思ったのです。いかがですか、町長。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

県のポンプ操法大会、関口議員にはお出かけいただきましてありがとうございます。言われて気がついたのでしょけれども、関口議員だけだったのですかね、議員は。

〔「いえいえ、違いますよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ほかにもいましたでしょうか。岩田議員がいたのね。そちらのほうは、多分そちらのほうに要請があったのだと思いますけれども。あと、町職員というお話をいただきましたけれども、七草寺のほうに行かれた議員さんもそれほど多くはないと思いますし、七草寺の法要に行かれた職員は多分いないのではないかと思います。いないですね。副町長は私のかわりに行っていただきましたけれども、ほかにはいないと思います。

ポンプ操法大会につきましては、総務と、あと消防団のほうで、大体こういう人に行ってもらいたいということで通知をさせていただきました。ですので、職員全員ということではなくて、大体この人たちという、担当が行かせていただいたわけでございます。今、最終的なご質問はそれだけだったように伺っておりますけれども、地域防災につきましては、これは総務課長から答弁させていただきます。

あと、井戸の、あれは集落センターですね、あそこが避難の地区になっていないというお話をいただきました。実は、9月6日に、夜10時半ごろだったと思いますけれども、総務課長から緊急電話が入りました。あの日に、夕方から非常に大雨になりまして、秩父地域も緊急情報とかが出たわけでございますけれども、そのときに、深谷の青年会議所の主催で、岩田のキャンプ場に小学1年生から6年生の子供さん70名を連れて、青年会議所のメンバーが30名ついて、100名おいでいただいたそうでございますけれども、テントを張って寝ておりましたらば、水がひたひたと入ってきたということで、これは困ったということで、どうしたらいいだろうということで、たまたま深谷の今野議員が青年会議所のメンバーに入っているのだそうございまして、この議員のところ、どうしたらいいだろうというので連絡がいったそうでございます。早速、長瀬の総務課長のほうに緊急ということで連絡が入り、総務課長が即げんきプラザを当たってくださいました。それで、げんきプラザでもいいですよということで受け入れていただきましたけれども、すぐ私のほうにも連絡いただきまして、私もすぐそちらのほうに行ったわけでございますけれども、

そのとき私が感じたことは、避難所としてげんきプラザは100名程度ということで多分皆さんのお手元にはいっていると思います。しかしながら、その日、げんきプラザは定員が満室でございました。あと、キャンプを張った人たちが30名いたそうでございます。その人たちも、やはりどしゃ降り雨が降ってきたということで、緊急に体育館のほうに避難された。その30名が先に入っている中に、あの中に100名の人たちが入ったわけでございます。でも、何のトラブルも起きずに、朝食もしっかりととれて、深谷の青年会議所の人たちは、長瀬町に非常に感謝をいたしますということで帰っていただきました。また、先日改めてお礼にもおいでいただきました。やはり、井戸地区はげんきプラザが一番避難場所としては適しているかなとそのときつくづく感じたわけでございます。

今現在、北海道でも非常に大雨で、緊急情報がテロップでどんどん流れております。ニュースでも順次報道されております。その中で、やはり一番最初に考えること、これは自分の身は自分で守るしかないのです。どしゃ降りの中を避難所に逃げてくださいますというのは、これはちょっと、二次災害ということを考えたときに無理だと思います。ですので、先ほどご説明させていただいたとおり、どこが自分のうちの中で自分の身を守るのに一番よい場所かというのを、一番最初にそれは考えておかなければならないことかなと思っております。

また、9月の長瀬広報にも「地震・大雨・土砂災害 いざという時のために！」「あなたを守る次の行動」というので、3ページでしたか、出させていただいております。これらをしっかり町民にも見ていただき、もしものときにはどうしたらよいか、そこのところは、やはりまず一番最初は自助、次は共助、そして公助、これでやっていただきたいと思っております。

当然、私も町の長として、今現在、日本全国こういう状況でございますので、市長、村長を集めての危機管理ということで勉強もさせていただいております。その中には、町長はいざというときには全てを責任をとる、これが一番ですよということを何度も言われております。このところは私もしっかりと心していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口君にお話ししますけれども、残りは5分でございます。要領よくまとめてください。

○5番（関口雅敬君） わかっています。見ているから大丈夫です。

今町長が言ったキャンプ場の避難の例、本当に、さすが長瀨町、私も災害時の質問をずっとしてもらって、役場の職員、執行部の皆さんが、こういう災害の質問でぴりぴり、ぴりぴりしながら、少しでもそういう意識ができていればいいなと思って、私はこういう質問をさせてもらっています。だから、さっき言う消防団員の消防操法大会も、本当に、ハザードマップをいろいろ作成を、これは今長瀨町が検討しているとかいろいろな計画を立てている、それはそれで結構ですけども、意識を、もうちょっと災害に意識があれば、さっき言うように、消防操法大会に、町長は、議員は半分ずつぐらいというような話で、執行部側は、副町長は町長がわりに出て、行っていませんという話で、行ってないのでは余計悪いのですよ、町長。行っているのならまだしも、行ってないのだったら、町長、消防操法大会に出動要請を……

〔「それはさっき言ったでしょう。本当はもう……言ったですよね」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） 言っていないよ、言っていないよ。だから、では、いいです。では、もう一回やってください。俺がわからないで言うのだったら。

埼玉県の消防操法大会に、職員が、総務課と消防団の関係だけの人がやるのではなくて、私は、執行部のここにいる皆さんが、町長が行けと、行ってみんな見ろと、そのぐらいの防災意識、消防団員にしっかりと応援したり、彼らが一生懸命やっている姿を見て、自分たちがふだんの防災の参考資料にしたりすればいいと思って言っただけなので、では最後に町長、さっき言ったとかなんとかと言っているけれども、もう一回、では言いたいことを言ってください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ポンプ操法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総務課が担当でございますので、総務課と消防、役員で決めていただいて、どういう方に行っていただくかの選定はしていただき、その皆さんにご通知を申し上げて行っていただきましたということでございますので、よろしく願いいたします。

〔「だから、そこが私と意見の違いだ、のをわかってください。以上です。

難しくはないよ、簡単だよ。では、議長、終わります。時間になりましたので」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 総務課長、いいですか。

〔「いいよ」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 先ほどの副町長からのアンケートといいますが、資料についての話がございましたけれども、議員に内容をよく聞いて、それからまた改めてお願いすることにします。

○議長（野原武夫君） それでは、次に、4番、野口健二君の質問を許します。

○4番（野口健二君） 防災行政無線の整備について、総務課長にお伺いいたします。

先般、土砂災害基礎調査結果の説明会が開催されましたが、町内では既に68カ所が土砂災害警戒区域に指定されており、今回説明のあった地域でも今後危険箇所指定されるところがあると思われまます。近年の異常気象では、いつ避難勧告等が発令されるか予想がつかない状況にあります。

このような状況の中で、防災行政無線は大きな役割を果たすと思われまます。防災行政無線につきましては、平成24年度にデジタル化が完了したところですが、まだ難聴地域があるという話を聞いております。そこで、防災行政無線子局の移設や新設、戸別受信機の貸し出しなど、難聴地域の解消の考えがあるかどうか伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。野口議員の防災行政無線放送の整備についてのご質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線につきましては、非常災害時などに町民の皆様に対して防災情報をお知らせするための手段として、町内に26カ所の拡声子局、スピーカーを設置しておりますが、平成24年度にアナログ式からデジタル式に設備を変更したところでございます。

ご質問の子局の見直しにつきましては、平成24年度に子局の整備を行った際に、最少の経費で最大の効果を得るために、子局の増設などを行わない前提で電波の状況を調査し、整備したもので、現時点では移設や増設の見直しは考えておりません。

また、戸別受信機の貸与等についてでございますが、屋外スピーカーからの放送では聞こえにくい風布地区や屋外スピーカーから離れている地域、山間地域などには戸別受信機の貸し出しを行っております。今後も、必要な家庭には屋外スピーカーからの受信感度などの状況も調査させていただき、戸別受信機の貸し出しも行っております。

次に、放送が聞こえない地域の解消対策についてですが、町民の方から放送が聞こえにくいというご相談を受けることもありますので、確かに議員のおっしゃるとおり、そういう地域があることも承知しております。しかしながら、屋外スピーカー設置場所の周辺では放送の音が大きいなどという苦情もいただき、音量調節はなかなか難しい問題でございます。このような状況を少しでも解消するため、ご相談いただいた地域に対しましては、点検等の際に可能な範囲でのスピーカーの調整、音量ですとか向きなどを行ってまいりたいと思っております。

なお、町の防災行政無線からの放送がよく聞こえなかった場合や聞き漏らしたりした町民の皆様のために、通話料無料のテレホンサービスも行っております。このテレホンサービスの番号につきましては、毎月発行しております長瀬町の広報紙の「くらしのメモ」の欄外に電話番号をお知らせしているところでございます。参考に申し上げますと、0800—800—6680でございますが、今後も広報等でお知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） ただいまご回答いただきまして、まことにありがとうございました。

最近の異常気象による被害等の報道を見ると、いつどこでどのような被害が起こるかわかりませんが、

長瀨町では全町に発信できる防災無線は重要な情報発信の手段で、聞こえにくい、また聞こえない地域の洗い出しをし、難聴地域の解消を早急に検討していただきますようお願いしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

介護予防給付サービス事業について、健康福祉課長に伺います。第5期長瀨町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の背景にもありますように、平成27年には第1次ベビーブーム世代の全ての方が65歳以上になるなど、高齢者福祉、介護予防の推進等、サービスのあり方が大きな転換期を迎えます。そういった中で、国の方針は、地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業に移行、多様化する方向で進んでおり、訪問介護と通所介護についてはあくまでも市町村に移行することです。

当町の介護予防給付サービスで利用件数の一番多いのが通所介護、2番目に多いのが訪問介護のようです。市町村にこれらが移行された場合には、NPO法人や民間事業者、既存の介護事業所、住民ボランティアなど地域のマンパワーが必要とされます。さらに、町やサービスを受ける方にとっても負担が多くなることが考えられます。町としては、これらの問題に対してどのように対応していくのか伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） おはようございます。岩田議員のご質問にお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が本年6月25日に公布、施行されました。今回の制度改正は、要支援1、2に該当する方への訪問、通所介護サービスについては、全国一律の介護保険による予防給付としてでなく、市町村が地域の実情に応じ、柔軟にサービスが提供できる地域支援事業へ全ての市町村が平成29年度までに移行することとなったものです。

これにより、介護保険事業者からだけでなく、地域の実情に応じて、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な団体からもサービスの提供が可能となり、ご質問のとおり地域のマンパワーが必要となってきます。しかしながら、小規模な町村では担い手となるNPOやボランティアなどの支援が少ないという課題がありますが、例えば清掃などの生活支援についてはシルバー人材センターなどに任せ、身体介護に伴う訪問や通所サービスについては介護保険事業者に委託するというように、地域の実情に応じてサービスの担い手を今後決めていくこととなります。

また、制度実施に必要な財源につきましては、改正前と同様に介護保険財政の中で確保されますが、サービスの基準や報酬単価、利用者負担割合については、国が定めたものを勘案して市町村が定めることとなっています。このことにつきましても、市町村によりサービスの内容や料金に多少ばらつきが生じる可能性があることから、要支援者の方へのサービスの低下につながらないように、事業実施に向けて、長湊町の現状を踏まえ、適切な新たなサービスを検討し、また料金設定につきましても、秩父郡市町との連携を図り、大きな料金格差が生じることのないよう協議してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、十分な準備が必要であることから、今後については、国の法令やガイドライン等で定められた内容に基づき、介護サービス提供事業者等の円滑な事業移行ができるよう、事業実施に向けた十分な調整を行いながら適切な対応に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま質問に対しまして答弁をいただきましたが、高齢者に関する質問は以前よりほかの議員からもいろいろと出ております。それは、町にとって、地域社会にとって、今後さらに危機感を持って考えていかなければいけない問題だからではないでしょうか。今回の質問は、その中でも介護予防給付の見直しと地域支援事業へ移行するという話がよいよ実行に向けて進んでいるようなので、当町としては早目に準備、対策などを考えているのか質問いたしました。

その中で、介護予防給付については、事業移行から最長でも1年で、要支援者、訪問介護と通所介護の予防給付によるサービスが総合事業に移行してしまうということは、近い将来、少なからずいろいろなところに負担が出てくるのだと思います。お金の面で言えば、利用者の負担金の割合やサービスの報酬単価を最終的に設定するのが市町村ということですが、単価を安くすればサービスを提供する事業者が大変になり、単価を高くすれば町や利用者の負担がふえます。また、この移行により事務負担がふえることが見込まれております。国としては、市町村にかかる負担を減らし、効率的な事業の実施に向けていろいろな支援を考えているようですが、円滑に事業を遂行するためには町としてもさらなる努力が必要です。

国は、全国一律のサービスが多様な主体により提供され、サービス量が増加し、利用者は多様なサービスの選択が可能になると言っておりますが、利用者にとってはさらにサービスが向上していくようにも聞こえます。しかしながら、そういった多様なサービスなどの部分も市町村の裁量に任せるということです。各市町村では、今後、先ほどもお話に出ましたが、訪問介護や通所介護サービスを行うに当たり、既存の訪問介護事業所や、町にはありませんが、NPO法人、民間事業者、住民ボランティア、コミュニティサロンなど地域の手をかりてサービスを提供していくこととなります。これは本当に難しい問題だと思います。

当町のようにこれからどうしようかと考えている自治体がたくさんある中で、例えば長崎県の佐々町では、平成20年から介護予防ボランティア養成研修を実施して、養成を受けた65歳以上の方が介護予防事業でのボランティアや地域の集会所などで自主的な介護予防活動を行っております。また、要支援者の自宅を訪問して行う掃除やごみ出し等の訪問型支援サービスを行っているようです。当町としましても、こういったことを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

さらに、この町では、何もしなければふえ続けていたと予想していた要介護認定率でしたが、ボランティアによるサービス開始から3年程度で20%台から18%台へと下がっているようです。ほかの事例も厚生

労働省のホームページにも出ておりますが、やはり以前より介護予防に力を入れている地域ではそれなりの効果が出ているようです。国としてみると、財政負担がふえる中で、まさにこういった事業を各地域に求めているのかと思います。

再質問になりますが、今お話ししたような事例のような具体的な対策やサービス内容など、今のところ何も考えていないのか。

また、介護保険事業計画関連ですが、後期高齢者の医療費で、平成21年に1人当たり78万1,449円が平成25年には73万1,655円と、比べてみますと、1人当たり4万9,794円、年間約5万円が減っており、年々減少傾向なのがわかります。後期高齢者人口がふえている中、町としては2,368万6,787円、医療費負担が少なくなっております。この理由は介護予防活動などの効果があったということでしょうか、ご見解を伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 岩田議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めの具体的な例をとっていただきましての質問のところでございますけれども、現在のところ、具体的なサービスの内容は考えておりません。先ほど事例を出していただきました内容を含めて、今後、長瀨町の現状を踏まえ、適切なサービスを検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の医療費が下がったというふうな理由でございますけれども、医療費の減少傾向に介護予防活動などによる一定の効果があったものと考えております。昨年度は介護認定には至らなかったが、早期に対策をとらないと介護保険該当者となってしまうおそれのある方に対し、2次予防事業として、はつらつ教室、こころの健康相談を、また65歳以上の高齢者を対象に1次予防事業として、元気モリモリ体操、足腰らくらく教室、パラパラダンス教室、男の筋トレクラブ、男の栄養教室などの事業を開催いたしました。また、今年度もこれらの事業に加えて、脳トレ塾、手芸教室、歌の教室も開催しています。高齢者が健康であり続けるためには、適度な運動やバランスのよい食事、また社会参加など生きがいを持った生活が大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 岩田務君。

○1番（岩田 務君） まず、介護予防の効果があったと考えているということでございますが、要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減もしくは悪化の防止になっており、そういったことから医療費の削減につながっているのであれば、今後は特に予防に対しての取り組みを考えていかなければなりません。

今は合併してなくなりましたが、沖縄県の佐敷町では、介護保険財政が赤字の自治体も多かった中、徹底的に予防にお金を使った結果、老人医療費の受給者はふえましたが、医療費は11億円台から8億円台まで削減することができたそうです。

平成24年度策定の第5期長瀨町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中でも、平成27年度には、高齢者福祉、介護予防の推進等、サービスのあり方が大きな転機を迎えると考えていたわけですし、今回の地域支援事業へ移行する話が進んでいます。事務負担など、職員の皆さんもさらに忙しくなるかもしれませんが、人ごとではなく、自分たちの将来のことも考えて、よりよいサービス内容になるよう努めていただきたいと思います。

具体的な対策やサービス内容など、これから計画をつくっていくというようですが、介護予防にもつながる話で、昨年に鹿児島県の鹿屋市にある旧申良町柳谷という集落での合宿に参加しました。120戸、300人

程度の集落ですので、おおよそ長瀬宝登山区と同じぐらいかなと思いますが、ここでは行政に頼らない住民自治を目指し、15年くらい前からいろいろな取り組みをしている地域です。この集落では、高齢化率が47%と、もちろん限界集落になっていたようですが、その後33%まで下がりました。さらに、医療費もほかの近隣の集落と比べても半分程度しかかかっていないようです。

笑い話で、診療所の待合室で「きょうは誰々さん来ないね」「じゃあ、風邪でも引いたんだろう」なんて話がありますが、この地域では病院よりも行きたくくなるような場所があるようです。それが畑であり、地区の集会所であり、公園などのようです。こういったところへお年寄りが集まりたくくなるような仕組みづくりについては、長くなるので、この場では話しませんが、介護予防の観点からも、体を動かし、頭も使う農業というのは認知症の予防にもなるという医師もおりますが、現在長瀬町で行われている元気モリモリ体操や老人クラブのグラウンドゴルフ、最近やる方もふえてきておるようなペタンクなどでもいいと思います。認知症の予防にも、農作や囲碁、将棋、こういった活動をさらにふやすことで、これでは嫌だけれども、これなら出てみるかという方もいらっしゃるかもしれません。選択肢をふやして、誰もが参加しやすい環境をつくることで、ひきこもりにならず、外に出て体を動かすこと、みんなで集まって話をすることが介護予防につながるわけです。お年寄りの方々が趣味や娯楽を持ち、楽しい毎日を過ごせる、その結果、介護給付費や医療費の削減、あわよくば遊休農地の解消や特産品の開発などにつながっていけば、町にとってもありがたい話だと思います。

地域支援事業への移行に伴い、長瀬町のような人口の少ない地域ではNPO法人や民間事業者などのマンパワーを求めるのもなかなか難しいと思いますし、地域のボランティアといっても限界があると思います。しかしながら、いずれ、私ももちろんですが、町民皆さん、全員が年をとるわけですので、こういった地域支援事業の仕組みづくりを先延ばしにはできません。今回を機会に新たなサービスを、住民の負担ではなく、住民の協力をいただいて、町民のために、町のために考えていかなければなりません。民生委員の方や行政区の区長さん方に負担をかけるのは申しわけないと思いますが、各地域、地区ごとに協力をいただいたり、ボランティアメンバーを募るなども必要となってくるのかと思います。これからの超高齢化社会の課題解決に向けて、行政、地域住民がまさに協働していかなければなりません。考え方はいろいろあると思いますが、高齢者が安心安全に生活でき、生きがいを持ってはつらつと活動できるまちづくりの実現に向けて、今本当に大きな転機なのではないでしょうか。

最後の質問になりますが、いろいろな事業を行う上で必要だと思います情報として、町で行っている元気モリモリ体操や老人クラブのグラウンドゴルフなどがありますが、高齢者の方でも、健常だからこそなのかもしれませんが、そういった事業に全く参加されない方やひきこもり状態の方はどの程度いらっしゃるのか、また参加されない理由などを把握されているのか、わかる範囲で伺わせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

事業に全く参加しない方、ひきこもり状態の方はどの程度かというふうなご質問かと思いますが、それとあと参加しない理由でございまして、事業に全く参加しない方、ひきこもり状態の方の人数ですが、正式には把握しておりませんが、ことし6月から7月にかけて、高齢者の日常生活の中で必要となる機能がどのような状態であるのか把握する生活機能評価基本チェックリストという記名式のアンケート調査を実施しました。対象者は、要介護認定を受けていない65歳以上の方2,015名に依頼をし、69.4%に当たる

1,398名の方より回答がありました。そのうち、閉じこもりの項目に該当した方が55名でありました。

参加されない理由の関係でございますが、事業に参加されない理由としましては、自分で散歩をするなど自主的な運動を行っている、仕事や家業で時間が合わないので参加することができない、あるいは人の集まる場所に行きたくないなどの理由が主な理由でございます。町では、その方へ保健師が電話で事業参加の呼びかけを行ったり、また気になる高齢者の方には訪問を行い、参加を促しております。また、参加したいけれども、自分1人では会場に行けない方には送迎車が出ていることも説明しております。町といたしましては、今後も高齢者の健康維持、改善につながる効果的な事業を進め、積極的な参加を呼びかけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。最初に、スポーツ推進施策について教育長に伺います。

当町では、スポーツ推進条例を制定しています。それが町民に浸透し、町民がスポーツに関心を持ち参加し、健康で文化的な生活の基盤となるべきと考えます。しかし、町全体のスポーツ祭もなく、各種スポーツ大会に参加するチーム数も激減しているようです。

そこで、町では、スポーツ基本法を遵守し、競技スポーツの推進、健康で活力に満ちた長寿社会の実現のため、どのようなスポーツ推進施策を展開しているのかお伺いします。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

スポーツ基本法は、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定めておりますが、市町村のスポーツ行政の狙いについては、住民がスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めることにあります。

当町では、はつらつ長瀨プランの後期基本計画に生涯スポーツの振興を定め、スポーツ事業の推進、団体、指導者の育成、施設の整備充実に努めております。具体的には、町民がスポーツ活動に親しむことができるように、スポーツ施設の維持管理を初め、スポーツ推進団体の活動を支援するためのスポーツ少年団、体育協会への支援や気軽にスポーツに参加できる機会をつくることを目的に、スポーツ推進委員による各種のスポーツ推進事業を実施しております。今後も、子供から高齢者まで全ての町民が、スポーツを通じ、健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツの推進を図るための施策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では、再質問をさせていただきます。

本町で、小学生のスポーツ少年団加入率は56.98%です。これは本年度です。皆野町の少年団に加入している児童もいるので、約60%の児童がスポーツ少年団に加入しているというふうなことになっておりま

す。ただ、一般社会人においてみると、例えばソフトボール大会等では、以前は18チームぐらい参加していたのが、現在では3チームぐらいしか参加していないと、ナイター等も大分やりましたが、そういう人を見かけるのが非常に少なくなりました。ただ、反面、高齢者のグラウンドゴルフなどは大分盛況になっているような感じがします。

今教育長が答弁されましたが、町のスポーツ施策というふうなことについては、これは形式上のうたったことを言われたというふうに私は解釈しました。そこで、ちょっと具体的な例でいきますと、例えば公民館活動、スポーツ教室等で健康に有効な健康体操教室などの講座が設けられています。例えばこの9月の広報では、健康体操教室、20名ですよという限定なのです。これは20名集まるのか、それとも少ないのか、これは考え方だと思うのですが、もう少し広く、例えば公民館の運動室を使って多くの人が参加できると、そんなようなことで、周知をもう少し広げてもらったほうがいいのではないかなと。確かにそういう講座は開いています。

なお、スポーツテストなどもそうなのですが、年1回やっていますが、非常に参加者が少ないと。私もこここのところ3年ばかり参加しているのですが、体力テストですか、では、終わったらそれで終わり、また来年までというふうなことなのですが、そのスポーツテストですか、体力テストを行ったら、では体力を高めるにはどうしたらいいかと、そんな講座をやっていただかないと、多分体力テストの意味も余りないような気がします。

1つ提案なのですけれども、集団的スポーツを好まず、ウォーキングをしている人も非常に多いと思います。町民皆散歩、町民が皆散歩で元気なまちを例えばキャッチフレーズに、各地区にウォーキングコースの設定や距離表示などをして、元気で健康なまちづくりを目指した施策を実行できないのかということをもっと伺いたいと思います。教育長もよくウォーキングをされているようですが、朝、けさ私もウォーキングをしてきましたが、たくさんの人に会います。やはり、こういう人たちも、自分で健康を維持したいということでやっていると思うのです。これもスポーツだと思うのです。健康福祉課とダブるかもしれませんが、では、そういう人が多いのなら、長瀬町はウォーキングによる健康の町ですよとか、そこまで高めていくような施策が必要ではないかと。

あと、一般社会人のスポーツ参加率または概数、これは教育委員会として把握しているのかどうか、どのぐらいの人がスポーツに参加しているのだろうということ。わかったら、これはぜひわかっておくべきことだと思います。

また、人間、老化が進むと体力の現状維持を望みます。しかし、行政としてのスポーツ講座等は、現状維持ではなく、現状打破の考えで立案、実施していただけたらと思いますが、この点について伺います。

もう一点、最初の通告でも述べましたが、町民大会は中止となって久しくたちます。そこで、全町民参加型のスポーツの祭典というものは実施できないのでしょうか。これは、旧町民大会とは趣を異にしたものでよいと思います。例えば全町民に呼びかけた長瀬アルプスハイキングと簡易スポーツを組み合わせるなど、町民に健康意識を醸成させるような方策もあるのではないかと。この点について伺います。

なかったら結構です、人数については。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員の再質問にお答えしたいと思います。十分なお答えになるかどうか、ちょっと自信のないところもあるのですけれども、ご理解いただきたいと。思います。

スポーツの参加者については、今のところ把握はしておりません。

それから、町民全員ウォーキングですとか全町的なスポーツの祭典ですか、そういったものについては、今すぐにこういうふうにできますと言う自信がありませんので、今後考えていきたいなというふうを考えております。私なんか、特に町民全員のウォーキング、長瀨町ではウォーキング協会というものもないので、そういうのは非常にいいかなと私自身は今考えておりますので、ありがとうございました。

それから、体力テストをした後に体力向上講座というのも、議員さん、そうやってお考えのことはありがたいのですが、なかなか体力テストに参加するのも、していただくのがやっとな思いの中で、なかなかそれが続かないというのが現状でございます。やっぱり、私が考えていることは、議員さんも多分同じ考えかなと思うのですが、やはり小中学生のときに十分に運動の楽しさですとか運動のよさですとか、そういったものをわかるように学校や地域で指導していただいて、それでないと、この間もちょっと郡下の社会人テニス大会のほうに参加させていただいたのですけれども、参加者に聞きましたら、やっぱり中学校までにテニスをやったことがある、その後だとなかなか参加できにくいのですよねということがあったので、やっぱり小中学校の間にはできるだけスポーツに親しむ、そういう意味ではスポーツ少年団の方たちは大変ありがたいなというふうに思っていますので、学校も含めて、そういったことで将来のそういうスポーツに参加する人たちを育てていきたいなというふうに考えております。

十分な答弁ではなかったかもしれないのですけれども、以上です。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 教育長の答弁の中で、やはり小中学生のときにと、小中学生はかなり運動に親しんでいるので、そうでない年代の人にいかにスポーツ活動をしていただくかということに目を向けていただけたらと思います。

さらに、国では新たにスポーツ省というのを設けると言っております。町スポーツ推進条例第2条でも「運動競技」という項目が示されています。競技スポーツは何かとここで定義を言っても始まらないので、実例を出します。日本バドミントン期待の星、16歳の山口茜選手、ご存じかと思いますが、福井県勝山市、人口は2万6,000人です、出身です。勝山市では、町を挙げてバドミントンの競技力向上を図っていて、全国大会で名を連ねるような有名選手を輩出しています。残念ながら、秩父、長瀨ではそのような土壤はありません。強いて挙げるなら、剣道の修心館道場出身者が全日本レベルで多く活躍しているということが特筆されると思います。

さて、今般、陸上競技やり投げで本町出身、新井選手が日本選手権で優勝し、アジア大会日本代表に選考されたことは周知のことです。新井選手は、アジア大会で優勝すれば次期オリンピック代表に内定する可能性があります。日本陸連で、メダルに最も近い人物と目されています。これは私、日本陸連の幹部と話をして、そういう話が出てきました。しかし、やり投げは国内レベルが高く、オリンピックを目指すには最激戦の種目となっています。現在、4名の選手で2つの椅子を争うというふうな状況です。

そこで、以下の2点から、できれば町長あるいは教育長にお伺いします。日の丸を背負い、日本代表として競技する選手を輩出したにもかかわらず、なぜ町として広く町民に広報し、激励の場を設けなかったのか。

2点目、子供たちに、やればできることや努力の積み重ねの大切さなど、夢を追い、努力する大切さを育む機会を設けるべきではなかったのか。私はスポーツ推進審議委員を務めておりますが、審議委員会に諮問がありませんでした。スポーツ推進条例第9条第2項にうたわれたことが機能しなかったと判断せざ

るを得ません。オリンピックが決定したら、オリンピック出場、入賞を目指してもらうために、地域を挙げてこれからでも応援をしてやる必要があるのではないのでしょうか。この点につき、お願いします。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 当町出身の選手がアジア大会に出場することは、明るいニュースであり、大変喜ばしいことであると思います。壮行会等の主催者は、後援会や実行委員会、市町村といろいろ考えられますが、社会人の場合は一般的にはオリンピック出場者の壮行会を市町村でしているようです。

したがって、今回は町での壮行会等の主催については考えていませんでしたが、事前の話があったので、協力する予定でございました。しかし、相談が足りなかったがために行き違いがあったと考えています。町としても、応援する気持ちは皆さんと同じであり、やり投げ界の新星に期待しているところでもあります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、次の質問に移りますが、今の件に関しましてはこれからというふうなことで、町を挙げて応援していくことを要望しておきます。

さて、地域おこしの推進について町長にお伺いします。後半は企画財政課長にお願いしたいと思います。高齢化、人口減少等は当町に限られた事象ではなく、日本全国、多くの地域の過疎化が進行しています。しかし、町再生を期して奮闘している地域もあります。何事においても今までどおりは、言葉が悪いですが、楽で一番簡単なことです。しかし、多くの町民は町の独自性や変革を期待していると思います。

そこで、行政として独自の地域おこし、地域ブランドの確立方策の基本方針を伺います。

また、町民、行政、学校、企業などからあらゆる年代層の人が参画し、いかに地域活性化を図る手法を検討していくのか、進める考えがあるか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

2006年の改正商標法によって要件が緩和されたことで、地域ブランドによる地域おこしが注目されております。登録できる団体は、法人格を有する組合となっております。長瀨町では特に地域ブランドの商標登録をしているものはございませんが、県内では岩槻人形や草加せんべいなどが団体商標として登録されております。全国では、約370件の団体商標が登録されているようでございます。

地域ブランドの開発や地域おこしにつきましては、どこにでも有効で決定的な策というものがあるわけではないと言われており、その地域の特色や立地、人口や産業の状況を判断し、独自性のある地域おこし施策の計画、実施が必要だと考えております。長瀨町の地域おこしや観光に特化した地域ブランドによる地域おこし、各地区による地域おこしなど、いろいろな方法や考えがあります。

現在、矢那瀬地区の活性化を図るため、地域住民で組織する活性化検討委員会という組織がつけられ、今後の矢那瀬地域をどのようにしていくかを検討していただいております。先日、話し合いの場に参加し、皆さんの考えを聞き、また町の考えを伝え、いかにしたら活性化が図れるのかなどを話し合いました。地域のことをみずから考え、行動を起こす、これが本来の地域おこしではないかと思っております。行政主導の地域おこしもあるかもしれませんが、地域のことは地域が一番よく知っているわけでございます。このような検討委員会が一つでも多くの地域で設置できればありがたいと考えております。

町といたしましては、第4次総合振興計画が27年度で終了となりますので、第5次振興計画の策定に向け準備を進めるわけでございますが、産民学の連携も視野に入れ、今後のまちづくり計画の根幹である振

興計画が策定できればと考えております。まちづくりや地域づくりは、これからの長瀬町にとって大きな課題であり、重点的に取り組むことも必要であると考えておりますので、多くの皆様からのご意見、ご提案をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今町長の主な内容は、地域おこしは地域からというふうな考え方に立つのではないかなと私は判断しましたが、私は、地域から、確かに矢那瀬地区で活性化のそういう会議を持ったというふうなことは私は知りませんし、それは大変いいことだなと思いますが、やはり町の主導がなければ町全体としての地域おこしは進んでいかないような気がします。

安倍首相は、内閣改造で地方創生を重要施策と明言しました。先日、町長は、政権与党前幹事長、現地方創生大臣石破茂氏の講演をお聞きになったはずです。その中で、石破氏は、地方の再生は国の重要課題である。これからの厳しい状況下、地方自治体は旧態依然として国からの補助金を当てにしているのは消滅してしまう。行政は、独自性を生かすための努力と、住民と協働して行わなければ生き残れない。そのため何をなすべきかを考え、計画すべきであるという内容でした。

ちなみに、ある調べでは896の自治体が消滅すると言われていて、日本中で。町長として、この地方創生ということをごどのように捉え、今後の町政にいかにか生かしていくつもりなのかを伺いたいと思います。先ほどのお答えですとちょっと答えにならないかなと、そういう考えは持っておりませんということでも結構です。

あと一点、地域おこしを随分地域を挙げてやっているところがあります。それを列挙しても仕方ないと思いますが、私がよく訪ねる長野県の本曾ですが、上松町というところがあります。ここは、ヒノキの集散地として非常に栄えたところ。人口は約5,500人です。この町では、森林セラピーということに着目して赤沢自然休養林を立ち上げました。ただし、目的に合った、セラピーということでは年間に20人から30人しか、なかなか来ていない。これは、県立の、長野県立本曾病院と提携して、病院の先生がセラピーということに関して診断をしたりしていると。

しかし、この休養林では旧森林鉄道が2キロメートル動いています。非常に観光客もたくさん集まっています。以前は、要するに林業が衰退して、もう町が消滅してしまうのではないかというふうなことでしたが、地元の人たちも、赤沢休養林、地元でも行ったことがないと言っていた人たちが、自分たちでもそこへ行って見て、なるほどな、こういういいところがあったのだというふうなことでまちおこしに取り組んでいる。ちなみに、10月5日には、秋の森林浴というのですか、の行事があります。どなたか担当課の職員でも参加していただければ、内容がわかるような気がします。そういう方法もあると。

特に、ないものねだりからあるもの探しということ、それから地産地消というよりも、今は地産外消というふうなところまで考えが広がっているということもありますので、長瀬では、秩父地域が2013年にジオパークに認定された、これもまちおこしのチャンスと考えなければいけないのではないかなと。今までどおり、何か長瀬は、長瀬は誇れるところがあるのではないかなと町に住む町民が、住民が探して、それを生かしていくと。そうでなければ、やはり地域の特産品といっても、何が特産品なの、長瀬はこれが特産品だよとか、そういう誇れるものが町民に出てこないと思います。そんな施策が私は必要だと思います。そんなことで、もう一度、まちおこしをどのように捉え、住民にどのように浸透させ、継続させていくかを町長または課長にお伺いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

先日、石破先生のお話、とても素晴らしいお話を聞かせていただきました。村田議員もご一緒させていただいたということで、いい講演会だったなとつくづく思っているところでございます。特に今回、石破先生が地方創生担当相になられたということで、これはこれからの地方をしっかりと大臣がやってくれるのではないかなと期待をしているところでございます。

その中で、長瀨町はどうするのだというお話でございますけれども、地域おこし、先ほどは矢那瀬地区の具体例をご説明させていただきましたけれども、先ほどから申し上げておりましたとおり、行政が主体のものあれば、民間や企業、団体が主体のもの、あるいは産官学の共同型のものなどさまざまな地域おこしがございます。NPOなどで組織をしてということも行われているわけでございますが、桜と松、NPO法人でございます。そのようなものも地域おこしの一環かなと私は認識をいたしております。

その中で、町が政策として行う地域おこしでございますが、企業誘致でございますとか、特産品の開発ですとか、ご当地キャラクターの作製やイベント、また観光資源の発掘、姉妹都市の締結などいろいろなものが考えられるのではないかと考えております。そのような中で、今回の講演会も含めて、さまざまな観点から長瀨町に合ったものをこれから考えていくのがよいのかなと思っております。ただ、成功されたところをまねするだけではだめなのではないかという思いがいたしております。

前議会の中でちょっと私のほうも触れさせていただきましたけれども、長瀨町は本当に風光明媚なところで、誇れるところがたくさんございますけれども、なかなか、それを世に出すのが余り得意ではないという中で、ご提案をいただきましたのが、自分で気に入った長瀨町の場所を写真を撮って、それを写真展でもしたら、またより長瀨町の観光に協力していただけるのではないかなというようにお話をいただいたのを議会でお話しをさせていただきましたけれども、そのような中で、やはり長瀨は観光地でございますので、その中でこれから、今まで見向きもしなかった観光場所、これをこれから発掘してまちおこしを図る、これも一つのまちおこしになるのではないかなと私は考えております。その中で、先ほど矢那瀬地区の事例を挙げさせていただきましたけれども、矢那瀬地区も、地区だけをお願いをするのではなく、町としてもかかわりながら協働で作業を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、再々質問ということですが、私の考えるところでは、石破さんが地方創生大臣になったということで、町長は期待をしておりますというお言葉だったのですが、私はそうではないのではないかなと、なつたと。町としてこういうことをとというのをもう少し突き詰めていく必要があるのではないかなと、ぜひそういうことに着手して、長瀨のよさとか住民が何を望んで、こんなところもあるというふうなところを掘り出すというのが行政の仕事ではないかと思っておりますので、ぜひそういう力も発揮していただきたいと思っております。

まちおこしについて、続いてなのですが、企画財政課長に伺います。去る6月に秩父市伝承館で地域経済の活性化という演目で講演が行われました。課長はこの講演に参加されました。講師は木村俊昭先生でした。主な内容をちょっと述べます。地域経済の活性化には、将来を担う子供たちの育成現場である学校と教師の役割が大切である。つまり、地域に愛着のある子供たちを育てるというふうなことかと思っております。2点目が、行政、経済団体、アクティブシニア、若者、女性、あらゆる人々が自分たちのことと捉え、真剣に論議し、実践していかなければならない。3点目、5年、10年でなく、20年、30年先を見越した総合

的な計画を持ち、いかに経済効果が上がるかとの内容でした。大切なのは、そこに住む人々がどんな町に住みたいのか、生涯をどんな町で送りたいのか、知り、気づき、行動がなければ何も変わらないという結論だったと思います。この講演を課長もお聞きになりました。

ちょっと厳しい質問になりますが、課長はこの講演内容を管理者に報告したか、または課内で話し合いを持ったか、次年度以降の行政に生かす努力をしているか、活性化の物差しの内容を持っているか。苦言を呈しますが、これなくして研修に参加した意味はないと思うので、町創生に生かしていただくことをお願いしたいと思います。できる範囲でお願いします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

過日行われました講演会の内容、それをもとにまちおこしの考えはあるのかというようなご質問ですが、このような講演会、いろいろ全国でも事例等がございますが、これも長瀨町が今後策定していく計画の中にも、その参考事例の一つとしてこういうのを加えていきたいと考えております。

また、先ほど町長もありましたが、このような成功事例をそのまま長瀨町に取り入れますと失敗するというケースもございますので、十分に時間をかけて協議を重ねる必要があるかと考えております。こういう長いスパンで考えるものにつきましては、すぐすぐには具現化できるものではないと考えておりますが、長期にわたる計画になりますので、総合振興計画への盛り込みや策定に当たりましては、庁内のプロジェクトチームや、あといろいろな審議会委員さんのご意見をお聞きしながら、また住民アンケート、これは例えばお子さん、中学3年生ぐらいまでもアンケートの中に入れて実施し、より多くの皆様のご意見を聞きながら、先進事例を参考にしながら、長瀨町の地域おこしとして具現化ができればと考えております。

また、この内容を町長に報告しているのかということでございますが、講演会の内容については報告はしておりません。

課の中につきましては、課の中でも行った職員もいますので、その中で話し合いはしております。例えば先ほど村田議員もおっしゃいましたが、私が一番その講演の中で感じたことは、みずからを知り、気づかなければ何も進展しないということが、この中で一番、あと思ったことです。ですから、私たち職員も、みずから町全体を知りながら、何を気づくかということ、を考えて、他力本願ではだめだということで、町職員一丸となつてできればと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、次の質問に移りますが、先ほどの町活性化ということについては、いつものパターンの第4次、第5次、5カ年計画とか、そういう形以外にやはり新たな着手ということが必要と私は考えますので、ぜひその方向を模索していただきたいと思います。

最後に、公有財産の有効活用について企画財政課長にお願いします。当町の公有財産に不動産等がありますが、その有効活用は行政の責務です。特に土地については、町営住宅跡地、消防署長瀨分署跡地、長瀨駐在所跡地など各所にあるようですが、これらの有効活用や売買など、その計画はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

現在町が管理している主な普通財産につきましては、旧消防長瀨分署跡地、旧長瀨駐在所跡地、それと中野上にごございます旧下水道組合の資材置き場、それと野上下郷の避病院跡地、それと岩田に1カ所、それと現在医療生協さいたまにお貸ししております本野上の土地でございます。それと、蔵宮団地1区画、現在まだ普通財産ではございませんが、根岸団地の空き区画がございます。管理状況につきましては、普通財産につきましては、職員が年数回草刈りをして、周りにご迷惑をおかけしない程度に管理をしております。

また、有効活用計画でございますが、特に全体計画というのはございませんが、個々の計画では、消防署跡地につきましては売却する計画で進めております。売却時期はいつとは申しませんが、準備ができ次第、売却できるよう考えております。それと、長瀨駐在所跡地につきましては、公園として整備をするか、売却をするか、現在検討中でございます。また、根岸団地はまだ行政財産ではございますが、今年度3棟撤去される予定でございますので、ある程度広い区画ができます。売却も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、用途が確定していない普通財産につきましては、賃貸や売却等を行い、収入の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2つの団地につきましては、まだお住まいの方がいらっしゃるというふうなことで、早急にどうこうというふうなことはできないと思いますが、野上消防署跡地については売却を検討しているというお話でした。それから、長瀨駐在所跡地については売却または公園にというふうなお話であったかと思えます。

ここで、私としての考えを提案させていただきます。長瀨駐在所跡地につきましては、長瀨は観光の町という発言を頻繁に耳にしておりますが、長瀨駅から宝登山神社までの間に歩を休めるような休憩施設、場所がありません。私、時々歩いているのですが、名前を言っているのかな、長瀨舟下りのところで、ちょっと歩道にはみ出しているのですが、ベンチを置いたりしています。夏場など、日陰になりますので、よくあそこに座って休んでいる方がいらっしゃいます。以前は灰皿もちょっと置いてあったようなのですが、何かごみを一緒に置いていってしまうということで、灰皿は撤去したらしいです。これを考えると、多くの観光地では無料休憩所とかあずまや、これも無料休憩所ですね、は目にします。私、観光で出歩くのが好きなので、いろんなところに行きます。自然を相手にした観光地しか私は行きません。あずまやとか無料休憩所がないというようなところは余り記憶しておりません。余り記憶しておりません。

そこで、あの跡地につきましては、観光客に優しい観光地を目指すということであれば、質素で清楚なあずまや風の休憩所、これを設置するのが一番と考えます。あそこを、夏場でも氷屋さんのところで人が列をなしているとか、いろいろありますが、やはりそういうものがあってしかるべきではないのかなと。これは、町で考えると、非常に高価なものをというふうなことがちょっと頭にちらつくのですが、そうでなくて、昨年の熊谷の植樹祭でいただいたようなベンチもあるでしょう。屋根がついていれば休むことができるというふうな、観光客に優しいというふうなこと、これについて、これは企画財政課だとか産業観光課だとか、そんなふうなことを言わないで、一つ屋根の下の役所ですから、横の連携を密にして、何が最適な活用方法かということで、今の提案について、即答はできないかもしれませんが、お答え願えればと思えます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

この後、新井議員からも同じ質問が出ておりますので、簡単にご説明させていただきますけれども、今現在、先ほども申しましたとおり、売却か公園として整備するかということで検討させていただいておりますので、また決まり次第、議員の皆様にもお知らせして、そこでお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。うちのほうも、長瀨地区に無料の休憩所がない、休む場所がないということは承知でございますので、その辺も視野に入れて検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 即答はできないと思いますが、何が必要かと、観光客に優しい町ということで計画をぜひ練っていただきたいと思います。

さらに、別の土地についてですが、公有地の有効活用ということで、長瀨地内幹線2号線沿いの消防道路おり口横の町有地につき伺います。この土地は、道路の拡幅と南桜通りへの直結を目的に平成23年度に購入したと思います。その後、道路の拡幅工事も未実施であり、ふだんは死に地となっているようです。私の知る限りでは、船玉まつり、消防点検、水難訓練等で使っているぐらいかなと思います。この土地の購入費ですが、多分、初めての私は臨時議会だったので、申しわけありません、うろ覚えですが、4,473万円で購入したと記憶しております。この数字については、間違っていたら失礼します。

当時、毎年この土地の管理費というのは多少はかかるわけです。税金を投入して購入したわけですから、1年のうちに使用頻度が非常に低いというのでは有効活用されているとは思えません。やはり、この土地も、観光目的であるなら、観光客が気軽に憩えるような方法等を考えていく必要があるのではないかなと。今現在、馬が並べられて、見方によっては、いいですか、景観を損ねるような状況ということもあります。失礼ですが、あの通りはちょっと、もう廃業してしまった旅館とか、そういうのもありますし、ちょっと景観上でも、町有地であって、これでいいのかなというふうなことを私は思います。この土地の有効活用をいかに考え、維持管理していくのか伺います。

なお、憲法第15条のもと、公務員は全体の奉仕者ということで規定されております。町全体を考えたということで、この土地も有効活用というふうなことで、未決定な部分はあるだろうけれども、このまま何年も何年も寝かせておくという状況は好ましくないと思いますので、再々質問、お答えをお願いします。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

幹線2号線沿いの船玉まつりの警備本部が設置されている土地でございますが、3年ほど前にこの土地を含め民間駐車場用地を売却するという情報がありまして、売却されてしまうと、周辺の道路が狭隘なため、大型車の進入路の確保や消防などの緊急車両の通行に支障が生じるため、道路整備を行うとともに、当該地を町民や観光客の憩いの場として利用することを目的に購入したものでございます。道路計画部分について一部地権者の同意が得られず、整備に着手できておりません。一体的な整備が行えないために、事業に着手することができない状況でございます。景観については、今後ちょっと、馬等の設置については今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 質問ということになりますと、再々質問が終わっておりますので。

〔「少しだけです」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） では、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 済みません。今の課長の答弁の中で、やっぱり目的として、観光客の憩いの場所というふうなことも目的の中に入っているわけですから、やはりそれに準拠したような形で、やはりあそこだけでも考えることができないのかなと思いますので、ぜひそのところをよろしく願います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

○3番（板谷定美君） 3番、板谷でございます。

まず、ふるさと納税の取り組みについて町長にお伺いしたいと思います。地方分権の流れが進む中、多くの自治体においては、地域もこれからは自分たちの力で経営する時代だという気概を持って邁進することが必要と感じられます。

そこで、当町では、ふるさと納税に対する取り組みについて考えをお伺いいたします。

また、他市町村への納税、他市町村からの納税の実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、全国でふるさと納税を積極的に進めている自治体が数多くございます。地元の特産品の米や肉、海産物、野菜等を寄附していただいた方へのお礼として提供している自治体が多いようでございます。平成20年度から始まりましたふるさと納税でございますが、町では始まった当初からお礼の品を提供しております。1万円以上寄附をしていただいた方に対して、舟下り乗車券を4枚とポストカード、観光パンフレットをお礼として提供しております。

ふるさと納税寄附金受け入れ状況でございますが、件数では6年で51件、319万円のご寄附があり、51件のうち、県内が39件、県外12件となっております。また、長瀨町の方が町外への寄附の件数でございますが、こちらは把握できませんので、何件の方が寄附をしているかは不明でございます。

ふるさと納税が始まり、6年経過いたしました。魅力ある提供品がなければ寄附金の申し込みもなくなってしまふことも考えられますので、今後寄附金額に応じたランク分けやいろいろな特産品や特典が提供できるよう、方法を考えてまいりたいと思います。また、今後寄附金の所得税控除についても改定され、より寄附がしやすくなるとの情報もございますので、PR等の方法も検討し、積極的に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） まず、他市町村からの納税、ふるさと納税が把握できないということでしたが、住民税、所得税が町としては減るということを考えれば、その観点からも調べることは可能だと思います。長瀨町住民からの他市町村への納税は、少なからずも長瀨町の住民税、所得税が減額となるデメリットがございます。しかし、今言われたように、他市町村住民からのふるさと納税により寄附がふえるだけではなく、特典を考慮することによって観光客の増のメリット、それと町、業者とのタイアップによる特産品の開発、産業の活性化が努力によっては図れると思います。ぜひこの制度を利用し、町のメリッ

トを考えてみて、大きな財源となる要素だと思しますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に移りたいと思います。空き家対策について、町民課長にお伺いしたいと思います。7月30日付の新聞報道によりますと、空き家率が全国13.5%、埼玉県10.9%とありました。当町の空き家率はいかほどかお伺いいたします。

また、喫緊の問題として、当町独自の対応策を検討しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 板谷議員の空き家対策についてのご質問にお答えします。

長瀨町の空き家率は、平成25年10月時点の総務省の住宅・土地統計調査によりますと10.2%でございます。

次に、当町独自の対応策についてのお尋ねでございますが、今年度から町民課で環境問題の視点から担当事務として行っておりますが、空き家は、地域特性やかつての利用状況、空き家になった事情は異なり、生じている問題は、防災、衛生、景観等多岐にわたっております。また、所有者等の把握、指導及び対処方針の明確化がされていないため、対応に大変苦慮しております。なお、空き家についてはさまざまな視点から全庁的に取り組む必要があり、秩父郡市内で実施しているちちぶ空き家バンクの活用を含め、幅広い角度から空き家対策について実効性のある対策を講じることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ちちぶ定住自立圏における空き家の活用、空き家バンク制度があります。今おっしゃられたとおりだと思います。しかし、聞く話によれば、不動産の仲介のようなことをしているとも聞いております。

また、長瀨町に移住、またセカンドハウス事業として提供するにはそれなりに手を加えなければならないと思います。再生可能な空き家ばかりではなく、管理が行き届かないまま放置された空き家もあります。防災、防犯、衛生、景観、今言われたように周辺環境に悪影響を生じさせます。適正な管理を行うためには、今から準備しておく必要があると思います。

それで、条例等の制定は考えられておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 議員のご質問でございますが、今町民課のほうで行っているわけなのですが、実際、町民課で行いますと、大部分のものが、もし壊れている関係ですと、建築確認の関係で、強制で探せるのが、建築基準法の第10条というのを使得行うらしいのですが、ただ、これについても相当な、要は、すぐお客さんに、所有者の方に直してくれと言っても、相当な時間を置いてから、その後指導で、見つけるのに、私どもも一応4月から担当ということで、実際はお金も何もない状態からやっていますけれども、2軒ほど、実際空き家の関係で来たことについてお話しします。

2軒とも、所有者がなくて、近所の方にわかって、知っているかなと思ったのですが、5軒ほど見ても結局はわからなくて、それで、うちのほうで一応登記なり、それなりのものを調べまして、1軒については、そこのところで、実際持っている方はこの辺の方ではなくて、都内だとか大分離れた方なので、実態を見ている人というのはほとんど、少ないのです。その方にお話をしたところ、1軒については、3カ月ぐらいですか、きれいにいただきましたが、もう一軒につきましては、実際、またその持ち主が自己破産しているとか、そういう関係でいますと全く手がつけられない状態で、お金はどこで出すのかと

いうことの問題になりますので。ちょっと、だから、いろいろな面を見て、今言った、使える家の空き家なのか、所有者がいない空き家なのか、どれほど壊れているのか、また壊れている頻度にもよって違いますので、そうなってくるとなかなか、先ほども言いましたけれども、環境の関係で町民課のほうでやっていますけれども、そこまでの事業となりますと、まず大変難しいと。

また、将来予測について、条例は確かに適正化条例というのがありまして、市町村もやっているところもあるようですが、ではこの条例をした場合、では家をちゃんと、条例があるだけでは、補助金とかそういうものがまた出てくると思うのです。では、お金がない家をそのまま放置した場合、結局誰が出すのかというと行政になりますから、そうなってくると、行政でそういう補助金を出せるのかとか、そういうお金もまた絡んでくるので、条例をつくるにしても、そういうことを精査して、あと、まず実態を把握することが必要だと思って、自分自身としてはそう思っております。条例についてはまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 大変、ご苦勞はよくわかります。しかしながら、このまま放っておくと空き家はどんどんふえていく。観光立町という考え方の中でも、空き家がいっぱいふえていると、観光客だとか、そういうものが果たして、よく思われなと思います。そういう面でも、やっぱり早急に実態を把握しながらでも、そういう町の方針というものを定めていく必要性はあるのではないかというふうに感じます。

では、次のほうに行きます。ごみの減量化について町民課長にお伺いします。平成25年3月定例会で、容器包装リサイクル法に基づく収集体制、観光客に対してのごみの持ち帰り運動、有価物回収事業報償金の活用の推進について質問したところ、ごみの減量化には一層努めてまいりたいとの答弁でした。その後、どのような対策をとられたかお伺いします。

また、神奈川県葉山町では、土の中のバクテリアで生ごみを分解し、生ごみのリサイクル化が図れるベランダdeキエーロを推進しています。他の市町村でもさまざまな方法で生ごみの減量化を行い、環境に優しいまちづくりを行っております。当町の生ごみの減量化の取り組みについて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 板谷議員のごみの減量化、その後の対策についてのご質問にお答えいたします。

前回回答させていただいた以後につきましては、植物性廃油回収の準備を進めてまいりましたが、実施には至っていない状況でございます。実施に向けて準備をしていましたところ、BDF、バイオディーゼルの精製の精度に問題があり、BDFを使用した車の調子が悪くなる等の悪影響があることがある市町村で伝えられたため、対応に苦慮しているところでございます。

また、生ごみ対策については、現在バクちゃん生ごみ処理器がありますが、議員ご提案のベランダdeキエーロについても、推進自治体が県内のふじみ野市のほうで実施しておりますので、検討してまいりたいと考えております。なお、前回にも触れましたが、レジ袋の辞退、マイバッグ運動、簡易包装の協力、不要となったもののリサイクル、そして児童生徒に対しての環境教育等の町民参加型による発生抑制対策についての啓発をホームページに掲載したり、定期的に広報紙等への掲載を行い、ごみの減量化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 長瀨町の排出ごみ量、可燃ごみが約1,753トン、不燃ごみが157トン、25年度です。資源ごみが330トン、その中でやっぱり可燃ごみの占める割合は78%、そして広域への清掃費として4,590万を負担しております。可燃ごみの比重がいかにかが多いかがよくわかると思います。生ごみは80%が水分で、ある市では、捨てる前の一振り運動をやり、減量化に努めている市もございます。

ベランダdeキエーロは、葉山町で開発されたもので、土の中にいるバクテリアが酸素を使って生ごみを水や二酸化炭素に分解し、土をよくまぜることで一層分解が進みます。土をかぶせることでにおいが防げるため、虫も湧かなくなります。また、土の量はふえたり減ったりもしません。分解には黒土が向いているそうです。長瀨町は、庭や畑が結構多いと思います。穴を掘って、雨露を防ぐ方法でもできるそうでございます。プランターを使ってやる方法も、研究すればいろいろあると思います。お金をかけないで生ごみを減らす方法はいっぱいあると思います。減量効果等の実証実験を行っている市もございます。また、今言われたふじみ野市はごみゼロ運動の大きな一歩として取り組んでおります。ごみの処理のような非生産的なことに大切な税金を使ってはならないと思います。このような方法で少しでもごみの減量に努めていかれてはどうかと、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 生ごみ処理器につきましては、板谷議員のおっしゃるベランダdeキエーロですか、これについて、普通の油についても大丈夫だというような感じで、埼玉県内でも、先ほどお話ししましたが、ふじみ野市が行っているのも、どういものかというのも実際見たことがないので、その辺のことを検討しながら、このことを普及して、ごみを少しでも少なくできるような対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） よろしくお願ひしたいと思います。

実は私、3台つくりました。ぜひ試験的に使ってみてはいかがかと思っております。

円高から円安になりつつある今、海外から輸入する資源が高くなっております。いま一度、リユース、リサイクルを再度考えるべきではないかと言つけ加えて、質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、質問させていただきます。

まず最初に、教育次長をお願いします。プール事故防止対策について。秩父市内のプールで、痛ましい水死事故が起きてしまいました。児童がプールに入るときは、全員同色の帽子をかぶっているようです。不整脈など体に支障のある児童については、色違いの帽子をかぶるようにすれば、監視員の目も行き届き、事故を防ぐことができると思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

6月10日に秩父市内の小学校プールにおいて水泳の授業中に事故が発生いたしましたが、当町ではより一層の水泳指導時における事故防止の徹底を図りました。第一、第二小学校ともに、これまで2人の職員で指導しておりましたが、3人にふやして、2人が児童への指導に当たり、1人は監視を専門に担当するようにいたしました。また、常にプールサイドに電話の子機やAEDを置き、緊急の対応に備え、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るため、緊急対応マニュアルの確認を全職員で行っております。

ご質問の健康面等で配慮を要する児童への対応でございますが、第一小学校では毎年、水泳学習開始前に保護者から児童の健康状態や水泳学習への参加の可否について確認をとっております。その結果、今年度は水泳学習に関して配慮を要する児童はいなかったため、特別な対応はしておりませんが、配慮を要する児童がいる場合には、学年ごとに帽子の色が違いますので、どの学年にも該当しない白色の帽子で対応することになっております。第二小学校におきましても、学校医と連絡をとり合い、水泳学習の際に配慮を要する児童を把握し、全職員で共通理解を図るとともに該当児童の保護者に説明をした上で、職員から識別しやすいように白色の帽子をつけて水泳学習を行っております。なお、当町では無事に今年度の水泳学習を終了したところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 秩父市内のプール事故が起きたというのは60年ぶりだと、秩父市内の教育委員会に勤めている方からお聞きしました。何しろ、事故の形態が、児童が見つけたというので、監視員さん、それから学校の先生はすごくショックだということであります。ですけれども、要するに、事故だとかアクシデントというのは、予期せぬ、まさかというときに起こるわけです。

それで、今聞きましたら、先生が3人の対応で、2人が児童のほう、もう1人は、監視員、沈んでいるかなとかというようなことで配慮をしていただいておりますが、近くにいつでもAED、これは本当に必要ですけれども、学校の先生方には、それと、私はプール担当だったけれども、きょうもその機械を使わなくてよかったよというのが、1時限を終えてからの、帰ってきてからの話をよく聞きました。まだまだ、いろいろ、どんなことでも、アクシデントとかなんとかと、それでまた児童が少ないですから、――

今はすごく大切ですので。

今まで色違いの帽子をかぶったようなことが1人か2人でもあるのでしょうか、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

今年度、第一小学校につきましては帽子の色を変えたということはございませんで、第二小学校の児童で2名おりました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、事故のないようにまたよろしく願いいたします。

次に、2に参ります。健康福祉課長にお聞きします。熱中症対策について。今夏も毎日、エアコンを一日中稼働させているほど暑い日が続いています。町内でも、熱中症がもとで亡くなられた方や、何人の方が病院等で点滴を受けたという話を聞いております。特に抵抗力が低い子供やお年寄りには注意を呼びかけたり、見回りを行い、未然に防止できるよう対応が必要と思いますが、いかがか伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 大島議員の質問にお答えいたします。

熱中症の防止は、町でも健康増進のための大きな課題の一つとして捉え、次のような施策を実施してまいりました。真夏日など高温が予想される日には、防災無線を利用して熱中症に注意するよう呼びかけを行うとともに、「広報ながとろ」7月号やホームページには熱中症予防の喚起の記事を掲載いたしました。また、各地区で実施している元気モリモリ教室や参加者の高齢者に対し、保健師による熱中症予防の講話、乳児健診、乳幼児を対象とした事業の参加保護者に対し、同様の熱中症予防の講話を実施いたしました。保健師による各種訪問事業においても、訪問の際に熱中症への注意喚起を行ってまいりました。また、健康長寿サポーター養成講座におきまして、参加者に熱中症予防のチラシを配布し、本人への注意を喚起するとともに周囲の人への啓発もあわせて依頼しました。以上のような対策を講じてまいりましたが、熱中症につきましては、これからもさまざまな手段、方法により対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 保健師さんや健康福祉課で一生懸命頑張っていてやっています。ですけども、呼びかけをしてもらったり、いろいろ、広報を読んでくださいと言っても、広報も、大きい字は見えるのだけれども、白内障にかかっているの、俺、緑内障だよ、俺も老眼だよという方は、小さい字は見えないとよく言われています。そうですので、なるべく活字は5ミリ方眼に入るぐらいな字で配るようにしていただけたらというのが、老人のところにつきましてはやってください。

それから、年寄りとかなんとかというのほかに、この間死亡した方というの、うちの中にいまして、そして病院に行きました。そうしたら、次の日に亡くなってしまったというようなので、要するに、体が、冷たいところから徐々に徐々に暖かくなってくると、暑さを感じなくなって、それで熱中症になるとなる方が多いですので、何しろお水をうんと飲むということと、あと、熱中症にならないというのにつきましては、何が一番肝心なのかなど。ですから、広報でピンポンパンポンというときには、4番、野口議員さんが言いましたように、広報がポンポン、ポンポンと鳴りましたら、テレビを消して、窓をあけて、そして耳を傾けるといって、幾らか、風の流れや何かによっても違いますけれども、それで聞こえると思います。そうしましたら、換気が入りますので、そういうやり方もいいかなと思いますので、そういうときの対応とかというので保健師さんにも言って、これからしてほしいなと考えていますけれども、その対策はできるでしょうか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 再質問にお答えさせていただきます。

広報の関係でございますが、ことしの7月号に広報に掲載をさせていただきまして、1ページの3分の1を使いまして「熱中症に気をつけて！」という形で載せさせていただきました。一番見えるところに載せさせていただいたわけですが、確かに字がちょっと小さ目だと思いますので、この辺の字が大きくなるかということで、いろいろなことをちょっと中に入れ込んでいるものですから、スペースの関係もあるかと思いますが、その辺のところは担当課とも協議をさせていただきたいと思います。

それと、保健師の訪問時に、いろんなところに訪問しておりますので、特に熱中症が心配される時期には、その辺のところも注意をして訪問するように指導していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 3番に行きます。土砂災害危険箇所への対応について、総務課長にお聞きします。

8月20日に、広島市内で1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降り、土石流が発生し、多くの犠牲者が出る大惨事となりました。当町にも危険箇所が多数ありますが、今後の町の対応について伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員の土砂災害危険箇所への対応についてのご質問にお答えいたします。

現在、埼玉県では土砂災害の危険箇所として町内で89カ所指定をしております。さらに、長瀬町で土砂災害のおそれのある区域として、大字矢那瀬、岩田、井戸及び風布の各地区で68カ所を土砂災害警戒区域として指定をしております。また、ことしの6月、7月に土砂災害基礎調査結果説明会を行った長瀬、本野上、中野上、野上下郷地区でも、今後事務手続を経た後、数十カ所の地域が指定される見込みでございます。警戒区域に指定されますと、住民の皆さんへの周知や避難体制の整備が求められますので、町では、土砂災害のハザードマップの作成や地域防災計画の見直し、避難場所や避難体制などの見直しを行い、その後、住民の皆さんへの周知としてハザードマップの配布、広報紙やホームページなどへの掲載により、警戒区域の指定地域かどうかにかかわらず、危険箇所の周知などを図ってまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 雨がすごく、うんと降りまして、そしてこちらからの、また広報なりなんなりで連絡をしますけれども、もうそこのところ、うんと降ってどうしようもないというときに、そのための事前としまして、予測できると。ああ、ここのうちはすぐ、川のそばだから、あなたは2階のほうに上がっていたほうがいいよ、ここのうちは山からすぐだからということで、そこのところは、おじさん、おばさん、もしもうんと雨が降ってきたら、危ないから、1階で寝ていないで、2階で寝ていたほうがいいよというようなことも事前に総務課長なり保健師さんなり行ったときに話をさせていただけば、もしもという、まさかということもありますので。よかったよ、1階だったら潰されてしまったけれども、2階だったからどうにか大丈夫だったのだよというような話になれば、不幸中の幸いでも、ラッキーだったという結論が出るわけですので。そういうふうに、大変でしょうけれども、役場の職員さんなり、環境だとか町民課とか健康福祉課の人たちが、あらゆる面で、ここのうちは大変だから、2階でとかと、そういうことも、予測されることはそういうふうにしておいたほうがいいのかなと思いますので、そこのところ、時間がす

ごく大変なことですけれども、時間をかけて訪問して、うちの形態から見ると、このうちは2階のところが、1階で寝ていても、もしもというときは2階に上がってくれないとかということをお話しておけば、すごく、命拾いができるようなこともあるかと思っておりますので、忙しいけれども、それができるか、できないか、やってもらえるか、やってもらえないか、それを聞きたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

個々の家の状況はなかなか私どもは承知しておりませんが、先ほど申しました保健師ですとか何かの折にお邪魔したりする際には、そういう避難行動の、要支援の方と、今後名簿を整備してまいります、そういう機会を通じてお話しはできると思っております。また、夜間ですとか急に避難しなくてはならないときに、外に出るとかえって危険な場合もございますので、おっしゃったとおり、垂直避難、2階ですとか崖から離れた部屋に避難するというのもいろんな機会を通じて周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 4番に行きます。外国人観光客への対応について、産業観光課長にお伺いします。

ことは、テレビ等でおなじみの有名人が長瀨を訪れ、ライン下りや商店街を散策している様子が放映されたこともあってか、観光客数がふえているようです。現在、外国人の観光客に対してはどのように対応しているのか。また、英会話等ができる方に観光案内をしていただき、PRすることにより一層外国人の方も長瀨を訪れるのではないかと思います、いかがか伺います。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えします。

2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催を迎えるに当たり、東京はもとより近県各県にも数多くの外国人観光客が訪れることが予想される中で、当町においても外国人観光客の受け入れ態勢の強化が急がれているところです。現在長瀨町の年間観光客数は約200万人で、ここ数年ほぼ横ばいに推移しています。外国人観光客については統計をとってはいませんが、駅前の観光案内所の職員の話では、年々増加していると話を伺っておりますので、とりわけ多言語対応と海外への情報発信については、その改善、強化を図ることが必要だと考えます。

まず、多言語対応についてですが、現在長瀨駅前の観光案内所で英会話等で対応できる職員はいませんが、町内各所の観光案内板や長瀨駅構内の料金表などは日本語、英語、中国語、韓国語の他言語表記に改修されております。外国人観光客が案内所へ訪れた場合には、指差し会話集やタッチパネル情報案内を利用して対応しています。そのほかの対応として、昨年度に長瀨総合パンフレットの英語版を作成し、PRや日常の案内に利用しています。平成24年度からは、長瀨町観光協会のウェブサイトが多言語で閲覧できるようになっており、パンフレットやサイト上の掲載されている情報、インターネットの翻訳機能などを活用して、外国人観光客に言語面でストレスを感じさせない案内に努めています。

最近では、フェイスブックやツイッターなどSNSを利用して情報を取得する外国人観光客がふえてきており、インターネット上の情報発信によるPRはより効果的になってきていますが、同時に外国人観光客にとって使いやすい無料公衆無線LAN環境を整備することが求められているため、長瀨町では埼玉県外国人観光客誘致推進協議会と協力しまして、無料公衆無線LAN、つまりWi-Fi環境の整備に取り組んでいます。5月には、長瀨町観光情報館において説明会を実施し、趣旨に賛同していただいた事業者

には積極的にW i - F i 環境整備を進めていただき、現在町内13カ所の事業所や観光施設等でW i - F i の利用が可能となっています。今後は長瀨町観光協会の事業として進めていく予定で、町としましてもできる限り協力していくべきものと考えております。

大島議員のご指摘にもありました英会話等による観光案内、P Rについては、この9月から秩父地域おもてなし観光公社により約半年間のスケジュールで英会話教室が開催されます。この教室は、秩父地域の観光施設の従業員を対象として、簡単な日常会話から接客時の英会話能力を身につけることを目的としており、長瀨町からは13名の申し込みがあると伺っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 観光客数が200万人になりました、300万人になりました、いいことです。ですけども、よく商店街の方に聞きますと、長瀨に来る観光客というのは本当にお金を持ってこないのだよね、そうだよ、金が少したまると、みんな、東京へ行ったり、軽井沢へ行ったり、清里へ行ったりして、おいしいものを食べに行こうというので、あっ、金がない、2時間以内で来られる田舎だから、ここに行ってみようというので、案外と観光客はふえてもお金というのは落ちないのだよねというのが話をよく聞きます。そこのところを打破するのはどうするかということも一つ問題ですけども。

要するに、外国人の方が、でも、長瀨へ来る外国人の方というのは、案外と片言がしゃべれる方というのがすごく多いように聞いていますし、それから、買い物に行っても、何だかわからない、クチャクチャ、クチャクチャと言っているような人の会話を聞きますけれども、それでもできるのかなというのと、それから皆さんもよく知っていると思いますけれども、英語は中学から、小学校のときも塾なんかに行つて、それで高校までやりますけれども、よくわかっているのは「This is a pen」ぐらいで、あと「What's your name?」とか、そんなぐらいしか、あとわからなくて、本当に、英語というのは、しゃべれる人というのは案外と、なかなか難しいのです。それで、習っても習っても、こっちからこっちに抜けていってしまって、しゃべっていないとだめなのです。

そうですので、ここに、長瀨町で13人、ぜひこの受講生を、受講を、全部でき上がりまして、観光の誘致の指導員とか何かでということで首からぶら下げて、私は英語が話せますというので、日曜日あたりにその辺を散策していただけるようにしてもらおう努力を役場とか観光のほうでぜひ、長瀨町は案外と、長瀨へ行ったら、随分英語がしゃべれる人だらけでよかったよというような、教養のある、知性のある観光地になったらいいかなとも考えていますので、もっともっと、町独自で英語だとか、英語ですね、一番先、標準語は。英語を講座で、公民館講座か何かでするような心構えがあるかどうかの、観光課長ではなくて教育次長のほうにもいってしまうかもわかりませんが、答えていただければありがたいなと、そう思いますので。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

長瀨が英語での対応が優秀だというふうな観光地にさせたいというふうなお考えだと思いますけれども、観光協会とも相談をさせていただきまして、対応をとっていきたいと思います。

以上でございます。

〔「次年度の講座に入れるか、入れないか、そこのところ、ちょっと。頼んでいただけるかどうかね」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

英会話教室の関係でございますが、今年度につきましては全て予定が入っておりますので、次年度以降、要望等が多ければ検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、次に行きます。町税の増収について、税務課長をお願いします。

毎回毎回、済みません。一番大切なことなのです。昨年度は税収が伸び悩み、減少しているのが現状です。自主財源としての町税確保に力を入れなければなりません。どのような増収策を講じていくのか伺います。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

昨年度は、税収が伸び悩み、減収している現状にありますことから、自主財源である町税を確保するための対応策についてのご質問でございますが、長引く景気の低迷や社会経済情勢の急激な変化に加え、本年4月の消費税率引き上げなど、町税確保が極めて厳しい状況にある中、平成25年度の町税の調定額は前年度比マイナス2.8%、2,647万円の減額で、収入におきましてもマイナス2.0%、1,746万9,000円の減額でございました。

このような状況を踏まえ、個人町民税におきましては、埼玉県個人住民税特別徴収の全県一斉指定アクションプランに基づき、平成27年度からの特別徴収一斉指定に向けて準備を進めているところでございます。また、固定資産税につきましては、課税の公平公正な観点から実地調査を積極的に行い、適正な課税の把握に努めてまいります。徴収に関しましては、納税の基本でございます納期内納付の促進を図りつつ、滞納者個々の実情に合った納税相談の実施や県との連携による共同徴収の拡充、さらに法律に基づく財産調査等を強化し、滞納処分の適時適切な対応により町税確保に努力してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 自主財源としての町税確保ですけれども、確かに無理、幾ら税務課長が頑張っても無理かとも思っていますけれども、要するに、皆さんが一般質問を今までもずっとしていただきました。何しろ、お金がないことには何も始まらない、やっぱり一番はお金ですので、何はともあれ、町税をどういうふうにしたらいかというのですけれども、景気がよくなってはならないということがすごく、第一にあるかと思えます。どのような増収策を講じていくのか伺いますといっても、さっきも言ったように、特別徴収とか、あと100%にするとかということしかないかと思えますけれども、せいぜい頑張ってください。

以上です。質問を終わります。

〔議長、暫時休憩を入れてもらえますか〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（大島瑠美子君） 取り消しさせていただきたいことがありますので、よろしいですか。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 1番目のときに、プール事故防止対策についてということで、今、軽はずみな失言、ことをしゃべってしまいましたので、これは会議録から取り消してもらって、それで取り消しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 一般質問をさせていただきます。

新婚世帯への家賃補助について、町長にお尋ねいたします。長瀨町定住促進対策住宅取得奨励事業は、若者定住を促し、少子化抑制のために好評を得ている事業です。しかし、すぐには住宅を取得できない新婚世帯に対し、民間住宅家賃を補助している町村もあります。町内としても、居住を促すことは、本人にとっても町にとっても大変有効な事業になると思いますので、制度の拡大についてお考えをお伺いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

住宅取得奨励補助事業の状況でございますが、平成25年度は25件の事業認定を行い、17件の事業が終了し、補助金1,285万円を補助しております。内訳といたしましては、17世帯52名、うち子供19名で、そのうち町外からの転入者は11世帯27名、うち子供6名となっています。この数字から見ましても、この事業は、人口減少や子供の減少、人口流出の抑制につきましてある程度の成果が出ているものと考えております。

ご質問の新婚世帯に対し、民間住宅家賃の補助をということでございますが、民間賃貸住宅に新婚世帯がどのくらい居住しているか把握はできておりませんが、人口減少の対策としての住宅取得補助金と違いまして、永住ではなく短期間ということになります。町の政策である長瀨町に永住をしていただける方とはなりませんので、補助の対象には考えておりません。町には町営住宅もございます。家賃も民間住宅よりも安く設定しておりますので、町営住宅への入居を考えていただき、新築の折は長瀨町に永住していただければと思います。ご質問の趣旨は十分理解できておりますが、人口減少抑制対策として、永住していただくためには現在の住宅取得奨励補助事業を実施していくことが第一ではないかと考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 町営住宅等もありますけれども、町営住宅の場合は、ちょうど、非常に、所得制限があたりして、必ずしも希望どおり入れるというふうなわけにはいかないかと思うのです。それから、民間住宅に入ったからといって、必ず町外へ出てしまうというような心配はご無用なのではないかというふうに思います。まずは、すぐ新築には至らないけれども、町内に適当なアパートがあれば、そこに入ら

せていただいて、民間アパートがあれば入って、あげくの果てに、長瀬はなかなかいいところだ、住みよ
いところだということから住宅建設にまで進んでいけばいいことでありますので、民間住宅であります
れば、民間住宅に入る人、またそれを持っている、多分町内の方が多いかと思いますけれども、そういう
ふうなことについても有効になっていくのではないかというふうなことから私は質問したわけです。必ず
しも、民間アパートへ入っている人は外へ出てしまうというふうな、短絡的に考えないで、ひとつ検討を
進めていただきたいというふうに思うことから、いま一回、ご回答をお願いいたします。

それから、先ほど25年度に実際にやった実績17件、25件申請があって、17件が住んでくれたと、また52名
が入ってきたというふうなことで、数字も挙げていただいてありがとうございます。非常に定着し、外
に出ていく方もいるかもしれませんが、まだまだつなぎとめられたというふうなことが言えるか
と思います。ですから、そのつなぎとめ政策としてひとつ提案させていただいたことなので、ちょうど秩父
郡内の町でもやっていることでもありますし、検討していただければということで再度質問させていただ
きます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほど25年度の実績につきましてご説明申し上げましたけれども、26年度につき
ましても、25年度に認定し、26年度に完了または予定の件数を含めて17件54人、うち子供19人ございま
して、そのうち町外から転入者は10世帯27人、うち子供6人となっております。今現在も、こちらを申請
したいという申し込みも来ております。そういった中で、大変この制度は好評を博しております、この
制度を充実させていくのが今長瀬町にとっては一番ではないかなと思っております。お聞きいたしますと、
アパート代も非常に高いということで、アパートを借りるよりも、この制度を利用してうちを建ててしま
ったほうがよいのではないかなというふうな声もあちらこちらで聞いておりますので、ぜひこちらの制度を
充実していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） それでは、住宅取得について、ちょうど今、好評を得て、さらに進んでいくところ
でありますけれども、よい住宅地が提供されるとうちも建てやすいし、余り変なところありますとそれ
は建たない。ですので、できるだけ、遊休農地もあったり、また住宅地でもそういう、住宅にしたら便利
かなというようなところがあったりしましたら、非常に住宅も建ちやすいと思っておりますので、そういうもの
について、優良な住宅地の確保とか、結局、提供とか、そういうふうなことについて、ぜひ町のほうでも
取り組んでいただきたいし、やっていってほしいなというふうに思います。よろしいでしょうか。以上で
1番の質問を終わります。

それから、2番に行きますと、元の警察官、長瀬駐在所跡地の活用について同じく町長にお伺いいたし
ます。長瀬駐在所は平成25年3月で閉鎖され、解体撤去後、更地になっています。町有地の有効活用につ
いて、町民から、長瀬の主要な場所なので、町民や観光客の休憩所として、また登下校中の児童生徒が、
急な大雨などのとき、避難場所として利用できる施設があるとよいというふうな声が寄せられています。
私も同感しております。先ほど2番議員も質問いたしました中にありましたけれども、そのお考えをお伺
いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

長瀬駐在所は、駐在所の統合により平成24年度に閉鎖され、用地につきましては長瀬町の財産として現

在更地となっております。先ほど村田議員のご質問にも担当課長がお答えいたしました。土地の有効利用を図るということで、新井議員のご質問のとおり、公園として整備することも含め、現在計画中でございます。

実は、これにつきましては、町といたしましても、観光地でもあり、雨でも降ったときに子供が逃げ込める場所としてあそこを整備したいという考えで実はおりましたけれども、先日、あの土地を譲ってほしいという方が庁舎においでいただきました。即答はできませんということで、議会でも終わりましたらばまた回答させていただきますということでお帰りいただきましたけれども、きょう、新井議員、村田議員からお聞きいたしまして、これからまた議員さんにもお諮りいたしまして、よりよい方向でいきたいなど思っております。特にあの地区におきましても、観光客が一番多い場所でございますし、確かに休憩する場所がないということで、大変、以前から町としても気にかけていた場所でございますので、そのようなことで進めていければいいかなと思っております。

ただ、町の財政事情もございまして、実は先日、ある議員さんが、国会議員がお見えいただいたときに、何か10分の10の補助事業はないですかというような話をお願いいたしましたところ、こういう方法がある、ああいう方法があるということで後からご回答いただきましたけれども、今の時代ですので、なかなか10分の10の事業はないけれども、3割ぐらい負担してもらえればというようなお話も伺っております。そういった中でこれから検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 前向きなご回答をいただいたというふうに理解します。ぜひ、3割負担というのはちょっと痛いですが、それはやむを得ないというものもあるかもしれないし、必要なものは必要です。

あと、場所によってといいますか、そのエリアの中に単純に町内の、今農産物の直売所みたいなものはないのですが、ああいうふうなものを、本人が持って行って、並べて、店番をしながらそこでいて、また売れ残りは持ち帰るといふような、結局、その部分も遊休農地活用に少しでも生きてくればいわけなので、そういうふうな農産物の販売所といいますか、柿ができ過ぎたから、ちょっと置かせてもらいたいとか、店を休憩しながら売れるというか、そんなふうなこともあるかと思えます。いろんな面で、町民にとっても、また観光客にとっても有効になるようなつくり方をしてほしいなど。余り広い場所ではありませんので、車を何台もとめられるような状態ではありませんが、そんなふうなことをお願いしておいて、2番の質問を終わりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それから、3番といたしまして、広報紙に赤ちゃん誕生の記事掲載について企画財政課長にお尋ねいたします。当町の広報紙には、赤ちゃんが誕生した記事が掲載されておりません。そこで、当町で誕生した赤ちゃんを歓迎し、成長の第一歩を長瀨町から始められることを町民こぞって喜び合うために、お祝いしたいために、広報紙に赤ちゃん誕生欄を設け、掲載したらどうかということでお考えをお伺いいたします。以前はそういうふうな欄もありましたけれども、掲載をやめてから久しいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

広報紙に赤ちゃん誕生欄を設け、掲載したらどうかとのご質問でございますが、やはり以前にはそのようなコーナーがあったと記憶しております。現在、秩父郡市内では1歳のお子さんの掲載が多いようでござ

ざいます。現在、長瀬町だけそのコーナーがないというのが現状であります。赤ちゃん誕生欄につきましては、掲載を希望しない方もいるのではないかと考えられますので、掲載を希望される方のみ掲載する方法や、例えば1歳児の誕生月に掲載を希望する方の写真を募集するなど、いろいろな方法があると考えます。いずれにいたしましても、赤ちゃん誕生または1歳児の掲載欄につきましてはコーナーを設けられるよう、またいつから実施できるかも含め、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 大変前向きにご回答いただきまして、ありがとうございます。

なかなか、人数が少ない中で、明るい、また広報とかは非常にかたい記事が多いわけでありましてけれども、そういうふうな中にほっとするような、明るく、ほほ笑みが出るような記事というか、欄にもなるかと思っておりますので、ぜひ。よその町を見てみますと、出産おめでとうございますというふうな欄があって、出産したお母さんの名前は書いていないのですけれども、ぜひ、赤ちゃんのお名前を挙げ、お父さん、お母さんの名前が挙げられるような、希望者ですけれども、そんなふうな形でできればよろしいかと思っております。ぜひ、前向きな検討をいただけるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第25号から議案第36号までの12件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明などは、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、日程に従いまして議事に入ります。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第25号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の

施行及び埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正されたため、関係条例を改正したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第25号 長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀨町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が施行されることに伴い、関係規定の整備を図る必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元にご配付してございます参考資料（議案第25号）で説明させていただきますので、第1条、長瀨町重度心身障害者医療費支給に関する条例の新旧対照表の1ページをごらんください。下線の引かれている部分が改正部分となります。初めに、第2条第1項第3号でありますが、新たに精神障害者福祉手帳1級所持者を補助対象とするものでございますが、ただし、精神病床への入院については対象外となっております。それぞれ第3号から繰り下げる改正でございます。

次に、第3条第2項第3号については、引用法律名の改正でございます。「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に題名を改めるものでございます。

次に、2ページをごらんください。第4号の改正につきましては、65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を対象外とする規定でございます。

次に、第2条、長瀨町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の新旧対照表でございますが、第3条第3項第2号については引用法律名の改正でございます。「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に題名を改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案第25号のほうをごらんください。施行期日でございますが、平成27年1月1日から施行するものでございます。ただし、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律については、平成26年10月1日から施行するものでございます。

次に、第2項の適用区分でございますが、平成26年12月31日時点の重度心身障害者であった者については、第3条第2項第4号の規定は適用しないものでございます。

なお、今回の重度心身障害者医療費支給に関する条例の改正は、本町において、身体、知的、精神の3障害の一元化の観点、また本制度が県主導で創設された経緯からも、県の助成範囲の拡大に合わせ、精神障害者に対する医療費の助成を行い、また県制度との整合性を図るため、65歳以上で初めて障害認定を受ける方については助成の対象としないこととし、本制度が安定的維持、運営が図れるようにするものでございます。

以上で議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番(村田徹也君) 65歳以上になって障害を負った場合と、非常に厳しくなるなど、だから、介護とかそちらのほうで賄っていくというふうな条例にするというふうなことだと思うのですが、2ページの(4)の一番最後の傍線が引いてあるところなのですが、一番最後のところだけ読みます。「その旨の町長の認定を受けた場合はこの限りでない。」という条文があるのですが、これは法律か何かでそういう決まりがあるのかどうか。ですから、場合によっては受けられる人と受けられない人が出てくるという可能性があるのかなとちょっと思うのですが、この原文を、私の理解力ですとそういうことになるのですが、そのところ、ちょっと説明をお願いしたいと思うのですが、

○議長(野原武夫君) 町民課長。

○町民課長(野原寿彦君) 第4号につきましては、この条文については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令という関係で、後期高齢者医療保険の関係の該当の方、もしそうなった方については、これに該当して、町長がまずその方を障害者と認定しておけば、後期高齢者に認定してもらうという条文なのでございます。これは、だから、実際のところ、除外規定というのが一応出ていますので、これについては、後期高齢者のときに、認定するのに町長の承認が一応要るのです。その関係の条文でございませう。

以上でございます。

○議長(野原武夫君) 2番、村田徹也君。

○2番(村田徹也君) それでは、介護認定のほうになるということはわかった、そちらになるということなのですが、ですから、これはそういう認定会議か何かを経て町長が認定をした場合ということではいいわけですか。そうでないと、町長の裁量によってなる人とならない人が出てくるということが考えられるので、その確認ができれば、お願いします。

○議長(野原武夫君) 町民課長。

○町民課長(野原寿彦君) 一応、うちのほうで保健医療制度をやっていますけれども、重度心身のほうで福祉のほうでやっている関係で、重度障害者になると何級ともらうので、それを一旦、申請してもらうときに、長の認定申請の推薦ではないですけども、認定が必要なのです。あくまでも埼玉県全体で行っているものなので、そのときにそれをもって送ってきて、その認定になったものについて、うちのほうで後期高齢の医療の関係になるわけなのです。これではちょっとわかりづらいと思うのですが、

〔「いいです」と言う人あり〕

○町民課長(野原寿彦君) では、以上でございます。

○議長(野原武夫君) ほかに。

齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) 今村田君からお話があったとおりなので、私もちょっとその辺、疑問だと思ったことと、中国の残留孤児ということになっています。その支援に対する法律ということになって、長瀨町には残留邦人、中国から帰国というのはいらっしゃいますか。

○議長(野原武夫君) 町民課長。

○町民課長(野原寿彦君) 実際はそこまで、うちの、ひとり親のほうなので、この除外規定になってございますので、これの中国残留孤児の特定配偶者、要するに前々から、中国にいるときから配偶者になっていた、特定配偶者なので。それで、今回、ひとり親という条文に入っていますけれども、実質、年齢的には大分高くなっているのです。実際のところは、通常はひとり親で、実際、もう年齢が、中国残留で措置事業が始まってもう三、四十年たっていますので、実質、そのときに中国で残されて配偶者を持っている方

という相当な高齢になると思うので。実際、ひとり親の場合は、そういうのもらっている場合は、その人は支給はしないよという条文なので、実質また、そのお金をもらっているかどうかという人というのはうちのほうではちょっと把握していませんので、申しわけございませんけれども、よろしく願います。

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第25号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び長瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号～議案第29号の説明

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第26号 平成25年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第27号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第28号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第29号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号から議案第29号まで、平成25年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月18日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同法同条第2項の規定によりまして監査委員に決算審査の依頼をし、8月22日に意見書が提出されましたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 各会計の歳入歳出決算概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） それでは、平成25年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書により各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

こちらの決算書の表紙、目次の次の淡いピンクのページをごらんください。平成25年度長瀬町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は33億1,501万7,188円、歳出決算額は31億2,212万7,084円、歳入歳出差引残額は1億9,289万104円でございます。

次に、1、2ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上の欄にあり

ますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。なお、各特別会計の歳入決算につきましても同様に調製してございます。

3 ページ、4 ページをごらんください。表の一番下の歳入合計欄でございます。予算現額32億7,402万3,500円、調定額33億9,330万4,245円、収入済額33億1,501万7,188円、不納欠損額490万1,185円、収入未済額7,338万5,872円、予算現額と収入済額との比較はマイナス4,099万3,688円でございます。

収入済額の主なものでございますが、1 ページ、2 ページに戻っていただきまして、まず第1 款町税の8 億5,770万894円、第10款地方交付税の11億8,088万2,000円、3 ページ、4 ページをごらんください。第14款国庫支出金の2 億3,866万8,736円、第15款県支出金の1 億6,493万5,481円、第18款繰越金の2 億4,174万762円、第20款町債の2 億1,977万円、第21款繰入金の1 億4,622万9,000円でございます。

不納欠損額は、1 ページ、2 ページに戻っていただきまして、第1 款町税の490万1,185円でございます。

収入未済額でございますが、第1 款町税の7,122万4,927円、第12款分担金及び負担金の児童保育費負担金28万8,800円、3 ページ、4 ページの第19款諸収入の育英資金貸付金元利収入の162万円と雑入の給食費の25万2,145円を合わせた187万2,145円でございます。

続きまして、歳出決算でございますが、5 ページ、6 ページをごらんください。表の一番上の欄にありますように、歳出決算は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。なお、特別会計の歳出予算も同様に調製してございます。

7、8 ページをごらんください。表の一番下の歳出合計欄でご説明いたします。歳出合計欄の予算現額32億7,402万3,500円、支出済額31億2,212万7,084円、翌年度繰越額1,291万4,461円、不用額1 億3,898万1,955円、予算現額と支出済額との比較1 億5,189万6,416円でございます。

次に、支出済額の主なものでございますが、5 ページ、6 ページに戻っていただきまして、第2 款総務費の7 億9,607万6,768円、第3 款民生費の8 億1,244万1,979円、第4 款衛生費の4 億8,236万7,047円、第8 款土木費の1 億7,590万8,564円、7 ページ、8 ページに移っていただきまして、第9 款消防費の1 億5,164万3,420円、第10款教育費の2 億9,002万4,490円、第12款公債費の2 億9,493万2,936円でございます。

次に、少し飛びまして、110ページをごらんください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は33億1,501万7,188円、歳出総額は31億2,212万7,084円、歳入歳出差引額は1 億9,289万104円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の594万円、事故繰越し繰越額の697万4,461円、計1,291万4,461円で、実質収支額は1 億7,997万5,643円でございます。

続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額は10億7,459万843円、歳出決算額は9 億6,174万6,771円、歳入歳出差引残額は1 億1,284万4,072円でございます。

歳入決算についてご説明いたします。113ページ、114ページをごらんください。歳入合計欄でございますが、一番下になります。予算現額は10億325万2,000円、調定額は11億1,527万7,754円、収入済額は10億7,459万843円、不納欠損額は114万9,594円で、国民健康保険税でございます。また、収入未済額3,953万7,317円も国民健康保険税でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナス7,133万8,843円でございます。

収入済額の主なものでございますが、111ページ、112ページに戻ってください。第1 款国民健康保険税の1 億6,843万9,465円、第5 款国庫支出金の1 億7,977万9,623円、第7 款前期高齢者交付金の3 億2,817万247円、第9 款共同事業交付金の9,251万6,447円、第12款繰越金の1 億1,882万5,850円でございます。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。117ページ、118ページをごらんください。歳出合計欄でございますが、予算現額10億325万2,000円、支出済額9億6,174万6,771円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の4,150万5,229円でございます。

支出済額の主なものでございますが、115ページ、116ページに戻っていただきたいと存じます。第2款保険給付費の6億2,172万3,131円、第3款後期高齢者支援金等の1億2,725万5,779円、第6款介護納付金の5,491万9,853円、第7款共同事業拠出金の1億298万7,855円でございます。

144ページをごらんください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は10億7,459万843円、歳出総額は9億6,174万6,771円、歳入歳出差引額は1億1,284万4,072円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1億1,284万4,072円でございます。

次に、右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額6億8,427万7,286円、歳出決算額6億4,898万4,167円、歳入歳出差引残額は3,529万3,119円でございます。

145、146ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。表の一番下の歳入合計欄の予算現額は6億8,396万9,000円、調定額6億8,557万5,046円、収入済額6億8,427万7,286円、不納欠損額は介護保険料の6万9,800円、収入未済額も介護保険料の122万7,960円でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが、マイナス30万8,286円でございます。

収入済額の主なものでございますが、第1款保険料の1億3,137万7,380円、第3款国庫支出金の1億5,234万4,775円、第4款支払基金交付金の1億7,991万202円、第5款県支出金の9,835万5,887円、第7款繰入金の9,202万6,000円でございます。

147、148ページをごらんください。歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額は6億8,396万9,000円、支出済額は6億4,898万4,167円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の3,498万4,833円でございます。

支出済額の主なものでございますが、第2款保険給付費の6億1,311万9,874円でございます。

170ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は6億8,427万7,286円、歳出総額は6億4,898万4,167円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の3,529万3,119円でございます。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。歳入決算額は8,700万4,537円、歳出決算額8,530万2,378円、歳入歳出差引残額は170万2,159円でございます。

171、172ページをごらんください。上の段の歳入決算についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額は8,711万4,000円、調定額8,734万2,897円、収入済額8,700万4,537円、不納欠損額は後期高齢者医療保険料の4,030円、収入未済額も後期高齢者医療保険料の33万4,330円でございます。予算現額と収入済額との比較は10万9,463円でございます。

収入済額の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料の6,584万220円、第3款繰入金の1,916万8,340円でございます。

続きまして、下の段の歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額8,711万4,000円、支出済額8,530万2,378円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の181万1,622円でございます。

支出済額の主なものでございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の8,409万7,250円でございます。

ます。

182ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,700万4,537円、歳出総額は8,530万2,378円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の170万2,159円でございます。

以上で、平成25年度一般会計、特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、企画財政課長、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、最初に平成25年度の一般会計全般の決算状況につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出決算概要につきましては会計管理者から申し上げましたが、私からは、補足も含めまして、公有財産の状況、歳入歳出決算の対前年度比較、基金の状況等を最初に黄色い冊子の行政報告書によりご説明申し上げます。

まず、行政報告書4ページをお開きください。中ほどでございますが、(2)の公有財産の状況についてでございますが、平成25年度中は、①の土地につきましては、行政財産と普通財産合わせて、旧清流苑用地にいきいきセンターを建設したことにより267平米、埼玉県から蓬莱島周辺県有地の譲渡によりまして2万8,640平米の増加、消防防火水槽の撤去により28平米の減少で、平成25年度末では2万8,879平米増で18万4,934平米となりました。

②の建物につきましては、行政財産、普通財産合わせまして、旧清流苑の取り壊しにより346平米の減、いきいきセンターの建設により279平米の増、平成25年度末では67平米減少し、3万4,962平米となりました。公有財産の説明につきましては以上でございます。

続きまして、基金の状況についてご説明申し上げます。5ページ中ほどをごらんください。各基金の運用状況を表にしておりますが、下の合計欄をごらんいただきますと、平成24年度末現在高は6億6,642万4,000円でしたが、平成25年度中に財政調整基金などを8,539万3,000円積み立て、また財政調整基金などを1億4,622万9,000円を繰り入れしておりますので、6つの基金の平成25年度末現在高の合計は6億558万8,000円となっております。なお、平成25年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書では、財産に関する調書は183ページ以降に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。この表は平成25年度一般会計の歳入決算と対前年度との比較でございますが、主な科目の収入額や内容につきましてご説明申し上げます。なお、1,000円単位でまとめてございますので、ご了承ください。まず、町税は8億5,770万1,000円で、歳入全体の25.9%

を占めております。

次に、地方譲与税から表の中ほどの交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の客観的基準により配分されたものでございます。そのうち、ちょうど中ほどの地方交付税は11億8,088万2,000円で、歳入全体の35.6%を占めており、前年比3.2%の増加となっております。

次に、国庫支出金は2億3,866万9,000円で、地域介護・福祉空間整備補助金事業等の実施により前年比17.7%の増となっております。

次に、県支出金1億6,493万5,000円で、埼玉県緊急雇用創出事業県補助金などの減により前年比9%の減となっております。

次に、財産収入は201万円で、平成24年度は分収造林の売り払いや町有地の売り払いなどがあり、大幅に増となりましたが、平成25年度は大きな収入がなかったため、前年比93.3%の減と、率では大幅な減となっております。

次に、下から3行目、町債でございますが、2億1,977万円で、消防防災設備整備事業債や辺地債の減等により前年比52%の減少となっております。

以上が歳入の主なもので、合計では33億1,501万7,000円となっております。

次に、8ページをごらんください。歳出決算についてご説明を申し上げます。この表は平成25年度の一般会計目的別歳出決算と24年度の比較でございますが、内容につきましては各担当課より説明申し上げますので、主なものについて説明させていただきます。まず、議会費は4,261万5,000円で、欠員によります報酬、共済組合負担金等の減額などにより前年比4.8%の減少となっております。

次に、総務費は7億9,607万7,000円で、財政調整基金費の増額はありましたが、減債基金の積立金の減額等により前年比6.1%の減となっております。

次に、民生費は8億1,244万2,000円で、高齢者・障害者共生施設整備事業等により前年比16.5%の増加となっております。

次に、衛生費は4億8,236万7,000円で、下水道処理事業一部事務組合負担金等の増額により前年比4.2%の増加となっております。

1つ飛びまして、農林水産業費は4,236万6,000円で、大雪による農業施設災害見舞金の増額はありましたが、林道改修工事や分収造林事業の減額などにより前年比7.6%の減となっております。

次に、商工費は3,304万5,000円で、インフォメーション事業の増額や住宅リフォーム資金補助事業により前年比2.8%の増加となっております。

次に、土木費は1億7,590万9,000円で、道路新設改良工事の増額や2月の大雪に伴う除雪作業委託や住宅取得奨励補助金事業等により前年比27.5%の増加となっております。

次に、消防費は1億5,164万3,000円で、防災行政無線デジタル化事業や消防ポンプ自動車購入事業の減により前年比58.3%の大幅な減少となっております。

次に、教育費は2億9,002万4,000円で、中学校技術棟屋根改修工事や総合グラウンド整備等により前年比2.7%の増加となっております。

次に、公債費は2億9,493万3,000円で、償還金元金の増により前年比9%の増加となっております。

次に、10ページをごらんください。この表は、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについてご説明させていただきます。まず、人件費は6億8,206万7,000円で、職員の新陳代謝等により前年比0.7%の減少となっております。

次に、普通建設事業費は2億6,901万4,000円で、高齢者・障害者共生施設の建設はありましたが、防災行政無線デジタル化工事などの減額により前年比32.3%の減少となっております。

次に、補助費は7億7,992万5,000円で、若者定住促進対策事業による住宅取得奨励補助事業の実施や下水道処理事業一部事務組合負担金の増額により前年比6.3%の増となっております。

次に、積立金8,539万3,000円で、財政調整基金、減債基金積立金の減額により前年比42.1%の減となっております。

公債費につきましては、目的別歳出の説明の際に申し上げたとおりでございます。

次に、物件費は3億3,001万8,000円で、前年度まで給食費は別会計で行っていたものを一般会計に繰り入れたため、学校給食賄い材料費が新たに加わったため、平成24年度に比べ3.7%の増加となっております。

次に、扶助費は3億7,297万9,000円で、重度心身障害者医療費支給事業費等の増額により前年比1.5%の増加となっております。

次に、繰出金は2億5,501万2,000円で、介護給付費繰出金等の増額により前年比3.3%の増加となっております。

次に、維持補修費は4,940万6,000円で、2月の大雪に伴う除雪作業委託料等の増額により前年比222.9%の増加となっております。

これらの歳出を合計いたしますと、31億2,212万7,000円となっております。

次に、12ページをごらんください。町債の状況についてご説明いたします。(1)の一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成24年度末現在高は32億6,589万円でしたが、平成25年度中に2億1,977万円を借り入れ、2億5,890万7,000円を元金償還いたしました。このため、平成25年度末の現在高は32億2,675万3,000円となり、前年比3,913万7,000円の減となっております。

なお、欄外にもございますが、9番の減税補填債、10番の臨時税收補填債、11番の臨時財政対策債の元利償還金につきましては、その全額が普通交付税の基準財政需要額に算入され、また5の(2)、辺地債、6番、消防債、8番、災害復旧債などは、その一部が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

一般会計決算全般の概略につきましては以上でございます。

続きまして、財政課関係の決算概要につきまして、この白いほう、平成25年度の一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明いたします。なお、平成26年度の組織改正によりまして課が分かれた関係で、企画財政課関係の説明とさせていただきますので、若干飛ぶところもございますが、よろしく願いいたします。

それでは、決算書の38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費につきましては、「広報ながとろ」の発行に係る費用で、予算額258万2,000円に対しまして235万2,693円を支出いたしました。

1つ飛びまして、第4目財政調整基金費でございますが、財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の規定による積立金で、8,500万円を積み立ていたしました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費で、40、41ページにまたがっておりますが、予算現額2,668万8,000円で、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費で2,554万579円を支出いたしました。具体的には、第11節需用費は、消耗品として事務用品の購入、庁舎の光熱費、庁舎の維持修繕費でございます。

第12節の役務費は、電話、ファクス等の通信費用、公有建物の火災保険料、消防設備等法定点検手数料で、第13節の委託料は、次のページでございますが、庁舎の設備機器等の保守管理委託料、第14節使用料及び賃借料は、コピー機借上料、庁舎の監視システムの機械借上料、第15節の工事請負費は、高圧開閉器の交換工事、庁舎の外壁等の修繕工事を行いました。

第19節負担金、補助及び交付金は、電子入札参加資格申請共同システム負担金などがございます。

次に、42、43ページをごらんください。下のほうになりますが、第12目ふるさと長滞応援基金費は、12名の方から37万円の寄附が寄せられ、積み立てをいたしました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費で、44、45ページにかけてでございますが、予算現額5,126万6,000円で、4,944万9,068円を支出いたしました。主な内容ですが、地方公共団体間を結ぶネットワークLIGWANなどの内部情報系システムの運営、管理、また住民、税務、財務の基幹系システムの管理を行う費用で、ちちぶ定住自立圏の負担金や各種負担金などで、具体的には次のページをごらんください。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 今度、44、45ページです。

第12節役務費では、インターネット等の通信経費389万3,298円、第13節委託料では、システムのハードウェア、ソフトウェアなどの保守委託料、ホームページ運営管理業務委託料などがございます。

第14節使用料及び賃借料では、基幹系、情報系システムのハードウェアなどのリース料や使用料などがございます。

第18節備品購入費は、庁用器具としまして基幹系パソコン5台とプリンター1台を購入いたしました。

第19節負担金、補助及び交付金では、秩父鉄道の安全対策に対する沿線自治体の負担金やちちぶ定住自立圏の負担金、また平成24年度に設置いたしました町村情報システム共同化推進協議会負担金104万6,291円、矢那瀬地区の地デジの共同アンテナ設置に対する無線システム普及支援事業費等に対する負担金551万3,000円などがございます。

なお、19節の不用額につきましては、定住自立圏の負担金が3月に事業を確定したことによりまして135万6,469円の不用額となりました。3月に事業が確定したことによりまして、減額補正ができず、不用額となりました。

次に、50、51ページをごらんください。下のほうになりますが、第6項統計調査費は、予算現額40万5,000円で、通常の統計事務のほか、第2目人口統計調査費13万7,011円では住宅・土地統計調査を、次のページになりますが、第3目経済統計調査7万8,672円では工業統計調査を実施いたしました。

また、少し飛びまして、82、83ページをごらんください。土木費になりますが、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第4目まちづくり推進費のうち、上のほう、第19節負担金、補助及び交付金1,285万7,000円につきまして、備考欄で定住促進対策住宅取得奨励補助金1,285万円でございますが、新婚世帯、子供世帯、新規転入者を支援するための補助金で、17件、1,285万円を補助いたしました。ここで、不用額135万4,000円のうち、住宅取得奨励金は85万円の不用額で、平成26年3月に完了する予定の1件が完了しなかったため、1件分の不用額となりました。

また、少し飛びまして、106、107ページをごらんください。第12款公債費、第1項公債費は、予算現額2億9,518万4,000円ございましたが、町債の元金及び利子の償還費用としまして、備考欄のとおり2億9,493万2,936円を支出いたしました。

以上で平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要と企画財政課関係の決算概要の説明とさせていただきます。

す。よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、総務課長、お願ひします。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 続いて、総務課の決算概要につきまして、平成25年度一般会計歳入歳出決算書に基づき説明いたします。企画財政課と同様、26年4月1日に組織改正があり、総務課は総務課と企画財政課に分課いたしましたので、現在所掌しております事務の決算につきましてご説明を申し上げます。

それでは、決算書の34、35ページをお開きください。中ほど下になります。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額5億8,208万7,000円で、支出額は5億6,708万4,306円でございます。39ページまでにわたっておりますが、第2節の給料と第3節の職員手当等、第4節の共済費は、町長、副町長及び一般職員65人分の給与や共済費関係などの人件費で、特別会計、農業委員会、教育委員会の職員の給与は別会計、別科目となっております。

36、37ページをごらんください。第10節交際費は、町政の円滑な運営を図るために、町政関係者に対するの弔意やお見舞い、また外部の会合への会費などに使用する経費でございます。

第11節需用費は、職員研修経費、公用車19台の管理として燃料代、車の修理代でございます。

第12節役務費は、行政文書の郵送経費、職員健康診断や公用車の車検、点検の手数料、車の保険代のほか、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の賠償責任を負う場合の損害などを支払う際の賠償補償保険などでございます。

第13節委託料は、例規システムの運用経費として、データ更新委託94万5,000円、公用車の運転管理業務委託、地方分権改革の第3次地域主権改革一括法施行に伴う町の例規への影響調査や例規案の作成支援に対する業務委託の費用などでございます。

第14節使用料及び賃借料は、例規システムのソフト使用料144万9,000円などでございます。

第18節備品購入費は、公用車3台の購入費用などでございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、一部事務組合の負担金として、職員の退職手当負担金や秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などでございます。

次に、40、41ページをごらんください。中ほどになります。第7目公平委員会費は、予算現額5万円で、委員会を3回開催し、その委員への報酬で4万9,800円を支出いたしました。

第8目交通安全対策費でございますが、予算現額248万7,000円で、交通指導員への報酬、費用弁償、被服代などの経費のほか、第12節役務費の手数料では、老朽化した交通安全啓発塔の撤去4カ所、交通安全対策を実施するに際しての事務用品や啓発用品代、そのほか交通関係団体などへの負担金などで221万4,634円を支出いたしました。

次に、42、43ページをごらんください。第9目自治振興対策費でございますが、予算現額488万8,000円で、311万231円を支出いたしました。

第11節の需用費では、防犯灯の維持管理経費の電気代の支出が主なもので、光熱水費148万5,269円でございます。防犯灯の台数は893基でございます。

また、第19節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への運営補助のほか、25年度につきましては、宝くじ助成事業を活用してコミュニティ掲示板、お知らせ板の設置100万円分を増額し、支出をいたしました。なお、お知らせ板は町内21カ所に設置いたしました。また、地域振興対策事業に対して、行政区に対する補助金は、4つの地区の地域振興対策事業に対して補助を行いました。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額778万6,000円で、第1節報酬は円滑な行政事務を推進するための行政区長等への報酬、第12節役務費は区長回覧等に対する手数料、第13節委託料は法律相談に対する弁護士への委託料、そのほか、第11節の需用費や第19節の負担金で、人権、同和問題に係る費用や防犯などに関係する経費など724万7,593円を支出いたしました。

少し飛びますが、48から51ページにかけてごらんをいただきたいと思います。48ページ、中ほど以下でございます。第5項の選挙費でございますが、第1目選挙管理委員会費は、予算現額68万2,000円で、通常の選挙管理委員会の委員報酬や定時登録の際の選挙人名簿などを作成する際の選挙システムソフト使用料などがございます。

第2目参議院議員選挙費は、平成25年7月21日に執行いたしました参議院議員通常選挙の執行に際してのもので、予算現額865万3,000円で671万1,344円を支出いたしました。そのうち、埼玉県からの委託金は647万4,901円でございます。なお、不用額が194万1,656円出ておりますが、県からの委託金の確定が年度末になっておりましたので、不用額が出ております。

第1節報酬は、投開票管理者、立会人の報酬、第3節職員手当等は選管書記の時間外勤務手当、第8節報償費は事務従事者への手当、第11節需用費は公営ポスター掲示場の掲示板や選挙事務従事者等への食事代、第12節役務費は、入場券の郵送経費、投票所への臨時電力架設、選挙公報の新聞折り込み、選挙備品の点検手数料、第13節委託料は、入場券作成のための電算処理委託料や公営ポスター掲示場の設置、撤去の費用、第14節使用料及び賃借料は、期日前投票システムのソフトレンタル料、投票所で使用する備品のレンタル代、第18節備品購入費は、自書式投票読み取り分類機117万円や保管庫などの選挙関係の備品でございます。

続いて、50ページの第3目町長選挙費は、平成25年6月30日に執行いたしました町長選挙の執行に際してのもので、予算現額354万4,000円で354万551円を支出いたしました。具体的には、参議院議員選挙費と同様でございますが、選挙長、投票管理者、立会人報酬、事務従事者への手当、投票用紙や諸用紙、候補者の方へお渡しする表示物、公営ポスター掲示場の掲示板と設置、撤去費用、選挙事務従事者等への食事代、入場券の郵送経費と公営はがき郵送代、入場券の作成としての電算処理委託料などがございます。なお、町長選挙費につきましては26年3月の際に減額補正をさせていただいておるところでございます。

ページをおめくりいただきまして、84、85ページをお開きください。中ほどになります。第9款消防費、第1項消防費は、予算現額1億5,526万9,000円で1億5,164万3,420円を支出いたしました。そのうち、第1日常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金合わせて1億2,991万5,059円の支出でございます。分署の敷地につきましては、関係する町が対応することとなり、皆野町と協定を交わし、皆野町に負担金として支出しております。

次に、第2目非常備消防費は、87ページにかけてでございますが、消防、防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための事業などで、予算現額1,468万5,000円で、通常の非常備消防事業のほか、平成25年8月4日に開催された秩父支部操法大会に要した経費や平成26年8月23日開催の埼玉県消防操法大会の訓練経費などとして1,323万645円を支出いたしました。

具体的には、第1節報酬と第9節旅費は消防団員への報酬や費用弁償、第8節の報償費は退職消防団員への退職報償金や記念品代など、第11節需用費は、団運営に際しての消耗品や消防車の燃料代、消防資機材、車両の修理代、団員への活動用Tシャツなどの被服費、第12節手数料は、消防車の定期点検、車検費用、車の保険代、第18節の備品購入費は、消防用ホースなど消防資機材や団員用制服や活動服などの被服

費、第19節は、消防団員への退職報償金の負担金、公務災害の負担金、消防団関係団体への負担金、交付金でございます。

第3目消防施設費は、予算現額553万9,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理を行う費用で471万4,753円を支出いたしました。具体的には、第11節需用費は、電気、水道代の光熱水費、第12節の役務費は、消防施設の浄化槽の維持管理手数料、消防詰所、物置撤去手数料など、第15節は、野上下郷地内の防火水槽の補修工事、長瀨地区コミュニティ消防センターの駐車場舗装工事と階段補修工事、第19節の負担金、補助及び交付金は消火栓の維持管理のための負担金でございます。

第4目防災対策費は、予算現額512万円で、町の防災行政無線設備の保守点検、県防災情報システムの維持管理のほか、備蓄品の購入などの経費で378万2,963円を支出いたしました。

第11節需用費は、防災備蓄品としての飲料水や保存食の購入、災害対策用消耗品、電話、あとは使い捨てカイロなどでございます。それから、町防災行政無線の子局26局分の電気料。

第12節役務費は、県防災行政無線、町と消防署との火災放送等の連動、町防災無線のフリーアクセスの通信通話料、災害時有線電話の電話料、防災行政無線の戸別受信機の据えつけ調整費などでございます。

第13節委託料は、町の防災行政無線の保守点検料で、固定系無線設備の親局操作卓、移動局であります基地局、移動局の無線設備、Jアラート装置の点検手数料でございます。なお、24年度に子局をデジタル化の工事を行いましたので、保証期間となっております。

第14節使用料及び賃借料は、防災行政無線固定局、基地局、移動局の電波使用料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、自主防災組織への補助金で、備品整備に対する補助2地区、それから防災訓練や啓発活動に対する補助3地区に対する補助金でございます。

以上で総務課の決算概要を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、税務課長、お願いします。

○税務課長（林 宜子君） 続きまして、税務課関係につきまして、一般会計歳入歳出事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の10、11ページをごらんいただきたいと存じます。歳入の町税につきましてご説明申し上げます。第1款町税、第1項町民税、第1目町民税の個人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億2,907万5,824円で、個人所得の減少等によりまして前年対比1.2%の減額となっております。これに対します収入済額は3億2,616万4,589円で、収納率は99.1%となっております。

第2節滞納繰越分の調定額は3,533万3,917円で、前年対比2.4%の減額となっております。これに対します収入済額は633万187円で、収納率は17.9%となっております。

第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,299万3,600円で、景気後退に伴い、企業の業績が大幅に下降したことにより前年対比28.6%の減額となっております。これに対します収入済額は3,289万3,600円で、収納率は99.7%となっております。

第2節滞納繰越分の調定額は176万7,310円で、前年対比17.7%の減額となっております。これに対します収入済額は30万1,900円で、収納率は17.1%となっております。

第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は3億9,917万651円、収入済額は3億6,569万276円となっております。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億2,602万

7,700円で、前年対比1.3%の減額となっております。固定資産税は、平成25年度が評価がえの第2年度に当たりまして、土地につきましては引き続き地価が下落傾向にあり、前年対比4.2%の減額、家屋につきましては、新築や増築家屋が増加したことによりまして前年対比1.7%の増額となっております。償却資産につきましても、減価償却による評価額の減少により0.9%の減額となりまして、固定資産税全体では前年対比1.3%の減額となっております。これに対します収入済額は4億2,023万7,050円で、収納率は98.6%となっております。

第2節滞納繰越分の調定額は4,445万6,077円で、前年対比12.4%の減額となっております。これに対します収入済額は886万5,370円で、収納率は19.9%となっております。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、調定額は106万4,500円、収入済額も同額の106万4,500円で、収納率は100%となっております。

第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は4億7,154万8,277円、収入済額は4億3,016万6,920円となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、第1節現年課税分の調定額は1,831万5,100円で、軽乗用車の登録台数の増加等により前年対比2.9%の増額となっております。これに対します収入済額は1,810万2,500円で、収納率は98.8%となっております。

また、第2節滞納繰越分の調定額は124万4,010円で、前年対比7.6%の減額となっております。これに対します収入済額は19万2,230円で、収納率は15.4%となっております。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、調定額は4,354万8,968円で、平成25年4月1日の税率改正によりまして前年対比9.5%の増額となっております。これに対します収入済額でございますが、4,354万8,968円で、収納率は100%となっております。

ページの一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。第1款町税の調定額は9億3,382万7,006円で、前年対比2.8%の減額となっております。これに対します収入済額は8億5,770万894円で、収納率は91.8%となっております。

次に、不納欠損の内容につきまして、税目ごとにご説明申し上げます。個人町民税でございますが、74件、11人で160万995円、法人町民税が7件、5社、110万700円、固定資産税が108件、18人、208万2,090円のうち、現年課税分が4件、1人、6万7,700円、滞納繰越分が104件、17人、201万4,390円でございます。軽自動車税が29件、8人、11万7,400円。4税を合計いたしまして、218件、42人、490万1,185円を法律に基づき不納欠損として処分させていただきました。

現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税全体の調定額9億3,382万7,006円から収入済額8億5,770万894円と不納欠損額490万1,185円を差し引いた収入未済額7,122万4,927円が平成26年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。事項別明細書の44、45ページの下の方をごらんいただきたいと存じます。第3項徴税费でございますが、この項は第1目税務総務費と次のページの第2目賦課徴收費の合計でございます。予算現額は3,036万2,000円に対しまして、支出済額は2,892万5,714円で、不用額は143万6,286円となっております。

第1目税務総務費でございますが、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価員の設置等を行うもので、第1節の報酬はこれらの報酬でございます。

第4節共済費は、町税等徴収嘱託員の社会保険料でございます。

第9節旅費は職員の出張旅費で、第11節需用費は追録代や参考図書代でございます。

次の46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第19節負担金、補助及び交付金は、埼玉県や秩父地区税務協議会等の負担金でございます。

第2目賦課徴収費は、町税の適正、公平な課税と徴収、管理を行い、自主財源の確保を図るためのものでございます。

第11節需用費は、徴収事務に使用する消耗品費、印刷製本費でございます。

第12節役務費は、納税環境の整備を図るためのコンビニ収納に係る通信運搬費や口座振替手数料等でございます。

第13節委託料は、電算業務委託料、土地の下落傾向が見られますことから、適正な地価を把握し、適正な評価と均衡を図るための固定資産税標準宅地関係業務委託料や、町税の収納率を向上させ、自主財源を確保するため、納税推進コールセンター委託料等でございます。

第14節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス利用料、納税者の利便性を図るためのコンビニ収納に係るソフトレンタル料等でございます。

第23節償還金、利子及び割引料は、過年度町税過誤納還付金及び還付加算金でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 続きまして、町民課関係につきましてご説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書事項別明細書においてご説明申し上げます。最初に、歳出の46、47ページの下段をごらんください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費でございますが、予算現額1,228万1,000円、支出済額1,187万5,313円でございます。住基法、戸籍法に基づき、戸籍業務、外国人登録事務、印鑑登録事務等の業務を実施するための業務でございます。

戸籍、住民基本台帳事業でございますが、戸籍関係では、平成25年度末現在の本籍人口は9,671人で、平成24年度と比較いたしまして64人の減となっております。証明等の発行件数は2,977件でございます。また、住民基本台帳関係でございますが、平成25年度末の人口は7,659人、世帯数は2,877世帯で、平成24年度と比べますと、人口は36人の減、世帯は22世帯の増となっております。住民基本台帳事務の処理件数は、転入、転出、転居、世帯主変更の各届け出で585件、住民票、戸籍付票の交付で4,145件でございます。また、住民基本台帳ネットワークシステムの関係でございますが、住民基本台帳カードの申請受理件数14件、交付件数は14件でございます。なお、平成21年11月より、運転免許証を自主返納された方に対しましては、住民基本台帳カードの発行手数料を無料とさせていただいております。

次に、48、49ページをごらんください。主に各種システムの保守委託料、リース料でございます。また、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、旅券発給事務負担金で、パスポート業務を行っている秩父市に交付金全額を支払っております。

次に、56、57ページの下段をごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費、予算現額7,449万円、支出済額7,385万1,436円でございます。

1枚めくって、58、59ページをごらんください。主なものは、第20節扶助費でございますが、予算現額2,500万3,000円、支出済額2,449万807円でございます。重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭医療給付費の支給事業でございます。経済的負担の軽減等を図り、福祉の増進を図るための事業でございます。

重度心身障害者医療費支給事業でございますが、受給者数は202人、支給件数は5,373件で、1人当たりの支給額は11万396円、平成24年度と比べまして33.3%の増となりました。また、ひとり親家庭医療費支給事業でございますが、受給者数は139人、支給件数は562件、1人当たりの支給額は1万5,762円で、平成24年度と比べまして79.6%の増となりました。

次に、第28節繰出金でございますが、予算現額4,897万8,000円、支出済額4,897万6,110円でございますが、この事業は国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的とする事業でございますが、一般会計からの繰り入れについては、国の基準に基づき、保険税の軽減分、出産育児一時金繰出金等を国保制度の中で国、県からの補助金を交付税と一般会計で受けまして、それを繰り出しているものでございます。

次に、第4目老人保健費、予算現額9,707万円、支出済額9,589万2,249円でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行うものでございます。本事業の主なものは、第19節負担金、補助及び交付金で、予算現額7,358万円、支出済額7,357万8,616円でございます。後期高齢者医療広域連合への療養給付費を初め、本事業の円滑な運営及び適正な事業の執行を図るための負担金でございます。

次に、62、63ページをごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費でございますが、予算現額1,889万8,000円、支出済額1,582万7,158円でございます。こども医療費支給事業でございます。少子化及び子育て世代の支援を目的として、中学卒業までの子供の医療費の一部を支給し、経済的負担及び福祉の向上を図るものです。平成22年7月より支給対象者を中学卒業まで拡大しておりますが、受給者数は832人、支給件数は8,851件、1人当たりの支給額は1万7,575円、平成24年度と比較いたしまして7.4%の減となっております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費でございますが、予算現額268万9,000円、支出済額232万4,655円でございます。廃棄物やごみの清掃活動及びリサイクルに向けた取り組みに向け、国道道の不法投棄のパトロール、清掃作業及び各種補助金の支給を行うものでございます。

次に、第2目環境衛生費、予算現額797万8,000円、支出済額772万807円でございます。1枚めくっていただきまして、64、65ページをごらんください。主なものは、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、予算現額731万3,000円、支出済額725万8,000円でございます。主なものは太陽光発電システムでございますが、定額補助金5万円でございます。また、専用住宅に高効率給湯器を設置する際に補助金を交付しておりますが、1件当たり一律2万円となっております。

温暖化対策でございますが、クリーンエネルギーの活用を普及促進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金については36件、住宅用高効率給湯器設置補助金については10件の補助金を交付いたしました。

また、斎場費の負担金として、秩父広域市町村圏組合負担金に524万8,000円を負担いたしました。平成24年度と比較いたしまして、49万2,000円の減となっております。これは処理件数による負担金で、火葬場90件及び霊柩車36件の使用の算定に基づくものでございます。

次に、下段の第2項清掃費、第1目じんかい処理費、予算現額4,589万4,000円、支出済額は同額でございます。平成24年度と比較いたしまして、181万6,000円の減となっております。なお、秩父広域市町村圏組合清掃費の負担金でございますが、可燃、不燃、資源ごみの全体総排出量は2,240トンで、平成24年度と比べまして14トンの増となっております。

次に、66、67ページをごらんください。第2目し尿処理費、予算現額3億3,760万9,000円、支出済額3億3,691万3,000円でございます。平成24年度と比較いたしまして、2,302万3,000円の増でございます。皆野・長瀬上下水道組合に対するし尿の下水道負担金でございますが、下水道費の負担額1,966万3,000円の増となっております。また、平成24年度から実施しております浄化槽市町村整備型事業の実施に伴い、768万2,000円の負担を行いました。なお、町においての合併処理浄化槽の補助金につきましては、1基の補助金を行いました。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費、予算現額4,314万7,000円、支出済額4,314万5,897円でございます。皆野・長瀬上下水道組合の財政基盤の安定化、水道料金に対する上水道への負担金及び補助でございますが、平成24年度と比較いたしましてほぼ同額でございます。

一般会計分につきましては以上でございます。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。国民健康保険特別会計でございますが、国民健康保険制度は、国民皆保険として地域住民の医療と健康の保持増進に重要な役割を果たしている制度でございます。現在、国保を取り巻く環境は、加入者の高齢化、疾病の多種多様化、高度医療化などの傾向にあります。

初めに、120、121ページをごらんください。平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございますが、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税ですが、予算現額1億6,485万3,000円、調定額2億912万6,376円、収入済額1億6,843万9,465円、不納欠損額114万9,594円でございます。国民健康保険税は、国保歳入の15.7%を占めております。また、保険税の収入状況でございますが、医療費の現年課税分の収納率は97%、後期分は96.4%、介護分は94.5%となっており、現年度分の収納歩合につきましては、昨年度94.7%から96.7%と2ポイントの上昇をしております。また、平成24年度と比べて、調定ベースでは458万円程度の減少となっております。

次に、124、125ページをごらんください。第7款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金、第1目前期高齢者交付金でございますが、予算現額3億2,817万円、調定額3億2,817万247円、収入済額は同額でございます。前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費について、他保険の退職者が大量に加入してきて、保険者間の医療負担に不均衡が生じることから、保険者間の費用の調整を図る制度で平成20年度に設けられました。前期高齢者の加入率が全国平均を上回れば交付される交付金で、国民健康保険は他の保険よりも加入者が多いので、基本的には交付される側となっております。平成24年度と比較いたしまして、1,234万円程度の減となっております。

次に、第9款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、予算現額8,847万円、調定額9,251万6,447円、収入済額は同額でございます。これは、国保連合会が実施している事業で、第1目高額医療費共同事業、第2目保険財政共同安定化事業で、両者とも各市町村が拠出金を拠出して、高額な医療費を支出している市町村に交付金を交付するものでございます。

次に、第11款繰入金、予算現額4,897万9,000円、調定額4,897万6,110円、収入済額は同額でございますが、主なものは保険基盤安定制度に伴うものでございます。主に低所得者層に対する7割、5割、2割の軽減といった保険料軽減相当分を公費で補填する制度で、これは一般会計繰入金として国保事業の歳入となっております。

続きまして、歳出の説明になりますので、歳出の134、135ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、予算現額5億7,590万3,000円、支出済額5億4,953万5,943円となっております。昨年と

比較いたしまして、5,135万5,000円の増となっております。平成25年度末現在、1,333世帯、被保険者2,409人で、平成24年度と比べ、世帯数は7世帯増、被保険者は17人減少しております。以上のことから、保険給付費の増は、主に一般療養給付費、1人当たりの医療費の増によるものと考えております。

次に、136、137ページをごらんください。第2款保険給付費、第3項葬祭諸費、第1目葬祭費ですが、予算現額150万円、支出済額55万円、葬祭費1件5万円の支給で11件の支払いを行いました。

次に、第2款保険給付費、第5項出産育児諸費、第1目出産育児一時金、予算現額336万2,000円、支出済額294万1,470円で、出産育児一時金、1件42万円の支給で7件の支給を行いました。なお、出産育児一時金42万もしくは39万円ですが、これは医療機関が産科医療補償制度に加入しているか否かで異なっております。その金額を上限としております。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等でございますが、予算現額1億2,726万1,000円、支出済額1億2,725万5,779円でございます。前年度と比較いたしまして498万2,000円の増となっております、主に1人当たりの負担額の増によって増となるものでございます。

次に、138、139ページをごらんください。第6款介護納付金、第1項介護納付金ですが、予算現額5,492万円、支出済額5,491万9,853円でございますが、介護納付金は前年度と比較いたしまして290万1,000円の増となっております、第2号被保険者1人当たりの負担額の増となるものによるものでございます。なお、第1号被保険者、65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険者をいうものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、予算現額1億299万円、支出済額1億298万7,855円でございます。前年度と比較いたしまして207万2,000円の増となっておりまして、主に高額医療費共同事業拠出金で、基準拠出対象額が増となったものでございます。

次に、140、141ページをごらんください。第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費、当初予算額925万4,000円、支出済額745万3,793円でございますが、保健事業でございます。特定健康診査、特定保健指導が、40歳以上の加入者を対象に、メタボリックシンドロームの危険性のある方を早期に発見し、予防と解消を図るものでございますが、特定健診の受診者数は447人、そのうち特定保健指導の受診者は、動機づけ支援51人、積極的支援13人となっております。受診率は23.4%でございます。

また、生活習慣病予防検診、人間ドック補助事業でございますが、満50歳、60歳の節目の方には2万8,000円、それ以外の方には2万円の補助を行い、151人の方に受診していただきました。なお、補助金額は上限額となっております。

なお、実質収支に関する調書については会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、ページは飛びますが、187ページをごらんください。5の国民健康保険の基金の運用状況でございますが、(1)、保険給付費支払基金は、保険給付費支払基金の支払金の不足を充当するため、5万円を積み立て、平成25年度末現在高は4,634万6,000円でございます。

次に、(2)、高額療養費支払資金貸付基金は、平成25年度末現在高は100万円となっております。以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。この制度は、平成20年度から開始された制度で、これまで老人保健制度にかわるものとして保険財政の安定化や福祉の増進を図ることを目的とされているものでございます。対象者は、75歳以上の方及び一定の障害のある方で、広域連合の認定

を受けた65歳以上の方となっております。平成25年度末の被保険者数は1,225人でございます。

それでは、平成25年度長瀨町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書の174ページ、175ページをごらんください。まず、歳入についてでございますが、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料ですが、予算現額6,566万6,000円、調定額6,617万8,580円、収入済額6,584万220円でございます。収納状況でございますが、現年課税分については99.9%で、特別徴収については100%、普通徴収は99.6%でございます。滞納繰越分の徴収率は57%で、現年、滞納合わせて収納率は99.5%でございます。この保険料は、歳入全体の75.7%を占めております。なお、保険料軽減措置を747人の方が均等割額の軽減を受けております。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金でございますが、予算現額1,956万円、収入済額1,916万8,340円でございますが、一般会計からのルール分繰り入れでございます。保険基盤安定繰入金で、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項の規定に基づく、所得の少ない者について、減額賦課に基づくものでございます。

次に、歳出の178、179ページをごらんください。第1款総務費、予算現額133万4,000円、支出済額115万9,568円でございますが、広域連合運営に係る共通経費事務負担金及び保険料徴収事務に係る経費でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額8,417万9,000円、支出済額8,409万7,250円でございますが、広域連合納付金で、歳出全体の98.6%を占めてございます。納付金であります。広域連合へ納付するもので、徴収した保険料や療養給付費の市町村負担金及び保険基盤安定負担金でございます。

なお、実質収支に関する調書については会計管理者が説明しておりますので、割愛させていただきます。

以上で町民課関係の決算の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時10分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 続きまして、健康福祉課関係の事業につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

初めに、民生費関係についてご説明いたします。決算書の52、53ページをお開きいただき、中ほどをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額1億8,824万3,000円で、支出済額は1億6,496万7,608円でございます。

繰越明許費の594万円は、次の54、55ページの上段の第13節委託料でございますが、子ども・子育て支援制度に対応するシステム改修が国の対応のおくれにより年度内に事業を完了することができない見込みとなりましたので、繰り越しをさせていただいたものでございます。

主な内容についてご説明いたします。第13節委託料270万2,958円でございますが、平成27年度から子ど

も・子育て支援3法が新たに施行されることに伴い、子ども・子育て支援計画策定のためのアンケート調査の実施や訪問入浴サービスなどの経費でございます。

続きまして、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、1億4,752万6,854円の支出となっております。内容といたしまして、障害者福祉関係では、障害者自立支援法に基づく各種障害者サービス費用として、在宅や施設入所者に対し、障害者自立支援給付事業として各種の負担金や補助金を交付いたしました。その他、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの関係団体へ補助金を交付し、円滑な運営に努めるとともに、高齢者と地域のつながり再生事業を活用し、公会堂のバリアフリー化やエアコン設置を行う2行政区に対し補助金の交付を行いました。

次に、第20節扶助費647万7,218円の支出でございますが、在宅で生活している重度心身障害者の方への手当の支給や日常生活用具に対する給付などを実施してまいりました。

次に、56、57ページ、上段の第2目老人福祉費でございますが、予算現額1億2,653万1,500円で、支出済額は1億1,247万2,669円となっております。

事故繰越しの396万3,600円につきましては、第15節工事請負費でございますが、高齢者・障害者共生施設附帯駐車場整備工事を発注しましたが、2月の大雪により工事がおくれ、年度内に工事が終了できない見込みとなりましたので、繰り越しさせていただきましたものでございます。

執行された事業の主な内容は、第13節委託料1,720万279円でございますが、高齢者・障害者共生施設工事設計監理業務委託や同附帯駐車場整備測量設計委託、及び措置を必要とする高齢者を養護老人ホームに入所させるため必要な経費や緊急通報システム情報管理委託料等となっております。

続きまして、第14節使用料及び賃借料でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑の円滑な運営を図るため、土地借上料が主なものとなっております。

次に、第15節工事請負費8,306万2,522円でございますが、高齢者・障害者共生施設建設工事及び附帯工事を行っております。

第18節備品購入費でございますが、高齢者・障害者共生施設に必要な備品を購入いたしました。

第19節負担金、補助及び交付金365万5,650円でございますが、地域密着型サービス等施設整備事業補助金234万9,000円は、歳入で埼玉県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金として受け入れた額と同額をエルダーホームながとろのスプリンクラーの設置のための補助金として交付したものでございます。また、老人クラブ活動促進のため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブへ補助金の交付を行いました。

次に、58、59ページの中段をごらんください。第5目の介護保険費でございますが、予算現額9,330万4,000円で、支出済額は9,266万8,609円となっております。主な内容は、第28節繰出金欄の介護保険特別会計繰出金は、町が法定負担分として介護保険特別会計に繰り出すものでございます。また、事務費等繰出金は、認定事務など介護保険の事業運営に要する経費を繰り出しているものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額2億5,896万2,000円で、支出済額は2億5,676万2,250円となっております。

次の60ページ、61ページをごらんください。第7節賃金955万3,880円でございますが、核家族化や経済的理由により共働き家庭が増加しているため、子育て環境の充実を図る必要があることから、放課後児童クラブ2カ所の運営に際しての賃金等でございます。

第8節報償費でございますが、児童虐待防止推進事業や子育て相談事業で児童虐待相談員や臨床福祉士など専門職を招聘するための費用に充てさせていただきました。

続きまして、第13節委託料 1 億1,378万3,662円でございますが、保育所運営委託料の経費や保護者の保育を支援するため、延長保育、一時保育、障害児保育等の事業を実施している保育園への委託料等でございます。

第19節負担金、補助及び交付金1,969万1,000円でございますが、保育対策等促進事業費、保育サービス支援事業費等の助成を行いました。

第20節扶助費 1 億736万5,000円でございますが、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童等を養育する保護者に対して児童手当を支給し、出生児の子育ての支援のための出生児1人につき2万円の子育て支援金を支給いたしました。

次に、少しページが飛びまして、64ページ、65ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額2,002万6,000円で、支出済額は1,942万4,573円でございます。具体的な内容は、保健事業の拠点となっている保健センターの敷地の借上料や保守点検に係る維持管理を実施いたしました。

第19節負担金、補助及び交付金1,474万2,800円でございますが、各種の負担金の支払いを初め、秩父広域市町村圏組合へ救急医療施設費分の負担金や1市4町で構成しているちちぶ医療協議会への負担金の支出を行いました。

また、66、67ページの中段をごらんください。第4項保健衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額3,085万円で、支出済額は2,694万4,115円でございます。事業内容としましては、健康の保持増進や各種疾病の予防のための事業を実施してまいりました。具体的には、予防接種や各種検診事業に係る医師、歯科医師や看護師などへの第8節報償費、予防接種に係る第11節需用費の医薬材料費などでございます。各種がん検診や妊婦健診、各種予防接種、人間ドック、各種事業への参加を促進するため、送迎の業務委託などの事業を第13節の委託料にありますとおり実施いたしました。

次に、68、69ページをごらんください。秩父広域市町村圏組合で共同処理しています結核予防事業に係る負担金等を、第19節負担金、補助及び交付金にありますとおり事業を実施しております。

以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護会計についての説明に移らせていただきます。少し飛びますが、決算書の150ページ、151ページをごらんください。それでは、平成25年度長瀬町介護保険特別会計について説明させていただきます。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、内訳は、第1節現年課税分、第2節滞納繰越分で、調定額は1億3,267万5,140円、収入済額は1億3,137万7,380円で、収納率は99.0%でございます。この数値は、昨年度の収納率と比較して0.1ポイント上昇しております。

不納欠損額については6万9,800円で、内訳は17件、4人でございます。また、理由につきましては、介護保険法に基づき不納欠損として処分させていただいたものでございます。

収入未済額は122万7,960円で、昨年と比べまして15万1,380円の減少となっております。

次に、第3款国庫支出金は、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業としてそれぞれの法定割合分に応じて交付されるもので、調定額、収入済額ともに1億5,234万4,775円でございます。

次に、第4款支払基金交付金は、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付

費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたもので、調定額、収入済額ともに1億7,991万202円でした。

次の152、153ページをごらんください。次の第5款県支出金は、保険給付費や介護予防や任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されたもので、調定額、収入済額ともに9,835万5,887円でした。

次に、第7款繰入金は、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れるもので、調定額、収入済額ともに9,202万6,000円でした。

続きまして、歳出でございますが、158、159ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額172万7,000円で、支出済額が155万1,621円でした。具体的には、介護保険システムの保守点検委託料やリース料が主なものとなっております。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額105万1,000円で、支出済額が85万8,936円で、具体的には保険料賦課徴収のための諸費用となっております。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額542万3,000円で、支出済額が437万8,061円で、内容は介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や訪問調査の費用となっております。

第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額525万8,000円で、支出済額は同額の525万8,000円で、秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会負担金となっております。

160ページ、161ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護保険サービス等諸費は、要介護者の皆さん方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

説明は、重立った目のみとさせていただきます。第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億3,400万4,000円で、支出済額が2億2,438万6,358円でした。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額2億5,737万円で、支出済額が2億5,017万4,113円でした。

第6目居宅介護サービス事業給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付される費用で、予算現額2,788万円で、支出済額が2,731万2,950円でした。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の皆様方が介護予防サービスを受けた場合に係る給付費となっております。

これについても、説明は重立った目のみとさせていただきます。第1目介護予防サービス給付費は、通所介護予防などを利用した場合の費用で、予算現額4,500万5,000円で、支出済額が4,259万7,576円でした。

162、163ページをごらんください。第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用で、予算現額530万1,000円で、支出済額が474万1,120円でした。

第4項高額介護サービス等費については、要介護者や要支援者が支払った額が世帯合計で一定額を超えた場合、高額介護サービス費として超えた分が払い戻される費用で、予算現額1,024万4,000円で、支出済額が974万2,958円でした。

第6項特定入所者介護サービス等費については、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額を支給するもので、予算現額2,382万7,000円で、支出済額が2,323万8,360円でございます。

164、165ページをごらんください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目2次予防事業費ですが、65歳以上の高齢者で要介護状態になるおそれのある方を把握し、保健センター等で通所や訪問等により運動、栄養改善や口腔の事業に要した委託料が主なものとなっております。予算現額281万6,000円で、支出済額が231万3,457円でございます。

第2目の1次予防事業ですが、65歳以上の高齢者を対象に、健康維持のため痴呆症等の講演会や元気モリモリ教室の実施に要した費用となっております。予算現額376万1,000円で、支出済額が178万5,761円でございます。

第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターに配置している職員経費やシステム借上料で、予算現額879万7,000円で、支出済額が836万2,948円でございます。

166、167ページをごらんください。第2目任意事業費は、予算現額410万2,000円で、支出済額が151万8,956円でございます。高齢者の交流を図るため、ひのくち館に相談員を配置していますが、その賃金と紙おむつ支給事業に係る委託料が主なものでございました。

なお、実質収支に関する調書につきましては会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、ページは少し飛びますが、187ページをごらんください。最後のページになるかと思えます。6の介護保険の(1)、介護保険給付費支払基金の状況でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金であり、120万3,000円を積み立て、平成25年度末現在5,895万2,000円でございます。

以上で健康福祉課関係の決算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、産業観光課長、お願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） 続きまして、産業観光課関係の説明をさせていただきます。

決算書68、69ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費につきましては、予算現額59万円で、支出済額は54万6,485円でした。事業の内容は、雇用の拡大や労働の安定などの円滑な遂行を図るため、第19節負担金、補助及び交付金の備考欄にありますとおり、関係機関、団体への負担金、補助金となっております。

70、71ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費につきましては、予算現額1,440万7,000円、支出済額は1,373万9,917円でした。事業の内容は、農業委員会の運営の全般的な経費で、主に事務局人件費、年12回行われます会議等に要した費用でございます。

第11節需用費の備考にあります施設修繕費、物品修繕費ですが、農業委員会が和田地区内にありますふるさと農園に利用しております施設や管理機等の修繕費用となっております。

最下段をごらんください。第2目農業総務費につきましては、予算現額76万6,000円で、支出済額73万9,956円でした。

次の72、73ページをごらんください。事業の内容は、農業団体の構成員としての負担金で、交付先は備考欄に記載されています団体や協議会となっております。

次に、第3目農業振興費につきましては、予算現額467万3,000円、支出済額368万4,833円でした。事業の内容は、有害鳥獣駆除関係、集落農業センターの管理、生産団体の育成支援、種苗購入や病害虫予防費の助成、農業施設整備の助成、農業振興地域整備促進協議会関係や農道の維持管理などに要した経費となっております。

第13節委託料40万円は、有害鳥獣捕獲業務委託料で、長瀨狩猟クラブへ有害鳥獣駆除の委託を行ったものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金では、備考欄の下から5段目、地域特産品開発事業補助金は25年度からの事業で、地域の資源や特性を生かした特産品の開発を行う事業に対し、研究開発費、販路開拓費、機械設置費などに係る費用の一部を助成するもので、2事業者に対して交付いたしました。

また、最下段の農業用生産施設災害見舞金支給事業は、2月14日の大雪で被害に遭った農業施設に見舞金を支給したものです。そのほかの補助事業や各種団体への助成につきましては、備考欄にあるとおりです。

最下段の第4目緑の村管理費につきましては、予算現額1,207万4,000円で、支出済額は1,173万366円でした。

次の74、75ページをごらんください。事業の内容は、緑の村管理、花の里管理運営となっております。

第13節委託料615万4,069円のうち585万4,069円は、緊急雇用創出基金の助成事業を活用し、宝登山地域花と緑の保全活用事業を実施いたしました。

第14節使用料及び賃借料449万9,034円は、緑の村の土地借上料で、地権者8名、面積約2万5,000平方メートルの土地借上料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金100万円は、長瀨町花の里づくり実行委員会への運営費補助金となっております。

中段の第2項林業費、第1目林業総務費につきましては、予算現額596万6,000円、支出済額は589万2,784円でした。事業の内容は、緑の少年団を初め関係機関や団体への負担金、補助金の助成事業や宝登山四季の丘管理、宝登山枯損木等除伐などに要した費用となっております。

第13節委託料の525万円は、埼玉県里山・平地林再生事業県補助金で、助成率10分の10を活用しまして、宝登山ロープウェイ山麓駅周辺から宝登山山頂駅までの参道周辺の枯損木の除伐や下刈り等を行いました。

次に、最下段の第3目林道費につきましては、予算現額621万6,000円、支出済額598万4,988円でした。事業の内容は、林道管理、修繕に要した経費となっております。

次の76、77ページをごらんください。第15節工事請負費472万6,050円は、備考欄にお示ししてありますとおり、榎峠線、葉原線などののり面等の改修工事を実施してまいりました。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費につきましては、予算現額942万円で、支出済額は905万6,213円でした。事業の内容は、消費生活相談、長瀨町商工会への助成、利子補給、町内小規模事業者の振興を図る住宅リフォーム等資金助成事業を実施してまいりました。

第19節負担金、補助及び交付金896万4,493円については、備考欄にありますとおり、長瀨町小規模事業指導費補助金500万円は長瀨町商工会への補助金で、このほか、長瀨町中小企業融資制度資金借入利子補

給金として313万9,493円の支払いや、住宅リフォーム等資金助成事業補助金80万円は、25年度から町内小規模事業者の活性化を図るため事業化したもので、自己用住宅のリフォーム工事を行った場合、経費の一部を助成する事業として行ってまいります。

それでは、最下段の第2目観光費につきましては、予算現額2,428万7,000円で、支出済額は2,398万8,294円でした。事業の内容は、観光地としてのイメージアップを図り、魅力ある観光地づくりの推進を図るため、観光施設事業、魅力ある観光地づくり事業、インフォメーション事業、花いっぱい事業、長瀬八景管理事業、桜管理事業、長瀬町観光振興支援事業を行ってまいりました。

第11節需用費411万874円ですが、次の78、79ページをごらんください。光熱水費271万2,697円は、観光トイレや観光情報館等に要した光熱水費が主なものでございます。

第13節委託料827万6,400円ですが、備考欄の公衆トイレ清掃業務委託234万円は町内8つの観光トイレの清掃管理費で、長瀬町観光情報館指定管理委託料310万2,000円は観光情報館の指定管理の費用として、桜管理業務委託料100万円は、町内に点在している桜の維持管理をそれぞれ長瀬町観光協会に委託したものです。桜の枝落とし処分作業業務委託118万4,400円は、2月14日、15日の大雪で桜の枝が大量に折れたため、片づけや処分に要した費用となっております。

第14節使用料及び賃借料41万9,400円は、観光情報館案内広告塔3基の敷地借上料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金1,035万8,000円は、備考欄のとおり、構成員としての負担金や長瀬町観光協会補助金、長瀬船玉まつり実行委員会補助金、観光パンフレット作成費補助金、また誘客促進観光パンフレット作成費補助金については、東京ドームで行われたふるさと祭り東京、秩父札所総開帳やそのほかの誘客キャンペーンを実施するに当たり、例年以上の配布する枚数が多くなったことにより新たに誘客促進のパンフレット3種類を作成したものです。

産業観光課関係については以上でございます。

◇

◎延会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（野原武夫君） 次会の日程をご報告いたします。

明日12日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程については、開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

延会 午後4時54分

平成26年第3回長瀬町議会定例会 第2日

平成26年9月12日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第26号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、採決

1、議案第35号の説明、採決

1、議案第36号の説明、採決

1、発言の取り消し申し出について

1、請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君		会計 管理 計者	大	澤	彰	一	君
総務課長	福	島	勉	君			企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林	宜	子	君			町民 課長	野	原	寿	彦	君
健康福祉 課長	染	野	真	弘	君		産業 観光 課長	中	畝	健	一	君
建設課長	横	山	和	弘	君		教育 次長	若	林	実	君	
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君							

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	朽	原	秀	樹
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(野原武夫君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野原武夫君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(野原武夫君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第26号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長(野原武夫君) 日程第1、議案第26号 平成25年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第27号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第28号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第29号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

最初に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長(横山和弘君) おはようございます。それでは、建設課関係につきまして、決算書に基づきご説明申し上げます。

78、79ページをごらんください。中ほどの下、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、予算現額401万2,000円で、支出済額394万2,799円でございます。道路橋梁総務事業、道路照明灯事業を行いました。主な支出としまして、第11節需用費304万6,819円のうち光熱水費259万7,928円は、道路照明灯138基分の電気料でございます。第14節使用料及び賃借料54万1,800円のうち土木積算システムリース

料50万1,480円につきましては、道路工事設計等に必要の積算システムの借上料でございます。

続きまして、80、81ページをごらんください。第2目道路維持費、予算現額7,343万2,000円、支出済額4,727万9,392円でございます。道路維持管理事業、原材料等支給事業、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、道路台帳整備事業、道路愛護保全管理事業を行いました。主な支出としまして、第11節需用費145万1,252円のうち施設修繕費114万2,400円につきましては、長瀨93号線ほか7カ所の修繕を行いました。第12節役務費93万6,595円は、幹線36号線ほか8カ所の台風等による倒木処理、撤去等のための手数料でございます。第13節委託料3,279万910円のうち、主には町道除雪作業業務委託料2,580万7,152円で、2月の大雪に対する町道除雪業務委託料で、延べ21日間作業を行いました。また、道路愛護保全管理業務委託料177万8,700円は、町道の草刈りや補修作業等の小修繕をシルバー人材センターに委託し、町道の維持管理等を実施いたしました。事故繰越73万3,861円につきましては、未登記等に伴う境界測量業務委託でございます。未相続及び遠隔地の地権者との調整、立ち会い等に日数を要し、平成26年度に繰り越しさせていただいたものでございます。第15節工事請負費963万3,750円のうち道路補修工事693万5,250円は、幹線8号線ほか8カ所の補修工事を行いました。また、交通安全施設整備工事269万8,500円は、道路反射鏡やサインポール、転落防止柵の安全施設の設置を行いました。第16節原材料費150万8,354円のうち、主な支出としまして、行政区より10件の申請があり生コンや砕石等の原材料の支給を行いました。

続きまして、第3目道路新設改良費、予算現額1億255万円で、支出済額8,679万4,500円でございます。第13節委託料915万3,900円は、道路改良工事に伴う測量設計監理委託料で、矢那瀬12号線用地測量、物件調査積算業務委託を初め2路線の委託を行いました。第15節工事請負費6,179万7,750円は、町道新設改良工事7路線で、長瀨29・30・85号線の側溝整備工事、幹線8号線、矢那瀬6・14・44号線の改良工事、矢那瀬6・12・14・44号線の附帯排水路整備工事、野上下郷17・28号線、幹線23号線、本中7号線の側溝整備工事を実施いたしました。事故繰越227万7,000円につきましては、町道本中7号線側溝整備工事でございます。2月の大雪により平成26年度に繰り越しさせていただきましたが、既に工事は完了しております。第17節公有財産購入費673万6,323円、続いて82、83ページをごらんください。第22節補償、補填及び賠償金909万8,022円につきましては、新設改良工事による用地購入費、物件補償費でございます。幹線8号線、矢那瀬6・14・44号線、矢那瀬12号線、野上下郷17・28号線の改良及び側溝整備工事に伴うものでございます。

次に、第4目まちづくり推進費、予算現額1,646万9,000円でございます。支出済額1,505万4,425円でございます。建築行政事務事業、都市計画基礎調査事業、耐震改修促進事業、道路後退部分整備事業でございます。主なものにつきましては、第13節委託料123万5,771円と第17節公有財産購入費77万8,851円は、道路後退部分用地を町で購入するための測量業務委託料及び土地購入費でございます。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費、予算現額562万3,000円で、支出済額431万2,960円でございます。河川総務事業、河川改修事業でございます。第13節委託料47万2,500円は、整備工事に伴う測量設計監理委託料で熊野沢の測量設計業務の委託を行いました。第15節工事請負費228万9,000円は、熊野沢の護岸整備工事を実施いたしました。第19節負担金、補助及び交付金140万6,560円、主な支出としまして、県で行った井戸地内の急傾斜地崩落対策工事の負担金129万6,560円でございます。不用額が130万3,440円となっておりますが、平成25年度に予定をしておりました工事がおくれたため、県の請求に基づき工事が完了した分までの支払いとなりましたので、負担金の一部が不用額となったものでございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費、予算現額2,092万7,000円で、支出済額1,852万4,488円ござい

います。住宅管理事業、町営住宅長寿命化改善事業を行いました。

84、85ページをごらんください。第11節需用費403万3,233円のうち施設修繕費322万9,389円、主なものといたしまして、建築後年数が経過しているため、退去後の各部屋の床や壁の張りかえや袋団地の給湯器等の修繕を行いました。第14節使用料及び賃借料565万3,488円は塚越団地の敷地賃借料で、民地4件、国有地1件と県営住宅白鳥団地の敷地賃借料1件でございます。なお、白鳥団地の敷地賃借料につきましては、県から歳出額と同額を歳入としていただいております。第15節工事請負費670万9,500円ですが、町営住宅塚越団地の長寿命化を図るため、昭和54年度に建築した6棟12戸の外壁等の改修工事を実施したものでございます。

以上で建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明を申し上げます。

平成25年度決算書の88、89ページをお開きください。第10款の教育費でございますが、全体で3億724万5,000円の予算額に対しまして、支出済額は2億9,002万4,490円で、1,722万510円の不用額となっております。この不用額でございますが、職員の移動等に伴う事務局費の職員手当や共済費の残金と事業執行後の残金などが主なものでございます。

それでは、第1項教育総務費の第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育委員の報酬や旅費、交際費など総額で65万2,864円を支出いたしました。

次に、第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節報酬は就学支援委員会委員への報酬で、第2節給料から第4節共済費までと第9節旅費については職員の給与と旅費関係でございます。第7節賃金でございますが、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導ができる体制を図るため各学校へ配置しております、さわやか相談員、特別支援教育支援員の賃金で691万7,595円を支出したもので、さわやか相談員は中学校へ1名配置、特別支援教育支援員は第一小学校へ4名、第二小学校と中学校へ各1名配置の総数で7名を配置いたしました。次に、第11節需用費は、コピー用紙やインク、ゴム印などの消耗品の購入と放送設備や排水ますなどの小中学校の施設修繕で、149万9,946円を支出いたしました。第13節委託料は、備考欄にありますように第二小学校トイレ高圧洗浄清掃業務や、次のページでございますが、第一小学校大規模改造工事設計業務と学校職員の健康診査や英語講師派遣事業などの学校運営に必要な業務を委託し、623万8,108円を支出いたしました。次の第14節使用料及び賃借料は、小中学校にコンピューターを整備する経費が主なもので、情報活用能力を育てる学習に資するため、5年リースを基本に児童生徒用と教師用に順次リースがえを行っているものでございます。次の第15節工事請負費でございますが、小中学校施設の改修工事で、備考欄にありますように第一小学校遊具工事から第一小学校大規模改造工事まで6カ所の工事を実施いたしました。次の第18節備品購入費は、2月の大雪で第一小学校の物置が壊れましたので、物置の購入費として庁用器具購入費90万5,250円と、機械器具購入費は二酸化炭素測定器や学校用照度計、中国語用電子辞書を購入し、16万1,700円を支出したものでございます。次の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金と小中学校修学旅行補助金42万8,000円、町内4園への国際理解教育費補助金40万円などを交付したものでございます。次の第20節扶助費は、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費など165万9,847円と小中学校入学祝金を小学生

56人、中学生70人に合計266万円を支出いたしました。

次の92、93ページの第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与事業で、平成25年度は育英奨学資金の新規分が1名で30万円、継続分が8名で228万円、入学準備金が2名で80万円の合計で338万円を貸与いたしました。

次の第2項第一小学校費、第3項第二小学校費及び第4項中学校費は、学校を維持管理していくために必要な消耗品や光熱水費を初め施設管理のための業務委託や学校備品の購入、各種加盟団体への負担金等を支出したもので、第2項第一小学校費は1,121万3,000円の予算額に対して1,033万7,539円の支出済額となっております。

次の第3項第二小学校費は771万4,000円の予算額に対して647万1,644円の支出済額となっております。

次の94、95ページ、第4項中学校費は1,377万7,000円の予算額に対して1,231万1,008円の支出済額となっております。

次に、96、97ページをごらんください。第5項幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助金で58件の626万8,000円を交付いたしました。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や、次のページになりますが、人権教育事業、成人式祝賀会事業、家庭教育学級事業の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第19節にありますように人権教育研修会への負担金の支出や文化団体連合会と人権教育推進協議会へ補助金を交付したものでございます。

次の第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料などで1,346万8,768円の支出済額となっております。

次に、100、101ページの第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への報酬を初め文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡試掘調査などに必要な経費で626万2,978円を支出したものでございます。

次の第4目青少年健全育成費は、青少年育成推進委員4名への謝金と青少年健全育成長瀬町民会議へ4万8,000円、青少年育成会へ38万円の補助金を交付いたしました。

次に、第7項保健体育費の第1目保健体育総務費でございますが、102、103ページのスポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員への各種スポーツ教室の開催に必要な報償費や需用費などの支出と、第19節にありますように体育協会へ130万円とスポーツ少年団へ25万5,000円の補助金を交付いたしました。

次の第2目体育施設費は、総合グラウンドと塚越グラウンドの維持管理を行ったもので、1,100万193円の支出済額となっておりますが、第15節の工事請負費にありますように、総合グラウンドの管理棟トイレ水洗化工事と防球ネット設置工事を実施したことにより大きな支出額となっております。

次に、104、105ページをごらんください。第3目学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料などでございますが、第11節の需用費の賄い材料費2,795万905円は学校給食の食材購入費で、児童生徒及び職員674人に対して12万7,442食の給食を供給いたしました。第18節備品購入費245万3,245円は、冷凍冷蔵庫や業務用給湯器、炊飯器用ローラーコンベヤーなどの厨房機器を購入したものでございます。次の第19節負担金、補助及び交付金にございます小中学校給食費補助金は、小学生3,600円の給食費に対して1,200円、中学生4,300円に対して1,500円の補助金を交付したもので、810万6,731円の支出となっております。

次の第4目町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プールで、長い間、清掃してお

りませんでしたので、プールの清掃及びプールにたまった汚泥の処理のための手数料と土地借上料で45万5,455円を支出したものでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（野原武夫君） 以上で各課長、教育次長の説明は終了いたしました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君をお願いいたします。

中畝攻佳君。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 監査委員の中畝でございます。平成25年度長瀬町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表いたしましてご報告申し上げます。

審査は、去る7月25日から8月22日までの間に監査委員の新井利朗さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります平成25年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書のとおりでございます。ごらんをいただきたいと存じます。

この決算審査意見書の1ページの2、審査の結果のところに記載してございますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されておりますし、決算計数に関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字となっております。

2ページをお開きいただきたいと存じます。表2、決算収支比率等前年度比較の中ほどに掲げてございますが、形式収支は1億9,289万104円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1,291万4,461円を差し引いた実質収支は1億7,997万5,643円の黒字となっております。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支につきましては2,301万5,381円の黒字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金に8,500万円積み立てられましたが、財政調整基金が1億2,521万9,000円取り崩された結果、1,720万3,619円の赤字となっております。

次に、一般会計の予算の執行状況でございますが、歳入につきましては2ページの表の下から3ページにかけて記載してございます。3ページをごらんいただきたいと存じます。3ページの表3、歳入執行状況一覧の一番下の合計欄に示してありますとおり、歳入予算の執行率は101.3%、収入率は97.7%となっております。町税の収入状況につきましては、同表の町税の収入率の欄に掲げてありますとおり収入率は91.8%となっております。このうち現年課税分の収入率、滞納繰越分の収入率につきましては、前に戻っていただきまして、前の2ページの下の方に記載してございますが、滞納繰越分の収入率は18.9%と低率となっております。

町税における不納欠損額は490万1,185円となっております。これは時効の成立、滞納処分の執行停止により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。町税の収入未済額は、3ページの上段に掲げてございますが、7,122万4,927円となっております。

町税につきましては、負担の公平性と自主財源である町税収入の確保は極めて重要でありまして、積極的な徴収活動を展開していくことが必要であります。また、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど積極的な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強めていくことが必要であります。引き続き実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、3ページの上から8行目に記載してございますが、歳入のうち町債につきましては、借入額が昨年度より2億3,803万円少なくなっておりますが、これは土木債や辺地債などの減少によるものでございます。

歳出決算額につきましては、予算現額32億7,402万3,500円に対しまして、決算額は31億2,212万7,084円で、予算額に対する執行率は95.4%となっております。

なお、不用額は1億3,898万1,955円となりまして、予算現額に対する割合は4.2%で、昨年度より563万5,913円増加しております。この不用額は事務事業の執行に支障を生じたというようなものではございませんが、今後の予算編成においては積算の精度を高めて、財源を有効に活用されることが望まれます。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。4ページの中ほど、表4、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。財政の構造でございますが、平成25年度における財政力指数は0.427、経常収支比率は93.3%、経常一般財源比率は92.5%となっております。これらの数値が示しておりますことは、決して財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものでございます。なお、公債費比率は4.9%で、昨年度より若干高くなっておりますが、町債の年度末現在高は32億2,675万2,734円で、昨年度末より3,913万7,392円少なくなっております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページから6ページにかけて記載してございます。最初に、国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況、予算の執行状況につきましては、4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支は黒字となっておりますが、単年度収支は赤字となっております。

国民健康保険税の収入状況につきましては、4ページの予算の執行状況のところに記載してございますとおり、現年度課税分の収入率は96.7%ですが、滞納繰越分の収入率が15.1%と低率となっております。国民健康保険税の不納欠損額は114万9,594円で、これは時効の成立、滞納処分の執行停止により徴収する権利、義務が消滅したものを不納欠損として処分されたものであります。国民健康保険税の収入未済額は3,953万7,317円ありますので、財源確保や負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減に向けて、より一層努力していただくよう望むものでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、5ページに記載してございます。形式収支、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。予算の執行状況につきましては、中ほどに記載してあるとおりでございますが、介護保険料の収入未済額が122万7,960円ありますので、負担の公平性の観点からも納付意識のさらなる向上に努められて、収入未済の解消に向けて、より一層努力されるよう望むものでございます。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支は赤字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの下段から6ページの上段にかけて記載してありますとおりでございます。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野原武夫君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、皆さんがいろいろ質問準備をしているかと思っておりますので、私なりの簡単な質問を先にさせていただきます。

初めに、今、監査報告でありましたように、町税の滞納、予算の不用額、あるいは経常収支比率についてお伺いをいたします。税の滞納、予算の不用額については監査報告書に細かく書いてありますので、し

っかりと、執行部の方は予算の甘さがあると私も見ておりますので、ぜひ検討のほうをお願いいたします。

もう一つ、経常収支比率については、この表を見ただけでは、ちょっと財政がそんなに緩やかではないという表現をしてもらってありますけれども、これが果たして埼玉県内でいったらどの位置にいるのか、ちょっとお知らせをお願いしたいと思います。

それから、今度は、特に町長にお聞きしたいのですけれども、私はこの決算に数字としてあらわれない決算を質問したいと思います。初めに、職員のモラルについて町長にお伺いをするのですが、昨年度、新聞報道になった職員の問題について処分が出されました。その処分の後、どんな指導体制をしているか。あるいは町民の方は、あれは氷山の一角ではないかという、そういう強く見ている方がいますので、ここはしっかりと、町長、一生懸命やっている職員のためにこのお答えをお願いいたします。

それから、その処分された人以外の話にも、ある職員は住所が違う場に住んでいる職員がいるのではないかと、こういうのはどうなのだいという話もありますので、モラルについて、町長、もしそういう方がいるようでしたら、しっかりと指導してもらおうように、その辺もお伺いいたします。

それから、町長本人に対して2つほど、町民の方からこれは聞いてこいという話がありましたので、モラルについて聞いてみたいと思います。町長がいろいろ自分の知り合いの方に話をしているのだと思うのです、私は聞いたことがないのだけれども、よくいろんな懇親会でお酒をいただいてしまったと。飲み過ぎてしまって、うちへ帰ったのがわからなかったとか、そういう話を町長がする場面があると。そういうのは、長瀨町の町長としていいのかと。町長になったのだから、本当に町のゆるキャラ以上の顔役なので、そういうことをしないようにというお話がありました。

それと、もう一つ、今度町長がかわったら火災現場に町長が行くんかいなという話もありました。先日、これはことしの関係だからあれだけれども、井戸で火災というか、ぼや騒ぎあったときに町長が行った。そのときにいろんな大勢の方が心配をして火災現場に来たときに、町長も来たので、ああ、今度は町長は火事現場に来るんかいなという話がありましたので、町長は一般人ではないので、もう誰が見ても町長という顔で見ますので、そこのところをしっかりと意識を持っていただきたい。そういうことを、この数字にないのはそれをお聞きしたいと思います。

それから、これは新聞報道で私も読んだのですけれども、町の一押し事業は、町長がいろいろ町長選挙のときに公約を打っているから、それでもいいのだろうけれども、観光立町にするという話があったわけですけれども、ある新聞、県内一覧で一押し事業ということで、長瀨町は若者定住事業になっている。これ、観光立町に本当にしていこうという気があったら、もっと強く観光立町にするために、そういう観光PRしているのだぐらいな、私が以前から言ってるのは、埼玉県内第一の観光地長瀨、これは私が高校時代、東京で生活をしているときに、東京では長瀨をよく知っていると。そういうので、町長の観光立町、私も応援しますから、しっかりとぶれずに観光立町をつくり上げるなら、そういう新聞報道にも観光立町と出せるような心構えを持ってもらわなくてはならないと思いますので、質問をしました。

それに関連して、町長がいろんな公約を打っていったのだけれども、きのうの一般質問の中にも大澤前町長がやったからやったのだという話があるけれども、自分がこれをやるのだといって町長に出てきたのだから、その公約を果たすために、今どの程度、自分がこれが重要だという事業の進捗状況でも、反省なり、いや、できているのだという、しっかりと報告というか、この決算議会ですから進捗状況をお知らせしてもらいたいと思います。

それでは、次に各課に質問いたします。総務課に、まずお伺いをいたします。総務課関係では、多分、

これは総務課関係に質問していいものかどうか、ちょっと私も迷ったのだけれども、町に届け出をしに来たときに、コピーが必要なときにコピー機を貸してもらえない。セブンイレブンに行くなり、自分でまたコピーをしたのを持ってこいということがあるそうです。コピー機貸してくれ、お金払うと言っても、それは貸せないという話があったらしいのですけれども、このコピー機の貸し出しについて、町民が届け出に来たときに書類が足りなかったということがないように、コピー機のことをお伺いいたします。

それから、防火水槽の予算がついておりましたが、防火水槽の点検、あるいはその防火水槽がどうなっているかの検証なりをどの程度しているのか。関連して、よくドラム缶で防火水槽というのがあるけれども、例えば私が毎日そのドラム缶を見ているところは、ドラム缶の格好はしているけれども、底がない。それで、木のふたがしてある。そこはごみ捨て場になってしまっている。大変困るのですよね。町有地にそれが置いてあって、ごみがあるのなら、ごみは町で片づけていただけるのでしょうか、町の土地でもないところに、これは、はっきり言うと神社なのです。神社の防火のドラム缶が置いてあるから、そこに神社にごみを捨てていってしまわれると、そのごみを片づけるのに神社費用でごみを処分しているので、そういうのも検討してください。

それから、この防火ドラム缶を置いておくのはいいのだけれども、置いておいてもいいのです。例えば神社やその辺の岩畳周辺のところがぼや騒ぎになったときに、すぐ水、バケツでやるのだらうけれども、バケツが用意していないからどうやってかけるのだらうなって思っているのだけれども、私が今言っている神社の関係だったら、横に沢もあるので、その沢が、治水対策ではないけれども、水が少しでもこうに残っているようにすれば、その景観を悪くしない、ドラム缶は必要ないので、そういった検証をひとつお願いしたいと思います。

それから、きのう、災害の質問をしました。備蓄品関係はこの庁舎内で統一管理をするということでありますので、現在のこの決算で最終的に備蓄品が、25年度の末でどの程度の備蓄品があるのかをお知らせしたいと思います。

続いて、観光課にお願いをいたします。観光トイレの費用が、見ているとすごく額が多くなっています。この観光トイレの経費の状況、あるいは観光地長瀬で受益者負担でいけば、以前にも私は言いましたけれども、観光業者がそういう、ただ掃除するだけではなくて、多少なり私は受益者負担を出すのが当然だろうと思い、このトイレの経費の状況を質問させていただきます。

それから、同じく観光協会について。昨年度、観光協会の人事が今度変わりました。これから来年度の予算を立てていくのだらうけれども、その試案の中に観光協会の人事がかわったと。今度はすばらしい人事になったのだから一本立ちができる。3年間でという話が、いや、3年とは言っていない、4年後も5年後も一本立ちしなければ、いつになつたって補助金を入れますというような方向になってきている。これは本当は原点に戻れば、3年間で飛び立てると、そのぐらいな予測でいたのだから、この人事がかわったので、もう来年度あたりから一本立ちをしていただくように予算のほうも考えていただきたいと思います。いつまでも予算つぎ込んでいけば、もうぬるま湯につかって、飛び立とうという努力はしなくなります。人事がかわったので、その変わったから来年度予算の話をするのではなくて、私が今聞くのは人事が変わったので、どんな指導をしているのか。もう来年の準備もしなければ、かわったところで変えなければ変わりませんからね。ぜひ、どういう指導をしたのか、お伺いをいたします。

ちょっと声が大きくなっているのは興奮しているわけではなくて、耳の悪い方がいると困るので、つい私は配慮してしまうので、声が大きくなるだけで、冷静にやっていますので、ぜひ皆さん、ご理解くださ

い。

続いて、船玉まつりについてちょっとお伺いをいたします。船玉まつりの件で、実行委員会に全てを預ける。その実行委員会で船玉まつり、ことしも盛大にできました。去年の船玉まつりもよかったです。いいのだろうけれども、船玉まつりにもうちょっと、これことしの話ではないです。去年の船玉まつりの話ですからね。去年の船玉まつりを見ても、もっと行政が手をかしてあげたほうがいい。私は町長に、特に一般質問でもきのうも話したとおり、例えば接待は総務課が出て、商工会と一緒に受け付けをしているけれども、あそこの接待の場面でこの委員各位が一生懸命やっていただく。お客さんがいろんなお客さんが来る。だけれども、全員知っているわけではないから、あの人、どこの人だろうねということがあるので、ここにいる執行部の皆さんがボランティアで接待係のところに来ていて、自分が所管するお客さんが来たときには、そこで接待をして懇親を深める。これが理想的ではないか。観光協会は、内部、私は現場を見ているから、そういう会議等に出ても、本当にこれで大丈夫かいなというような状況で当日を迎えています。そういうことからして、もうちょっと行政が手を差し伸べてやったほうがいいのではないかといいことでお聞きをしたいと思います。

続いて、もう一つ、観光協会つながりで、観光情報館の収支をお知らせ願いたいと思います。ここに補助金を入れましたというのは出ているけれども、観光協会が指定管理者で管理をしている。その中に、幾らか、あそこの会場をどの程度人が利用して、どのぐらいの収入があったか。それに観光情報館、観光協会も使っていますから、その電気代、あるいはトイレの経費等もどの程度観光協会が入れているのか。この決算書にそれ載っているのかどうか、入れているお金。そこを教えてください。

それから、もう一つ、観光課には、枯損木対策事業で、私も一度、ロウバイを植えたところを、ある方に連れていってもらって見せてもらいました。そうすると、ロウバイを学生が植えたのですかね。植えたときの内容を知らないのだけれども、去年あたり、私も見ていると、その木よりも雑草のほうが高くなって雑草が目立って、これが木なんかいなというような状況になっているので、枯損木対策事業がかなりあちこちに入っているのだけれども、もうちょっと、範囲が広過ぎるから、こっちを手つけていると、こっちが草になってしまって、今度こっちへ行くとこっちがと、モグラたたきのようになってしまっているような感じがするので、枯損木対策事業について、しっかりとできているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、緑の村事業、地権者という地代が幾らかかって、いろいろ出ていますけれども、これはなるべく早く、あのままにしないで、使える方法というのがないわけでは。以前、あのプールを埋め立ててやるような、検討しますよという話があったけれども、その後、何でもない。ただ長瀬フェスタのときにあそこを使うような状況。もうちょっと何とか考えて、しっかりと、税金投入したっていいではないですか、あそこ使うのなら。やってくださいよ。ただ、地権者に払っているだけではなくて。あと2年ぐらいで終わるのだったら別ですよ。まだまだ期間があるのだから、だめなところをそのまま放置しないで、しっかりと管理をしないといけないと思うので、その緑の村の対策をお願いします。

これはきのうの新聞ですけれども、安倍内閣が地域再生は地元からということで、今度、安倍総理大臣に直訴ができる。我々のところはこれが大変だから、ここを何とかしてくれといえ、いろいろ手当てをしてくれるという新聞発表もあるようなので、ぜひ緑の村の事業は、あのプールをあのままにしないで、釣り堀やって、観光課長があそこへ行ってやるとか、何か考えてください。お願いいたします。

続いて、福祉課関係にお願いをいたします。高齢者の介護状況なのですが、これは例えば施設に

入りたいという入居希望者がきちんと、待機ではなくて、見つかって、次から次へ行けるようになっているのか。例えばグループホームだとか、ながとろ苑だとかに入れば、3カ月ごとにかわる必要ないのだけれども、3カ月ごとにかわっている人も私は知っています。もうそろそろ見つけなくてはなのだという、そういう大変な事業をしっかりとケアをしてもらいたい。この状況をお知らせください。

それと、同じ待機の関係で、保育園の待機児童の現状をお知らせ願いたいと思います。待機児童ゼロだったらいいですよ。幼稚園が1個、もう閉園すると。もう一個の幼稚園も、できればというような話、私も委員会で見に行ったときに、そんな話だったので、保育所は多分待機児童はゼロなのだと思うけれども、現状をはっきりとお聞かせください。

それから、シルバー人材センターの件でお伺いいたします。以前新聞で、昨年度の請負が違法であるという市町村、市町村というか、県内十何カ所見つかったという話が新聞に載りました。町ではいろんなところをシルバー人材センターにお願いして仕事してもらっている。その契約方法だの指令方法、違法がないようにできているのかどうか。状況をお知らせください。

それから、税務課関係にお伺いいたします。先ほども監査委員の中に滞納の話が出ていました。一生懸命やってもらっているのはわかっているのですが、コールセンター事業あるいはコンビニ収納対策事業、これに対しての費用対効果はどのぐらいあるのか。昨年、25年度でどのぐらいなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、資料館で1点だけお伺いいたします。資料館に私も、25年度内なのだけれども、見に行ったときに、ちょっと休ませてもらって見たところ、プリンターの結構いいのがあって、これが例のやつかさと思いつきながら見たのだけれども、プリンターらしきものが置いてあったと。あそこにあかに置いておいたのでは宝の持ち腐れになるのではないかと思ひ、今、ここで質問をさせてもらうので、現状をお聞かせください。

あとはまた、ほかの議員がいろいろ言うでしょうから、私は本当にごく一部しかなのですが、各人たち、よろしくお願ひします。短くて済みません。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の私に対する質問に対してお答えをさせていただきます。

まず最初は、職員のモラルについてということでございますけれども、昨年、本当に思いもかけないようなことが起こりまして、非常に残念に思ったところでございますけれども、今現在、その職員は本当に一生懸命やっております。日ごろ本当に一生懸命やっている職員でございますので、その一生懸命さが高じて、あのようなことになったのではないかなと思っておりますけれども、その後は職員にも、しっかりと、今後こういうことがないようにということで訓示をさせていただきました。現在のところ、職員の違反はございません。

また、何か住所が違う場に住んでいるというお話をただいまいただきましたけれども、私の耳にはそういうことは入っておりません。そのこのところ、これから調べてみる必要があるのかなとも思っておりますけれども、もしそのようなことがございましたならば職員を指導させていただきたいと思っております。

それから、懇親会について、議会で私のお酒についての質問が出てくるとは思いもかけなかったのですが、私に対する質問でございますので、お答えをさせていただきます。やはり女性はちょっと言葉が多いものですから、本当に気軽に気楽に私がそういう言葉を発していたということで、これはこれから慎まなければならないのかなと思っております。お酒は昔から百薬の長、コミュニケーションをはかるための最

高の葉だと言われております。しかし、体に合わない方もいらっしゃるって、その方たちにとっては非常に、宴会ですとか飲み会は苦痛の場しかないわけでございます。幸い私は、幸か不幸か、私はお酒が体に合っているようでございまして、本当にこれがコミュニケーションを図る潤滑油ということになっております。ただ、私の場合には、お酒を楽しく飲ませていただいて、自分の分もわきまえておりますので、飲み潰れてしまったとか、そのようなことは昔からございません。ただ、言葉の中でそういう言葉を発していたということ、これが今の立場からどうなのかというお話でございますので、これからは慎みたいと思っております。

それから、火災現場につきましてでございますが、火災がございまして、すぐ私のところに緊急連絡が入ります。なるだけ私も行けるところには行くようにしております。あつてはならないことで、たびたびこれがあるわけではございませんけれども、この春でしたか、岩田にありましたときも、急いで駆けつけさせていただきました。消防団員の皆様が骨折しているところに行って、私が激励をする。これは私の責務かなと思っておりますので、なるだけ行けるところには行かせていただこうと思っております。

それから、町の一押し事業ということで若者定住はおかしいのではないかということで、観光立町にすると言っているのだから観光立町を前面に押し出せというお話でございますけれども、関口議員、多分、埼玉新聞をおとりになっていると思えますけれども、今年2月24日に、輝け、わが地域ということで、町村長に聞くという新聞報道がありましたけれども、その中でも、観光で潤うまちづくりを進めますということで、見出しをしっかりと大きく出していただいております。事あるごとに、長瀨町は観光で食べていき、将来はそのような町にしていきたいということも私も申し上げております。これを申し上げていいかどうかわかりませんが、昨日、傍聴においでいただいた方にも、観光で食える町にしろと激励をいただきました。非常にありがたかったです。

それから、前町長を引き継ぐというのはおかしいというお話でございますけれども、私は前町長を引き継ぎますということで選挙にも出ささせていただき、その意を酌んで、今、町政を行っているところでございまして、その中で、私が公約といたしましたことを少しずつ進めさせていただいておりますけれども、そばの町長瀨ということで、今現在、2.5反歩でしたか、現在、中野上地区にソバをまいていただきました。これが成功すれば町全体にソバをまき、そばの町長瀨を発信していきたいと思っております。すぐ成果が出るかどうかはわかりませんが、少しずつ、私としては進めていきたいと思っております。

先日も、教育長と、ときがわのシュウカイドウを見てまいりました。山合いにシュウカイドウを咲かせている地域がございまして、これも長瀨町にまだ決定はいたしておりませんが、シュウカイドウを植えてみたいなという思いの中で視察をしてまいりましたけれども、花の町長瀨を進め、またそばの町長瀨を押し進めていくために、一歩ずつ前進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

経常収支比率、長瀨町は県内でどのくらいの順位になっているかということでございますが、現在まで平成25年度分は県内状況出ておりませんので、24年度の順位ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 24年度につきましては63市町村中49位です。下から14位ということですか。91.5になっております。県の平均が90.2となっております。

それと、もう一点、コピー代につきましてでございますが、現在コピーにつきましては、原稿をお持ちしていただく場合は1枚10円でコピーをさせていただきます。ただし、ゼンリンの地図等著作権があるものにつきましては町ではコピーできませんので、そういう場合はセブンイレブンとかそういうところでコピーをしてくださいというようなことは言っていると思います。それは、町ではそういう著作権のあるものはできないということになっておりますので、その辺で多分、内容ちょっとわからないのですけども、そういう形で言われたのかなと思います。

また、そのコピー代につきましては、今回決算書の29ページのところに雑入というところがございますが、その中にコピー代ということで入っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

2点ほどあったと思いますが、その前に、先ほど町長のほうで答弁申し上げました火災現場等への町長の出動についてですが、少なくとも私が現在の立場になってからは、私の知る、情報が入る範囲では、前町長にも、現町長にも火災の状況等は報告しております。建物等で必要な場合とか、あと時間、場所等によってはおいでいただいたりしております。よろしく願いいたします。

続いて、私のほうの質問で防火水槽の関係、1点目でございます。町内には現在141カ所の防火水槽がございます。25年度につきましては、小坂地内の防火水槽が漏水しているということで防水シート等の補修工事を行いました。決算書に出ておりますとおり85万500円の工事でございます。点検等についてということでございますが、定期的に消防署また消防団の各部が点検等行っていただいております。それらの報告をいただきまして、水の保水等で足りるところは様子を見させていただく。かなり減水が激しいところにつきましては補修工事等を行って対応しているところでございます。

また、ドラム缶の水槽、これは私も記憶がありますが、20年から前の話かと思います。林道等で道が整備されてきた中で、ハイカー等のたばこの不始末等と思われるような火災等もあった中で、そういう地域に簡易的にドラム缶に水を入れて設置したことがあるかと思います。その水については、消防団で持っているジェットシューターという道具に保水するとかということで備えさせていただきました。確かに古くなって朽ちたり、さびたりして、使えない状況というのはあろうかと思います。本議会等終わりましたら、また消防団等のほうに伝えて、各部、各地域で設置している状況を把握し、対応をとっていただくことを伝えたいと思います。

それから、災害時の備蓄品ということで、26年3月末現在の在庫ということでよろしいでしょうか。25年度にもそれなりに備品、消耗品のほうを整備させていただきましたが、在庫につきましては、アルファ米300食、クラッカー290食、パスタ、スパゲティですね、お湯を差し込むものです。560食。飲料水500のペットボトル2,400本、赤ちゃん用で粉ミルクのスティックタイプ10本入りを20箱。食料品等ではございませんが、そのほか哺乳瓶5本、使い捨てカイロ480個。あと、災害時の特設公衆電話が設置された場合に対応するための電話でございますけれども、それが5台。そのほか、照明器具ですとか毛布類は備蓄してございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 健康福祉課関係、3点ほどご質問があったかと思いますが、その関

係につきましてお答えさせていただきます。

高齢者の介護状況、施設に入りたいという希望があるが、3カ月も待っている人がいるというふうな内容だったかと思うのですけれども、特別養護老人ホームへの入所希望の方の人数なのですけれども、いろんなところに申し込みをしておりますので、正確な人数、どれだけの方が待っているかというのは、その施設、施設のほうで把握をしているかと思えます。町のほうではちょっとつかんでおりません。

それと、3カ月という関係でございますけれども、これは特別養護老人ホームではなくて、老人病院とかそういうふうな……

〔「それは知っているんだよ……」と言う人あり〕

○健康福祉課長（染野真弘君） それで、ことし5月に、特別養護老人ホームながとろ苑の関係で、ショートステイのベッドを転換させていただきまして、87人の入所定員になったわけでございますけれども、現在のながとろ苑の入所の稼働率が、その87人になってから大体91%から84.5%というぐらいで、その3カ月の間に亡くなった方も7名ほどいらっしゃるというふう聞いております。このところの稼働率でいきますと、若干、ながとろ苑には入れる人数はいるのではないかというふうには考えておりますけれども、施設のほうのご都合もあるかと思えますので、その辺のところにつきましては、また施設のほうと相談していくという形になるかと思えます。

2番目の保育園の待機児童の関係でございますけれども、こちらは長瀨町には待機児童はございません。

それと、3番目のシルバー人材センター、請負方法が違法であるというふうな形で指導を受けた関係でございますけれども、県の上部団体より指導を受けております。そして、去年25年度のシルバー人材センターの24年度と25年度の全体の契約の比率でございますけれども、25年度は24年度に比べて全体で85.3%という請負の率になっております。大雪の影響もあったというふうには聞いておりますけれども、請負の比率が減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

納税コールセンター事業に係る費用対効果についてのご質問でございますが、平成25年度の納税コールセンターによります架電件数は1,030件でございます。このうち納付済み、または納付了承件数は665件で、64.6%の方が納付されました。納付額は2,621万5,300円でございます。これに対しまして、納税コールセンターの委託料241万5,000円支出させていただきましたので、費用対効果は10.85倍でございます。

また、平成25年度のコンビニ収納に係る費用対効果でございますが、コンビニでの納付件数は年間6,118件でございます。納付額は9,021万6,016円で、町税全体の12.6%がコンビニ収納でございます。また、納付実人数は3,995人でございます。コンビニ収納に関する支出は201万2,846円でございますので、費用対効果は44.8倍でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

産業観光課関係はご質問多くて、多分6点だったと思えますけれども、よろしく願いいたします。

最初に、観光トイレの経費の状況のご質問にお答えいたします。公衆トイレの維持管理につきましては、長瀨宝登山並木参道トイレから岩畳観光トイレまで、水洗のトイレが7施設、そのほかくみ取りのトイレ

を4施設管理しております。このうちのそのトイレを含めました電気料は27万3,481円で、水道代が107万6,465円、下水道代が55万2,030円。トイレにかかりました費用は190万1,976円となっております。決算書の光熱水費に示された額は271万2,697円となっておりますが、観光案内所モニュメントなども含めた額が提示されておりますので、トイレについては今お話しした額のとおりでございます。

トイレについて、受益者負担についてのお話がありました。その関係についてちょっとお話をさせていただきますと、今お話ししました水洗トイレのうち宝登山観光トイレについては、水道料、清掃等は宝登興業さんで負担していただいているというような状況になっておりますので、この辺はご了解いただきたいと思います。

また、できるだけ費用をかけないということがよろしいかと思っておりますので、議員さんご指摘のとおり検討はしていきたいと思っております。

続きまして、2番目、観光協会についてのご質問にお答えいたします。観光協会につきましては、平成26年度から役員の方がかわられまして、新たに運営している状況です。総会等で25年度の反省等も踏まえておりまして、26年については事業計画等で26年の新たな計画が示されております。その中に町としてもぜひやっていただきたいというようなことで話をさせていただきました。事業計画の一部分をちょっと朗読をさせていただきますと、観光協会の運営管理面での透明性を高めるための諸制度及び体制の構築、さらに諸規定を定め、就労環境の整備を積極的に進めてまいりますというようなことが示されております。このようなことを町のほうとしてもぜひやっていただきたいということで、やりとりをさせていただいたという状況でございます。

3番目の船玉まつりの件について、もう少し行政がかかわったらいかがかというようなご質問になるかと思っております。これにつきましては、船玉まつり、議員ご指摘のとおり実行委員会形式を採用しております。今年度、配慮した点についてお話しさせていただきますと、具体的には町の職員の配置は、祭りの担当業務が支障なく運営できる最小限の人員とすることとしまして、ここ数年、船玉まつり実行委員会主管課の全員及び一部の職員を係員として配置しておりますので、ことしも例年に倣い配置を行いました。準備の段階では、駐車場の白線引き等を建設課職員が行いまして、祭り当日は産業観光課職員のほか、総務課長、保健師を係員として配置をいたしました。また、配置に当たりましては、実行委員会と調整して決定しております。

支障があったかどうかということもあのですけれども、特に今回の係員の配置によります運営で特に支障があったというようなお話は聞いておりませんので、特に問題はないというふうに考えております。これからも公務優先の原則に照らして、必要最小限の人数で行うべきというふうに考えておりますので、その範囲を拡大することのないように配慮しながら職員の配置をさせていただきたいというふうに考えております。

4番目の観光情報館の収支を知らせてほしいとのご質問ですけれども、観光情報館の収支につきましては、光熱水費につきましては決算書の79ページに出ております光熱水費の中の一部が情報館の光熱水費となっております。額については、79万2,266円の支払いを行っております。このうち収入部については、同じく決算書の31ページに歳入分としてお示しさせていただいておりますが、備考の上から9番目、観光情報館電気使用料ということで、観光協会負担分として35万157円の収入を見込ませていただいております。

指定管理については、特に館の費用というものは行っておりませんで、内容を若干触れさせていただきます

ますと、観光情報館の指定管理の内容は観光案内業務とモニユメントの管理業務、ロケーションサービスを行っていただきたいという内容の委託業務でございます。

利用状況については、大変申しわけないのですが、今、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、至急調べてご提示させていただきたいと思っております。

それと、5番目の枯損木対策についてと宝登山山頂にあります四季の丘周辺の雑草が繁茂しているというようなご質問だったと思っております。枯損木対策につきましては24年からの引き続きの事業で、宝登山ロープウエーの山麓から山頂にかかります遊歩道の周辺の除草と枯損木の伐採を行いまして、周辺の環境を整備させていただいたもので、25年については、宝登山の中腹から山頂付近にかけまして除草と枯損木の伐採を行ったという状況です。四季の丘については、特に枯損木の事業の対象地域ではありませんので、25年度一緒に事業が行えなかったというような状況となっております。四季の丘の除草が不徹底だというふうなご指摘いただきました。あの辺、ハイキングで使われる方も多いというふう聞いておりますので、これからも適正に管理がしていければというふう考えております。

6番目、緑の村の利用方法についてのご質問になろうかと思っております。議員ご指摘のとおり、緑の村については、地権者2名の方からお借りしましてプールを設置しておりますが、現在のところ、これといった活用方法はございません。毎年、高額な費用を支出しているということは心苦しいのですが、今のところございません。何かいいご提案がありましたら、ぜひご指導いただきたいと思っております。

また、プールの償還の状況をお知らせしますと、平成30年度まで補助事業によります耐用年数の期間となっておりますので、自由化するには制限があるというようなことになっております。

以上で産業観光課関係のご質問、以上です。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えをいたします。

郷土資料館に置いてありますプリンターの関係についてでございますが、2つあると思っておりますが、1つは職員が仕事で使っております、もう一つは、とても教育委員会で予算要求をしても認められないような高価なプリンターでございますが、これは以前、補助金をもらうために町では対象にならないということで、名前ははっきり覚えてはおりませんが、伝承の会というような任意の団体をつくって、その補助金でそこが購入したようでございます。任意の会でございますから、そのプリンターの所有権が誰にあるのか、はっきりしていないところがございます、現在、その経緯を調査しております。それがはっきりしまして、個人のものであれば返却をいたしまして、町のものであるということがわかりましたら有効に使用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、しっかり答えてもらったものについては除いて、もう一度、わからないところは、しょうがない、お聞きをしたいと思っております。

町長の挨拶の言動とかの話は、職員の住所と住んでいる場が違うのは後で調べてみたいということなので、ぜひそういうのは町民の方が変に思っていますので、その方のためにも、しっかりと説明責任を果たしてあげるのが役目だと思いますので、説明責任を果たしていただきたい。

それと、火災現場の話については、行けるときには行くという話でいくと、やっぱり公平性というものが、町長となるとシンボルですから、町のトップがそこへ行くところと、都合が悪いから行けないという

のであれば副町長がかわりに行くとか、そうなるから、さっきも言うように連絡は密に町長のところへ、消防責任者だから流れてくるから、私個人としては、心配だろうけれども、消防団員に任せて、その報告を聞いて、ここは出番だなというところは町長並びに副町長がしっかり出ていくようにしないと、あそこんちのときは来たけれども、ここんちのときは来なかつたいなという、そういう話、絶対あるのです。町長だって、町長になる前、そういうこと、いろいろ私も聞いて知っているから言うのであって、やっぱり公平性を考えたら行かない、これ必要ですよ。もう行かないって決定しておいて、庁舎内で連絡を待つ。そのほうがきれいだと思います。

あとは、町長が自分で、自分の職ですから、いやあ、そうではない、こうだというのであればいってください。それは私は助言をし、ここは通過したいと思います。

それから、町の一押し事業は、観光も若者定住も新聞にいろいろ発表してあるということなので、私も埼玉新聞だけではなく、読売もって見ているのだけれども、読売は余り長瀨町細かく出てこないで、埼玉新聞を見ながら質問したり、人から聞いたりした話で説明を求めています。観光で行くというのであれば観光で行く。さっきも、花をときがわに見に行ったから、そういうのがいいからって、行って、ああ、きれいだな、では、うちもやろうではなくて、しっかりと検証しながらやってみてください。

それで、総務課関係で、防火水槽、ドラム缶を置いてあるけれども、ドラム缶で水が置いてあっても、本当にどうやって水かけるのかなというのもあるので、しっかり消防の各団員、班ですか、担当団に伝えておいてください。ドラム缶が本当にごみ捨て場になってもらっては困るのでね。あのドラム缶も処理するといったって、穴があいてしまって、筒抜けで、字が書いてあるから、防火の啓蒙に役立つかもしれないけれども、片づけるとなると、あれ、ちょっと踏んづけてごみ袋に入れてというわけにいけないので、そういう設置責任もありますから、しっかりとやってください。

総務課関係は、備蓄品も、今言ってもらったように子供のことも考えてあるようですので、しっかりと災害関係、お願いしたいと思います。

あとは、特に観光でもう一度聞くのがあるのだけれども、どれから言っているかというのが、観光トイレの問題は、さっき課長言うように、お金がなるべくかからないようにしてもらって、そのトイレが設置してあるのは誰が受益者負担したらいいかというのは、多分絶対ついてくるのだと思うのです。うちのほうにも欲しいなとあって、いろいろこの議会でも出ていますので、トイレをつくった後のそういう状況をしっかりと監督してください。

観光協会の人事についても指導徹底を本当に本気になってやってくださいよ、課長。これはもう本当に大事なのだから。観光協会に今度、レンタサイクルだって、30台配備されて、ああいうもうけはみんな観光協会でしょう。そうなのですよ。もうけは俺のもの。補助金もらって、これも俺のもの。誰が損すると思ったら、一生懸命働いた納税者ですよ。彼らは、そんなにありがたみを思っていないから。当然だと思っているから、補助金出すのは。レンタサイクルも、私も議長会で振興センターで言われました。長瀨町、関口副議長、認めてくれと。では、観光協会の人事もかわったし、しっかりやるのだからから配備してくださいよと言って、あそこへ30台来ているのだから、結構、レンタサイクル、いい利益率でしょう。だから、そういうので利益も上げるのだから一本立ちしろと言ってやってください。お願いします。次の予算審議のときに、この決算の私の意見がどのぐらい届いているかが出てくるので、しっかりお願いいたします。

それから、船玉まつりについては、ちょっと仕事、業務に差しさわるとかなんとかってあったのだけ

ども、ちょっと私が言っている意味が通じていない。船玉まつり全体に職員が絡むのではないのです。中学生だって、全部で行けというのではなくて、ボランティアで行っているわけでしょう。私が課長に言って、実行委員長は町長ですから、課長にしっかりと進言……

〔「会長……」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） 会長ね。どうも済みません。訂正はいいですか。

○議長（野原武夫君） はい。

○5番（関口雅敬君） では、続けます。

課長ね、私が船玉まつりに町が全部絡んでいけというのではないのです。執行部の方も、役場が5時半に終わったら、その日は残業しないように、8月15日は5時半から6時に向こうへ来れば、お客さんだって、そのころだから、所管する課長が自分のところのお客さんが来たら接待をしていただく。これが理想ではないかなということで、私言っているのです。だから、業務に差しさわりのあるとかなんとかって、そんなの関係ないです。議員はあそこで何持っていきこうって、議員は持っていています。一生懸命、皆さんやっています、私が見ていて。一番やっていないのは私だと反省しています。それは反省、十分していますから。課長、もう一度、この船玉まつりのかかわり方、お客さんをせっかく呼ぶのだから、そのお客さんをどうやって接待して、もうそこで闘いが始まっているのです。お客さんに課長が接待して、花火を見ながら、きれいでしょうとって、これやってくださいとって、ああ、いいねとって、契約でも結べれば一番いいのだから。民間企業だったら、そういう接待、わざわざ時間つくってまでお客さんとやりますから、執行部のかかわり方は私は観光に関係する県の職員なりが来たときには、観光課長がしっかりと接待をしてあげて、いい気持ちで帰らせてあげる。福祉関係が来たら、福祉の課長が接待してあげるのが一番顔見知りで話がいいのであって、そうにやったほうが私はいいと思いますので、課長、しっかり、私はエゴで言っているのかもわかりません。あなたが……

〔「そうですね……」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） そうですねではないよ。あんたに言っていないよ。議長、注意してくださいよ。余計なやじべえ飛ばしているのだから。

課長ね、私のエゴをあなたが聞いて、しっかりかみ砕いて、しっかり築き上げて進言をしていく、それをしてください。私が言ったからやらないからだめだではなくていいのです。私も自分の思いで言っているだけだから。ぜひ船玉まつりにも中学生やそういう企業の方がボランティアで来てもらってやっているのだから、町もやっていると言っているけれども、接待なんかは、この執行部の方が来て話し相手になってあげるのが一番いいのです。ぜひそのところをもう一度お願いをしたいと思います。

それから、枯損木対策の件での答弁、せっかくきれいに、花の丘ですか、それやっていて、今回のこれ、枯損木が当てはまらないという話ではなくて、あそこにせっかくロウバイが植えてあっても、そのロウバイよりも雑草の方が背が高くて、ロウバイ見に来ただけけれども、これでは、うちの花壇見ても同じだなと思ったのです。だから、そういうことがないように、しっかり、兵隊という言葉は適するかどうかかわからないけれども、しっかりそこへ投入して、いつお客さんが来ても気持ちよく見て帰れるような、そういう事業を進めてもらいたいということで私は言っていますので、お願いをいたします。

それから、観光情報館の収支については、さっきも言うように観光案内だとか、モニュメントだとかと言いますが、観光情報館の指定管理者制度を設けて指定管理料を観光協会にやっているのだから、観光協会でもあそこ使っているのだから、あそこ使っている分の何がしかは来るわけでしょう。それが、

しっかりこれに載っていなかったらおかしい話なので、ちょっとさっきの答弁だと、よくわけがわからなくて、私もここへバツ、バツ、バツと書いたのでは質問した意味がないので、観光情報館については、しっかり観光情報館の指定管理をしていただいているのだから、あそこを貸したのは幾ら、あそこで下、1階は観光協会が使っているのだから、電気代が幾ら、何が幾ら、出てきて当然なのだと思う。もし出てこないのだったら、指定管理料を払わないで、観光協会全部あそこ使ってもらえばいいのですよ、自由に。そのほうが安いから。そこを聞いているのです。お願いいたします。

それから、緑の村事業は、何かいい案があったら教えてくださいと、私にも、ここにいる議員の皆さんにもボールを投げてきたのだらうと思います。こっちから言って、では、それ、すぐできるのだったら、もうすぐ言います。私はドッグランつくったほうがいいのではないかと、ずっと前から言っているし、昔から言っている話は、樹木墓地をつくったほうがいいのではないかとあるけれども、それ言ったってだめでしょう。だから、もうちょっと緑の村の使い方、課長が、課長なんだからしっかり考えてくださいよ。こっちに何も無いから、皆さんがいい案があったら言ってくださいではなくて。お願いいたします。もう一回、その緑の村も、申しわけないのですけれども、多分同じような答えが来るのだと思うのだけれども、困っているというのはわかります。お願いをしたいと思います。観光はそのぐらいでしょう。

それから、健康福祉課長の答弁なのだけれども、これも私の話が課長に理解されていないのは、私、しゃべり方が下手なので、申しわけないのだけれども、文書を書くともっとわからなくなってしまうので困っているのだけれども、高齢者の介護状況で、入りたい方、3カ月ごとに回されてしまうと困るからって、多分相談委員のところに相談に来ているお年寄りいるのだと思うのです。その方が次に行くたびに相談委員が相談をしてやって、どこか見つけてくれるという答弁が返ってくるのかと思ったら、そうではなく、ちょっと私もわけわからないので、書かなかったのだけれども。

それと、ながとろ苑がすぐにでも入れるような言い方するけれども、とんでもないです。ながとろ苑に申し込んですぐ入れるなんていうのは、本当に宝くじが当たったようなものです、言葉は悪いけれども。だから、課長、私が聞いているのは、3カ月ごとに回されてしまうような、そういう介護の方をどうやって指導していつているのか。

それから、ながとろ苑の話があったけれども、ながとろ苑なんて100%にするように、稼働率100%にするように言ってください。ながとろ苑の負債、何か間違いあったときの保証人はこの長瀬町ですからね。向こうで穴があいてしまったら、ここで負担するのです。それが八十何%です満足してはだめですよ、100%いってなければ。もう一度、その介護のを聞きます。

保育園の待機児童はゼロですと、はっきり答えてもらいました。私は、入りたがっている人がいるというのを聞いています。だから、完全ゼロではないから、その人がもし強く言っていないのだったら、強く役場に言いに行くように、私、またこれ指導します。私が聞いているだけでも1名あったから、待機児童ってどのぐらいいるのかなって聞いたら、今ゼロですと、はっきり答えたので、ゼロではないですからね。幼稚園ではなくて、保育園に通わせたいのだというお父さん、お母さん、私は聞いていますから、しっかり意見が届いていない、申し込みが届いていないのだったら、しっかり届けるように私も言いますけれども、課長のほうも、はっきりゼロって言わないようお願いをしたいと思います。

それから、シルバーの改善策、これは改善策というから指導を受けたのですか。このシルバーの使い方は違法ですよという指導を受けたのが、さっき言った数字なのでしょう、改善を求めるといのは。もう一度、このシルバーについてお伺いをしたいと思います。

私のはそれだけ答えてもらえば結構ですから、お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員の再質問に、課長が答えればいいのでしょうかけれども、私のほうでお答えをさせていただきます。若干順が不同になるかもしれませんが、よろしく願います。

プールの利用について、1点目、これについては、4年前から、当時は建設課と一つの課……

〔「地域整備……」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 地域整備観光課、その時代に秩父市が尾田蒔というか、あそこに児童公園をつくっているのですけれども、あれをつくった経緯を全部聞いてきまして、資料も全部、私のほうからもらってきて、担当課のほうに渡しました。こういうことならできるよという話の中で。その担当が、去年かな、やめてしまったのですけれども、現在ちょっとなくなってしまったという経緯があるのですけれども、その引き継ぎがどの程度できているか、私も確認していないので、確認をさせていただきます。プールについては児童公園はできると、私も確信持っています。秩父市のほうが流れるプールは長瀨町より後できて、あの公園ができていますから、当然できると。ただ、その公園がいいかどうかというのは、また、町長もかわりましたので、別問題として、あそこに公園ができるというのは事実ですから、この辺は再度、私、資料全部渡してありますので、確認をさせていただきたいと思います。

2点目、四季の丘の関係、ロウバイのところは草ぼうぼうではないかと。それは担当課から聞きました。私のほうから指示したのは、ロウバイについては民間企業の利益につながっている部分があるのではないかと。維持管理するについては、その会社とよく詰めるようにと。先月かな、私のほうから指示を出してあります。その結果については、まだ報告を受けていませんので、どういう話し合いが持たれたか、これから持つのか、ちょっとわかりませんが、お時間をいただきまして、町ばかりがロウバイのところをやるのではなくて、それで利益を受ける人もいますから、そういうところと協力してやるようにという指示は出してあります。また再質問が来ては困るのですけれども、一応それ以上のことは担当課長も言えないと思います。

観光情報館、これについては使用料、入ってきていると思います。後ほど、決算の中のどこに入っているか、私も細かいところまではわかりませんから、課長のほうから関口議員のほうに提示をさせます。使用していれば必ず入ってきているわけですから、使用料は入ってきていると私のほうでは思っております。

それから、シルバーの関係につきましては、県のほうの指導監査が入りまして、違法という言葉はまだ受けておりません。ただ、適切でないような部分があるので、こういうところを改善しなさいと、そういう指導は受けていますので、去年の秋ごろから、その辺の改善を町とシルバーで交わした契約でも若干指摘を受けた部分もありますので、その辺も改善をさせていただいているところです。

あと、全てがどういう指導監査を受けたかわかりませんので、町のほうにかかわりのある指摘については改善をさせていただいておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

あと何かあるかな。いいですか。以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 健康福祉課関係でありました高齢者の関係で、先ほど答弁がちょっと足りなくて、申しわけありませんでした。

特別養護老人ホーム、どこも満床という形で、待機の方が大勢いらっしゃいます。老人保健施設のほうは中間施設ということで、3カ月をめどに、どういうふうにするか。在宅に戻るか、入所するかというふ

うな形で施設のほうから言われていると思うのですけれども、通常ですと、その入所している高齢者が行き先と申しますか、在宅に戻るか、特養のほうに入所申し込みがしてあるかということで、その施設に引き続きいられるという状況にもなっておりますので、長く老人介護施設のほうに入っている方はいらっしゃるかと思います。そういった相談に来られたときには、保健師のほうで相談に乗っております。

それと、待機児童ゼロの関係でございますけれども、議員ご指摘のように、待機児童としてはゼロなのですけれども、相談に来られている方はいらっしゃると思います。現在、保育園、町と相談している状況でございますので、それ以上のことはここでちょっと申し上げられないのですけれども、状況的にはお話をしている最中ということでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 以上で終わります。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） それでは、10点くらいかなと思うのですけれども。

まずは歳入からですけれども、決算書の11ページ、町税の不納欠損額ですけれども、きのう税務課長より説明もありましたが、平成24年度には町民税55万1,630円、固定資産税166万3,285円、軽自動車税6万1,600円の不納欠損額だったものが、平成25年度には、町民税、見てのとおりですけれども、全てにおいて平成24年度を上回り、227万6,515円だった決算額は490万1,185円となっております。こちらは24年度よりも決算額が倍以上となってしまった理由がわかれば教えていただきたい。

17ページの真ん中辺の3の教育使用料の旧新井家住宅、資料館観覧料ですが、こちらも平成22年163万7,140円、23年166万8,670円、24年155万1,670円でしたが、25年度は107万1,730円と、観覧料は3分の2程度となっております。人数に換算すると約3,000人前後の減少かと思っておりますけれども、予算では170万円を見込んでおりましたが、大幅に減った要因は何でしょうか。

また、101ページ、文化財費、これも同じ旧新井家関係ですけれども、101ページの11の需用費ですけれども、需用費から、14も入るかもしれませんけれども、大きいもので13の委託料までが旧新井家にかかわる費用だとすると、年間約560万円がかかっております。こちら、中野上地区にあった民家をわざわざ観光地のほうというか、長瀨のほうに移したというのは、観光に訪れる方にも見ていただきたいという考えがあったからだと推測されますけれども、文化財の所有者及び関係者は、文化財を公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等、その文化的活用にも努めなければならないということや、国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項では、これらの公開は国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要があるとのこと。当町では観覧者の増加は考えていないのか。また、平成

25年度の町長施政方針では、旧新井家住宅の民間活力を導入した事業を促進しますとありますが、こちらの進捗状況や今後の方向性などを伺います。

続きまして、27ページ、寄附金が全体的に減っている中、ふるさと長瀬応援寄附金に関しましては、きのう板谷議員からも質問がありました。こちら平成23年73万円、24年51万円、25年度37万円と年々減ってきております。平成20年から始まったふるさと納税ですが、自分が応援したい自治体に寄附ができる制度となっており、本年度のふるさと納税ランキング1位と2位は長瀬よりも人口の少ない町です。その1位は北海道の上士幌町というところですが、9月現在で3億1,428万502円となっております。寄附金が多く集まるところは、特典などによるものも多いと思いますけれども、長瀬町はテレビにもよく取り上げられ、多くの観光客にも恵まれ、その知名度は抜群だと思います。さらに、本籍人口は9,600人程度いるわけですし、少なからず約2,000人は長瀬を応援してくれる可能性がある方たちなのではないでしょうか。税収が減っている中、知恵を絞って、より多くの寄附金をいただけるように考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、29ページです。こちらの雑入で広報紙広告掲載料金が1万5,000円、こちらは前年度より増加しておるようです。広告掲載といえば、秩父市や横瀬町でもホームページのバナー広告を募集しております。また、流山市では、役所内の案内看板や足元のマット、さらには市有地にある看板にも広告主を募集したりと、少しでも収入を得ようというのがよくわかります。長瀬町でも、税収が少ない中で少しでも収入を上げようという考えはないのか。また、すぐにできることと言えば、さっき言ったとおり長瀬町のホームページなどにバナー広告などを募集するなどの考えはないのか、伺います。

続きまして、歳出のほうです。決算書の69ページ、下のほうの5の労働費、19の負担金で、秩父地域雇用対策協議会、雇対協とかと言われているところだと思いますけれども、ここ数年、合わせて39万6,765円、約40万円の助成をしておりますけれども、求人情報としては、秩父郡市全体で21社、長瀬町での登録件数は2社となっております。地域の雇用の拡大と促進、安定ということで、町からもお金を出しているわけですが、これは登録してある会社は個別にも登録費用等を支払っているのか。行政報告書の48ページに書いてあるこちらのメールマガジンの発信、こういったことでございますが、メールマガジンをどういうところに、どういった方法で発信しているのか、お聞かせください。

続きまして、行政報告書の50ページです。こちら、決算書にもあるかもしれませんが、(3)、真ん中のちょっと下の緑の村周辺の除草等を緊急雇用創出事業で行ったようでございますが、これ延べ4,200時間、単純に時給850円で計算しますと357万円となり、委託費は585万4,069円と差額が228万4,069円となります。この前後は多少あるとしても、これをどういったところに委託して、時給やその他の費用の詳細などはどうなっているのか、伺います。

次、行政報告書、66、67ページです。公民館関係でございますけれども、以前にも質問しましたが、施設の利用状況を見てもみますと、図書貸し出しや図書室の利用者、コミュニティセンターの利用者はふえているものの、中央公民館、勤労青少年ホームの利用者は減っており、全体でも2万6,676人から2万4,952人へと減少しております。先日もスポーツ関係の指導者の方から、簡単な運動ができるような設備を置くなどして、もっと中央公民館の活用ができないかというご意見をいただきました。ほかの方からも、隣の本庄市の児玉文化会館に隣接する市の体育館ではトレーニングルームなどもあり、1回100円で利用できるなどのお話も聞きました。こういったことから、例えばジョギングマシンやトレーニングマシンなどを設置して、高齢者や住民が気軽に運動できるようにすることもそうですが、せつかくある施設を有効に活用

できていないのはいかがなものかと思えます。以前に教育長の答弁で、公民館の活用について、多くの町民にご利用いただくよう工夫してまいりたい。今後検討し、教育委員会としても真摯に受けとめ、意見を取り入れながら、よりよい公民館運営を図ってまいりたいとおっしゃっており、約1年が経過しました。利用促進について、公民館運営について検討した結果を伺います。

あとは不用額について、監査委員さんからも説明がありましたけれども、経費の削減や少ない費用で済んだことによる不用額は大変結構なことだと思います。しかしながら、その額1億3,898万1,655円、もちろん全てとは言いませんが、この額の2割の2,600万円をほかの事業に充てられたならば、さらに町政を発展させるための施策や課題解決に向けた事業を展開できたのではないかと思います。乏しい予算の中で運営しているわけですので、予算を組む上での積算をしっかりと行い、少ない予算を最大限有効に活用していただきたいと思えます。こちらについて、当局のご意見を伺います。

最後になりますが、行政報告書の6ページ、一般会計歳入決算で、全体を見ていただくと、一般財源が全体的に減少傾向にある中、10ページの性質別歳出を見ますと、経常的経費と言われる物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費がふえているようです。一般財源の伸びと経常的収支の伸びを比較して、経常的経費の伸びが高いようであれば財政に弾力性が失われる傾向にあるようです。経常経費がふえることについていかがお考えでしょうか。経費抑制の施策等があればお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度の不納欠損額が昨年度の倍以上になっている理由についてのご質問でございますが、平成24年度の不納欠損額227万6,515円と比較いたしますと約2.15倍の490万1,185円となり、額では262万4,670円増加しております。主な増加の内容でございますが、個人町民税で137万7,963円の増、法人町民税は77万2,102円の増、固定資産税では41万8,805円の増となっております。

個人町民税の不納欠損額が増加いたしました要因でございますが、経済不況等に伴う所得の減少により納付が不能となったものや滞納者の方がお亡くなりになり相続人が相続放棄したもの等、これまでも徴収努力を重ねてまいりましたが、生活困窮や差し押さえる財産がないもの、滞納者の所在及び財産が不明なもの等の理由によりまして不納欠損をさせていただいたものでございます。

また、法人町民税でございますが、会社の倒産により滞納者の所在及び財産が不明なものや滞納処分する財産がないものを処分停止いたしておりましたが、時効期間が到来し、納入義務が消滅いたしましたので、不納欠損をさせていただいたものでございます。

固定資産税でございますが、やはり会社の倒産等により既に会社の実体が消滅しており、事業再開の見込みがなく、徴収不能が明らかなこと。また、滞納処分する財産がないことが確認できましたことや滞納者の所在及び財産が不明であるため、不納欠損をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会の関係につきましてお答えをいたします。

旧新井家住宅、郷土資料館の関係についてでございますけれども、年間の観覧者数につきましては、隣に花の里がございまして、ハナビシソウの咲きぐあいや天候によっても左右されますけれども、参道の脇にありますので、立地条件はよく、同種の施設では比較的観覧者は多いようでございます。しかし、旧新井家住宅につきましては国指定重要文化財でございまして、しっかりと管理をしていかなければなりま

せんが、郷土資料館につきましては、完成後33年が経過をいたしまして老朽化が進んでおります。また、収蔵品も目新しいものはないために、今の状態で入館者をふやすのは難しいものがございます。したがって、これからは民間活力を導入いたしまして、民間の方に郷土資料館を使っていただいて、その賃貸料を旧新井家住宅の維持管理費に充てていくようなことも検討する必要があるだろうというところでございますが、現在は補助金によりまして施設を建設したというようなこともございまして、いろいろな縛りがございますので、時間がかかりますが、下調べを現在はしているというような状況でございます。

次に、中央公民館の利用者についてでございますけれども、公民館事業につきましては、利用者の意見や要望を取り入れながら各種の教室や講座を実施するなど、参加者及び利用者の増加を図っておりますが、平成25年度に利用者が減っている主な原因につきましては、総会や会議の開催を公民館で行っていたものを役場の会議室に変更いたしましたことや、2月の大雪で、この影響で人権フォーラムも中止になりましたし、約2週間にわたって利用者が少なかったことによるものでございまして、それ以外につきましては予定していた事業や教室は実施されておりますし、特に施設が利用しづらいなどの意見は聞いておりませんので、引き続き利用しやすいような事業の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

3点あったかと思いますが、まず初めに、ふるさと納税が少ないので、今後の対応ということでございますが、板谷議員のご質問にもお答えしましたが、ふるさと納税が始まって6年経過しております。その間、長瀨町の提供品とかというのも一切変わっておらず、このままでは申し込みもなくなってしまうという危惧を私たちも持っておりますので、今後、寄附額に応じてランク分けをすとか、いろいろな特産品や提供品があったら、そういうのを考えていきたいと考えております。

例えば、まだ案でございますが、町内の宿泊ペア招待券とか、そういうような形でもいいのかな。それは、金券であったり、遠くのほうの人はどういうふうにするかということも含めて、またいろいろ考えていって、なるべく多くの寄附金が集まるようにしていきたいと考えております。

続きまして、広告料収入、もっと上げたほうがいいのではないかとことなのですが、去年は1社の方の応募がありました。収入が1万5,000円となっております。町としましても、いろいろな刊行物や封筒、あとホームページのバナーとして広告をしていただきたいという募集も出しておりましたが、なかなか応募がない状況でございます。また、再度PRをしながら、なるべく広告収入が上がるような企画、PRを考えていきたいと思っております。

続きまして、不用額が多いということでございますが、不用額につきましては、当初見込んでいた事業より節減する方法などがあって事業費の節減、それと不要な執行はしないということで事業の削減や事業停止その他、工事などは入札に伴う差金などがありまして、いろいろな要因があらうかと思っておりますが、これらの執行残の積み上げで、決して全ての予算立てが甘いということではないものと考えております。

なお、予算立てが執行科目の目の下にいろいろな事業がございまして、その事業で予算を組んでおり、決算では各事業ごとの不用額の積み上げとなっております。不用額が多くなっていることも一つの大きな要因であるかと思っております。本来であれば、3月補正で減額をして不用額を減らす必要もあるかもしれないのでございますが、3月補正の確定が大体2月の上旬ごろ補正を組みますので、事業が確定していないものとか、そのほか事業繰り越しとかありまして、翌年度に補正して処理できないとされておりますので、

不用額は翌年度の決算において余剰金として整理されるものでありまして、この余剰金につきましては翌年度の一般財源に使用されるものでございますので、決してこれが予算立てが甘くて、無駄な執行だということではないと考えております。本来できれば、そういうきっちり積算したほうがよいのかもしれませんが、やはりいろいろな事情で、設計等は必ずその積算基礎がございまして、それで入札をやって差金が出るというようなこともございますので、なかなか全てが不用額が出ないということはないと思いますが、予算立てのときにその辺も考慮しながら、なるべく不用額が出ないような積算にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一点、経常経費の抑制ということでございますが、経常経費につきましては、どうしても物件費、今回は特に給食費が別会計から一般会計に上がっておりますので、そういう部分でもふえているということもございます。それと、あと、どうしても一部組合等の負担金等もふえておりますので、その辺で経常的な経費が増大になっていると考えております。なかなかこういったものにつきましては、町で独自で切り下げるといったようなこともできませんが、なるべく弾力性があるような財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

産業観光課関係では、秩父地域雇用対策協議会に関係するご質問と緊急雇用の関係の2点になるかと思います。初めに、秩父地域雇用対策協議会につきましては、協議会本体の負担金として決算書にお示したとおり、15万3,595円の負担金を支出しております。また、雇用を促進するというようなことで、今の若い方、携帯とかスマートフォンとか、そういうものをお持ちの方が多いため、有効的にその案内ができたということで、メールマガジンの発信をするための費用として特別な負担金として22万8,170円を助成しております。どのような発信かについては、ちょっと私のほうも把握しておりませんので、もし差し支えなければ、この後、ご紹介をさせてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、緊急雇用創出事業の宝登山地域花と緑の保全活用事業についてですけれども、これについては、宝登山の緑の村周辺の除草と、宝登山の山頂にあります四季の丘の除草作業を主に行ったものでございます。

ご指摘いただきました雇用の時間と総事業費に差異があるのではないかとということなのですが、詳細については、ちょっと私のほうでも中身は把握していないのですが、この事業の経費の内訳は、人件費と人件費を賄うために必要な材料があるのですが、例えば今回は除草ですので、除草に係る燃料代とか消耗品、そういう経費も含まれますし、今回の事業はシルバー人材センターに委託したものですから、シルバー人材センターの経費等も含まれますので、そういうのを含めまして事業費が585万4,069円ということになっております。もし中身、単価とか経費の内訳が必要でしたら、またこの後、ご提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 何点か質問させていただきます。

まず、行政報告書の長瀬町立学校図書購入基金70万円で、25年度末現在高20万円まで下がりました。500万

円寄附されてから随分、約15年からの月日がたっていると思いますけれども、ことあたりで全部これを金額チャラにさせていただきたいと思います。

それから、黄色いほうの50ページ、農業経営改善事業の実施状況ということで、平成25年度実績、新規認定農業者1名、再認定2名。これ補助金が出ているのでしたら、どなたに渡しているのか。団体さんですか、それとも個人ですか。それをお聞かせください。

それから、今度は一般会計・特別会計歳入歳出決算書の11ページ、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の固定資産税の不納欠損額201万4,390円。先ほどの答弁にもありましたが、もう何もなかったり、倒産したりということがありました。しかし、これからまだ、26年度、27年度のときには、もしかしたら固定資産税につきましては土地があったり家屋があったりすることがあると思います。要するにその場合には差し押さえも辞さないという態度で臨むことも大切だと考えています。そしてまた、差し押さえの資料をつくりましたら、町長は速やかに判こを、ゴーのサインを押してもらって、差し押さえしてみたいかがでしょうか。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君、もう少しゆっくりしゃべってください。聞き取れない部分がありますので。

○6番（大島瑠美子君） 時間が12時までに思ったから。

○議長（野原武夫君） それは関係ない。

○6番（大島瑠美子君） そうですか。では、ゆっくりしゃべります。

それでは、35ページの総務費、一般管理費の報酬が6万1,000円で、支出済額がゼロ円になっております。何の報酬だったのでしょうか。

それから、41ページの財産管理費の19節負担金、補助及び交付金、埼玉県電子入札共同システム負担金100万1,754円が出ております。これは何年ごろからだったのか、教えてほしいですし、これによりまして埼玉県の電子入札共同システム、今現在もこれは長瀨町ではこれをやって幾らか入札などをやっているのでしょうか。それをお聞きします。

それから、次の公平委員会委員報酬4万9,800円がございしますが、これは公平委員会の委員は、苦情とか何かがあったときですので、活躍することがなかったのが一番平安なことですが、25年度はそのような、1件とか何かということはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、59ページの20扶助費、重度心身障害者医療費給付費とひとり親家庭等医療費給付費でございしますが、33.3%の増と言われました。総体的に、全体的に皆さんがかかっている医療費が上がったのか。また、重病な方、心臓とか手術する方がいたので、この金額がはね上がっているのでしょうか。それをお聞きします。

それから、73ページ、負担金、補助及び交付金です。地域特産品開発事業補助金100万円が出ております。25年度から2業者にというのですけれども、これも団体にやっているのでしょうか。個人でしょうか。個人だったら、この2業者、100万円の補助金が出ていますので、補助金ですので、公表していただいてもよろしいかと思しますので、お名前を知らせてください。

それから、81ページの16の原材料費、工事材料費が150万8,354円出ています。不用額がそれよりも多い158万4,646円、不用額が出ております。2分の1以上出ていますので、これはもう少し有効に使えなかったのか、それをお聞きします。

次に、91ページの扶助費、要保護・準要保護児童生徒援助費165万9,847円出ております。このご時世で、

町民の方が生活保護の人数がうんとふえたのではないかとかというお話を聞きます。要保護・準要保護、人員は増加していますか、いませんか、それをお聞きします。

次に、101ページ、旧新井家住宅及び郷土資料館の委託料とか、それから多分需用費、役務費、関係してくると思いますけれども、文化財として国指定の重要文化財です。民間活力を導入するのかなんとかと言っていますけれども、長瀨町にこういう施設はすごく大切なものです。お金が大変なのだから、すぐに民間活力を導入して、うわさに聞くといろんなこと、ここではまだ言えませんが、いろんなことが聞こえてきます。そういうのは文化財として重要です。そしてまた、学術的にもそのところが必要で、そしてこのところは資料館と、それから新井家住宅で、あそこに行ってみたら厳かなたたずまいだったよというようなことで帰っていただきたいなと思います。そしてまた、売り上げ、入館者が少ないと言いますが、要するにどこの博物館でも、それから美術館でも、いろいろイベント展をやったり、それからあと、いろんないっぱい美術品だとかなんとかというのはどんどん交換しています。20年も同じものをずっと置いて飾っておくなんていうのは、担当している方の造詣が深くなくて、そのままいいやということかとも思います。そのところを全部を違うほう、民間活力でなくて一生懸命努力してみて、そしてまた、それを入れかえてみて、これこれこういうのができましたよというのでやってみてからやって、大変だからというので丸投げするのはいかがかと思いますので、それをお聞きします。

それから、スポ少の団長がいるのですけれども、103ページの負担金、補助及び交付金です。長瀨町体育協会補助金130万円、長瀨町スポーツ少年団補助金が25万5,000円です。額が少し少な過ぎると思いますけれども、これは長瀨町体育協会補助金のうちの体協からもスポ少のほうにはお金が流れているのでしょうか。そのところを教えてほしいと思います。

それから、105ページの学校給食費の賃金です。賃金が722万4,142円出ておりますが、この学校給食は、子供たちの生活の成長だとか、骨になったり、頭脳のところの脳下垂体ホルモンのほうに栄養が行く大切なところなんです。そこを食べてするところですので、給食をつくっている方たちはローテーションで、本採用は1人とか聞いておりますが、このローテーションは何人ぐらいでローテーションを組んでいるのか、参考までにお聞きしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、国民健康保険税のほうにいきます。国民健康保険税の112ページですけれども、不納欠損額114万9,594円で、多分これも、病気になったり、お亡くなりになったり、それから財産もないしで差し押さえなどできるような金額ではないかとも思いますけれども、先ほども言いましたように、もしも固定資産税があった場合には、今まではなかったからということですが、もしもこれから26年、27年であった場合には、そういうのも差し押さえも辞さないよというような態度で臨んでいただけたら不納欠損額も少なくなると思いますので、そのようにやっていただきたいと思います。

それから、187ページ、国民健康保険のほうの高額療養費支払資金貸付基金、前年度末現在高100万円で、決算年度中増減高ゼロ円です。これはもう15年以上この金額出ていますから、一度も使ったことがありませんけれども、これを使わないということはいいいことで、困った方がいないし、今は医療費のほうで病院なりなんなりでということやって指導されているかとも思いますけれども、使用したものは今までこれないのでしょうね。そのところをお聞きします。

少しちょこちょこですけれども、以上です。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず初めに、長瀨町立学校図書購入基金の関係でございますが、この基金につきましては、平成6年3月に基金条例を制定いたしまして管理してまいりましたが、目的が第一小学校の図書購入費に充てることございまして、毎年、基金を取り崩しまして図書を購入してまいりましたが、平成25年度末で残高は20万円となっております。平成26年度予算に残りの全額でございます20万円を計上しておりますので、基金につきましては廃止を予定しているところでございます。

次に、要保護・準要保護児童生徒援助費の対象者数についてでございますが、経済的理由によりまして就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行ったものでございますが、対象となりました人数は要保護が平成24年度は5世帯の10人、平成25年度が2世帯の3人、準要保護につきましては、平成24年度が12世帯の18人、平成25年度が13世帯の22人という状況となっております。

続いて、郷土資料館の民間活力導入についてでございますけれども、これまでも民間活力の導入ということで、町内の団体等に依頼をいたしまして、お茶会や絵画展などを開催いたしまして、入館者をふやそうと努めてきておりますし、先ほど申し上げました民間活力の導入につきましても、これから郷土資料館を維持管理していく上で一つの方法として検討する必要があるのではないかとということでございまして、平成26年度からは職員を1人常駐させまして、施設の維持管理や周辺整備に力を入れているところでございますが、利用方法も含めまして入館者数をふやす検討もしているところでございます。

続きまして、スポーツ少年団の補助金の関係でございますが、スポーツ少年団の補助金につきましては、平成25年度は少年団本部へ一括で25万5,000円を交付いたしまして、そこから各少年団、6団体ございますが、3万5,000円の均等割と団員1人当たり200円の助成金が振り分けられております。体育協会へは130万円の補助金を交付しておりますが、体育協会から少年団には補助金は出ておりません。

続きまして、給食センターの調理関係についてでございますが、現在13人の調理員がございまして、8人を基本にローテーションを所長が組みまして調理に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

不納欠損が増加している中、固定資産等所有している方に対しても毅然とした対応をとっているのかとのご質問でございますが、財産調査等を実施いたしました後に差し押さえ等の滞納処分を行っております。平成25年度に実施いたしました町税と国保税を合わせました差し押さえ件数は20件、差し押さえ税額は1,318万7,000円でございます。

内容につきましては、預貯金を3件、国保税1人を含む3人、差し押さえ税額は65万6,000円でございます。生命保険を1件、国保税の1人、差し押さえ税額は143万円でございます。所得税の還付金を11件、国保税6人を含む11人、差し押さえ税額は912万6,000円でございます。自動車を5件、国保税2人を含む

5人、差し押さえ税額は197万5,000円でございます。また、不動産に係る交付要求を1件、1人で、要求税額は393万3,000円でございます。生命保険と車を合わせました交付要求を6件、6人、差し押さえ税額は31万5,000円でございます。さらに、不動産に係る参加差し押さえを1件、1人、差し押さえ税額は413万2,000円でございます。

今後とも財産調査を十分に行いまして、納税資力がなく滞納処分ができる財産がないものは滞納処分の停止を行い、納付意思がなく自主納付が見込めないものや納税誓約が不履行のものにつきましては、滞納処分手続を積極的に実施するなど、滞納の原因や滞納者の個々の実情に即した滞納整理の展開を図り、法律に基づく適切な対応に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

次に、国民健康保険税の不納欠損の内容につきましてご説明申し上げます。不納欠損は、112件、13人、114万9,594円を不納欠損として処分させていただいたものでございます。処分理由でございますが、地方税法第15条の7第1号に該当の滞納処分する財産がないものが29件、4人、25万5,730円、第2号の滞納処分をすると生活困窮になるものが5件、1人、2万2,400円、第3号の滞納者の所在及び滞納処分する財産がともに不明なものが39件、3人、30万2,280円、第4項の滞納処分の執行停止後3年経過したことにより納入義務者が消滅いたしましたものが35件、3人、48万7,660円でございます。また、同法第18条第1項の時効により租税債権が消滅いたしましたものが4件、2人、8万1,524円となっております。このうち処分停止済みのものが41件、4人、60万3,060円でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員の総務課関係のご質問にお答えいたします。2点ご質問いただいたかと思ます。

1点目は、一般管理費の報酬の執行がないというご質問でございましたが、予算では情報公開・個人情報保護審議会委員と情報公開・個人情報保護審査会委員報酬を計上してございました。平成25年度につきましては、両審議会、審査会とも審査等行う案件がありませんでしたので、不用額となったものでございます。

2点目の公平委員会の報酬等の内容でございますが、平成25年度に公平委員会に対して措置要求が1件ございました。その事案につきまして審査等を行うため、委員会を3回開催したものでございます。なお、措置要求につきましては、職員が給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる権利でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、決算書の41ページの負担金、埼玉県電子入札共同システム負担金はいつごろから負担しているのかということと、電子入札の進捗状況ということでございますが、まず負担金につきましては、平成22年度から負担をしております。

また、電子入札の進捗状況でございますが、電子入札につきましては、現在準備を進めておりまして、昨年、町内の業者に対しまして模擬入札2回行ったところでございます。本年9月に長瀨町公共工事等電子入札運用基準を策定いたしました。この基準を策定したことによりまして今後電子入札を行うことになり、10月以降、該当する工事等につきまして電子入札を実施する予定でございます。まだ電子入札になれ

ていないこともあり、今月、再度希望する会社に対しまして模擬入札を実施し、電子入札になれていただくというところで行います。

また、しばらく電子入札と今までどおりの紙の入札の併用も含めまして実施したいと考えております。電子入札を行うことによりまして、入札の公平性、透明性に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 町民課関係についてお答えいたします。

1つ目の重度医療費の関係で33%の増要因と原因でございますが、昨年度から比較いたしまして622万8,201円の増で、1人当たり2万7,552円の増でございますが、一つの要因としまして、平成25年度末の重度医療資格者人数でございますが、202で、昨年度と比較しまして8人の増でございます。また、65歳以下で87人で、昨年度と比較しまして5人の増がございます。また、65歳以上で重度受給資格者は115人と昨年度から2名の増となっております。人数では、はかりかねますが、これらのことも一因と思われま

す。次に、もう一つの要因としまして、いわゆる認定された方が特定疾病の方、いわゆる人工透析の方が重度認定となるケースが多く、正確な数字ではございませんが、概算で国保で15人程度おりまして、この方の医療費については30万円から50万円程度の医療費がかかりますので、その辺のことが要因だと思われま

す。次に、ひとり親医療費の前年度より79.6%増の要因でございますが、これにつきましては平成25年4月から現物給付が実施されておりました、この際、条例でひとり親はひとり親、こどもはこどもと区分けをいたしまして、以前、こどもの中にひとり親家庭の子供がまじったことがありました。ですが、25年4月から条例により区分けをしております。それともう一つの要因について、ひとり親については18歳までの母もしくは父、養育者も対象となっております、障害者については20歳まででございますが、子供の年齢が高くなりまして、受給者の方も年齢が高くなりまして医療費がふえることも、その一因と思われま

す。続きまして、国民健康保険高額療養費の支払貸付基金の関係でございますが、今まで調査しましたところ、貸し付けたことはございません。まず、貸付基金を使わない原因につきまして、所得制限はありますが、限度額認定証が通院、入院の両方で使用できることから、一定金額を支払えば高額医療分については保険者のほうで支払うことになっており、特に負担が少なくなったということだと思います。また、特定疾病受給者証という制度もございまして、これは1万円までということですが、これらのことから貸付基金の貸し付けがないものと思われま

す。以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

産業観光課関係では、地域特産品開発事業補助金に関してのご質問になろうかと思います。この補助金は、25年度からの補助金として農業の6次産業化ですとか、農商工連携によりまして地域特産品の開発を行う者に対しまして助成を行うものです。対象となる経費につきましては、特産品及びデザインの開発並びに改良に要する経費、特産品の生産、流通及び販路開拓に要する経費、特産品の製造に必要な機械装置導入費用などとなっております、経費の2分の1以内で上限50万円とすることとなっております。25年度ご利用いただいた方は、個人の方がご利用いただきまして、2名の方に助成を行っております。

続きまして、認定農業者の関係についてお答えいたします。認定農業者の方は、昨年度、新規認定とし

てお一人、再認定としてお二人を認定させていただいております。この制度は、農業振興を実現するために農業に意欲のある方、担い手となる方を農業認定者として認定を行ったものです。町内では、全体では20名の方を認定しております。昨年度は、先ほども言いましたように継続者2名、これは認定を受けまして5年間の認定期間になりますので、継続の方、終了しました方を再認定ということでお二人、新規にお一人を認定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

決算書80、81ページ、第2目道路維持費、第16節原材料費の不用額158万4,646円でございますが、これは地域住民が自発的に行う町道等の整備に要する原材料を区長さんの申請に基づきまして支給するための費用でございます。平成25年度は、金額の高い生コンクリートの支給が1件ということで、少なかったために生じた不用額でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 税務課長から答弁していただきました。差し押さえ件数、差し押さえも辞さないということは、私の杞憂にすぎませんでしたけれども、随分と差し押さえをやっているということには評価しようと思います。なぜなら、税金をちゃんと納めている方が、差し押さえもしないんかさということもありますので、そのところ、長瀨町では差し押さえもちゃんとしてやっているからということを知ると、それじゃ、税金納めるべきだよねということになると思いますので、この差し押さえとかなんとかということにつきましては、引き続き頑張って、公平な税をとっていただくという観点からも、このところをお願いしたいと思います。

それから、73ページの、さっき産業観光課長からの答弁ですけれども、特産品開発事業補助金100万円、農業用生産施設、その分100万円でございますが、これは名前が言えないということは、漏れてくる情報を待つか。それから、あとは成果発表、1年なり2年なり、3年なり4年なり、5年なりの成果結果を待つて、ああ、そうだったのだ、そういうことだったのだというのを待つよりほかないという結論になりますよね。だから、そのところは、そちらでそういうことでしたら、それをそういうふう待つより仕方ないかとも思います。

それから、先ほどの81ページの原材料費、区長会さんのほうの区長さんから1件だけでということで、その2分の1よりも多い金額が残額になりましたけれども、これはまた、そういうことが今年度ないように、また区長会なりある場合には、原材料費が余っていますので、どうぞ町道なり私道なりがよくなるのでしたら、ぜひぜひ使っていただきたいということをPRしていただきたいなと思っています。

それから、文化財の新井家住宅のほうにつきましては、国の指定ですからそのままですけれども、資料館につきましてはということでもありますけれども、よりよい資料館を、まだまだもう少し頑張って、一度やってみて、それからということなので、そのところ、もう期限が切れているからそのうちだめだからというので、1階のうちということは、少し補強すればまだまだ持てる。2階、3階だと、耐震とか何かがありますがけれども、ぶっ壊すとかなんとかということではなくて、何しろイベントなり、それから中にあるものを全部一掃して、そして町民の方たちが期限をもって貸してもらって、それを展示するという方法も幾らでもあると思いますので、もう一考をお願いしたいと思います。

返答は結構でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、数値的なものと内容的なものが含まれているのですけれども、質問のほうをいたしたいと思います。

まず、25年度の決算審査についてというふうなことで監査委員さんに出していただいたわけですが、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。決算審査の結論ではないのですが、結論と言ったらいいのですか、一番最後のページになると思います。コメントが載っているところがあったのですが、25年度の財政健全化審査意見書というふうに別紙で出されております。このところに審査の概要、審査の結果というふうなことで列記されております。そのところで、最後、いずれも適正に作成されているものと認められるというふうなことで結ばれております。ということは、適正に行われているということで判断はできると思います。ただ、できれば財政状況的に、例えばちょっと25年度の資料、私持っていないのですけれども、21年のものもあります。23年のものを主に調べましたが、実質公債費比率、先ほども言われました。もう発表されました。これは埼玉県で62位という順位になっております。それから、将来負担比率については63位と、これは多分23年度です。それから、財政力指数については、0.44で60位と。経常収支比率につきましては、先ほど発表されましたが、23年度が36位で24年度は91.48というふうなことで、ちょっと悪化していると。これを見ただけでは、財政状況は埼玉県の中でも下位に属するのがあると。小さい市町村はおおむねそういうところなのですが、ただ、市部では八潮市なんかちょっとランク的に低いところがあるようです。この点についてどんなふうな、そこのところまで監査委員さんのほうで見られたのかどうか。そこのところをちょっとお答え願えたらと思っております。

続いて、町長または総務課長にお伺いしたいのですけれども、文章表記のほうで、この黄色い行政報告書というのが1ページから始まっております。1ページの中段17行目あたりから、よろしいでしょうか。

「多様化・高度化する住民ニーズや地域の課題」というふうに始まっています。こういう形で書かれているのですけれども、では、どこでこの住民のニーズをどのように把握しているのか。また、明確化された地域の課題はというふうな文言が書かれております。これ、書かれているということは、明確化された地域の課題というのを把握されているのではないのかなと。こんなふうなのを決算書でなくても触れていただく機会があってしかりではないかなと。あとは、町民の自主的、主体的なまちづくり活動を支援というふうなことも、これいろいろお話聞いている中でわかるのですが、こんなふうなことをやっているというふうなことが具体的に町民に周知されるような方策があったらいいと思いますので、その点につき、ちょっとお答え願いたいと思います。

あと、総務課関係で、こちらの行政報告書でいきますと、多分23ページになると思います。14行目ぐらいだと思いますが、町民のプライバシー保護のため、個人情報保護に努めたというふうにあります。これは当然のことだと思いますが、まず、ベネッセでは今回760万件の個人情報が流出したと。なお、先日のテレビ報道でも、地方公共団体や公共機関での流出も多いというふうなニュースを朝やっていました。それから、けさの新聞だと思いますが、IT企業に勤務する人の10%が将来データベースを売るかもしれないと言っているというふうな記事が出ていました。住民の個人情報の流出ということについて、本町でそういう事件と言ったらいいですか、それが今までにあったかどうか。また、当然役場庁舎内では、そういうことがないように職員に、データを送るとかそういうことは徹底していると思いますが、それらのこと

が管理をどのようになされているかというふうなことをお教え願いたいと思います。

あと、細かいところですが、総務課で決算書の51ページ、人口統計調査費の統計調査員報酬というので11万8,400円計上というか、使っております。支出しております。人口統計調査費というふうなのですが、これはどんなふうな、システムがあってやっているのかどうか、ちょっとお伺いします。

あと一点、これは総務課か建設課になると思うのですが、先ほど街路灯等の光熱費ということで894基というのが、総務課だったかな。それからちょっと基数を漏らしたのですが、防犯灯ですか、防犯灯が894基かな。あと街路灯ですか、これが何基だか、ちょっと聞き漏らしたのですが、金額は出ているのですが、この町民目線で見分けができるのかどうか、その点をちょっとお伺いできればと思います。総務課関係は以上です。

続きまして、税務課のほうに、先ほども町長の答弁の中にもありましたが、観光で潤う町、観光で食べていける町というふうなご発言がありました。この件で、前々回ですか、私、議会でも質問しましたが、いろいろなところに出かけているのですが、ちょっと自分の不手際ではっきり申せなくて申しわけないのですが、どこの町村だったか、メモと資料を紛失してしまいまして正確に答えられないのですが、第1次産業、第2次産業、第3次産業別の収支というのを、税収ですか、町民だったか市民だったかに知らせているところがあるというのを私のほうで調べました。少なくとも観光に携わる商業、または観光のものをつくる工業、または入場、観覧料等の一まとめの税収というのがわからなければ、これは例えば税収の中の何%がある程度観光にかかわるものというふうなのが出ないと、税収、観光で潤う町、観光で食べていける町というふうなことがはっきりわからないのではないかなと思います。これがなくて、いや、そうなんだよと言っても、結果というのですか、これが見えていないと、これは、えっ、どうなのだろうしか進まないような気がしますので、その点、税務課長の答えられる範囲でもう一度お願いします。

続いて、健康福祉課のほうでお願いします。民生部門、社会福祉総務事業の更生保護事業で愛の募金運動と。区長会等において、愛の募金運動で20万1,280円を秩父地区更生保護女性会へ納入とあります。これは、こちらのほうであったのですが、決算書でちょっとそれを読み取ることができない。あと、では、この区長会で行った募金というのは、各区に来て、各区でそういうお金を集めたりしたのかどうか、そのところが、私の区なんかは区で拠出してしまいますので、こういう募金をやったのかどうか、ちょっとわからないので、健康福祉課のほうでお願いします。

あと、81ページは建設課です。建設のほうで決算書の81ページ、道路維持費、道路愛護保全管理業務委託料と、それから地理情報システム更新業務委託料というふうなのがあるのですが、どういう形の事業なのかなというのが見えませんが、申しわけありません。簡単に説明していただければと思います。

あと、今度は町民課のほうなのですが、決算書の137ページ、葬祭費です。葬祭費は11件で55万円となっているというふうなことなのですが、多分昨年度、葬儀ですか、長瀨町で11件以上あったと思うのです。これは申請しないと、請求しなければ出ないのかという形で、もっと葬儀があったと私は記憶しているのですが、ここのところをお聞かせ願いたいと思います。

あと、町民課のほうで、特定健診の受診率が23%と、県平均を大きく下回っている。受診率アップについてどんな方策をもってやっていらっしゃるのか、お伺いします。

もう一点、町民課のほうで、決算書の63ページなのですが、これはもしかしたら管理者にお聞きしたほうがいいのかもかもしれません。首都圏自然歩道管理委託料というのがあります。待てよ、内容的にこれは観光のほうになるのではないかなと、内容的にです。ただ、これは多分以前に町の課の統廃合というふうな

ことで町民課に残ったのか。それとも、環境ということだから町民課ということなのか。そこは多分補助金が来てということだと思うのですが、もしかしたら内容的には産業観光のような気がしますので、そういう課内の采配というのですか、精査するということがあっていいのではないかと質問します。

あと、教育委員会については、新井家住宅のほうはもう何度も出ていますので、小・中学校管理事業ということでこの行政報告書にうたわれて、文言があります。61、62ページだったような気がします。学校経営ということで、この文言はほとんど毎年変わりがないというふうなことなのだと思いますけれども、この内容が余り変化していないのですが、もう少し具体性を持って、こんなふうな課題が解決できたとか、そんなふうな文言になっていてもいいのではないかなと思ひまして、これはつまらない質問かもしれませんが、もしお答えしていただけるようでしたらお願いします。

あと、教育委員会のほうで太陽光発電についてなのですが、ひのくち館はちょっと教育委員会にならないかなと思ひますが、10万6,944円、余剰金が入っております。それから、第一小学校が1万4,880円入っています。第二小学校が16万8,720円入っています。合計29万544円という額になっています。太陽光をかなり、自分の施設、学校なら学校の中で消費するというふうなことだと思うのですが、以前も質問させていただきましたが、第一小学校においては特に9時、10時以降まで電気がついているというふうなことで、非常に電気代をたくさん自分のところで使ってしまうのではないかとこのふうなところが見受けられます。監視しているわけではないのですが、近くですので、よく通りますが、大分遅くまで電気がついているというふうな状況で、少し勤める先生方の勤務状況というふうなことも勘案して、やはり幾らか勤務状況等を改善していく必要があるのではないかなと思ひますので、この太陽光発電の余剰金の入り方からも、そんなことがわかるのではないかと質問します。

あと、もう一点、公民館費のうちの土地借上料は303万8,500円かかっているようです。これ1年間でということだと思うのですが、土地を借りているからということだと思いますが、かなり毎年、これを払っていると。10年であれば3,000万になってしまうという、かなり大変なこと、借上料では非常に額が高いわけです。公民館、大分老朽化したというふうなこともあります。これをまた購入ということもお金がかかってしまうと。ただ、長瀬町には文化的な公共施設がないというふうなことで、コンサートなどもできない。できないということはないのですが、音楽会等はできないというところがあります。横瀬町は横瀬の町民会館があると。皆野町では文化会館を持っているというふうなことで、町内在住者がそちらを使って文化的な活動をしたりしていると。そんなふうなこともありますので、文化的なことに関して長瀬町はおくれているのではないかと。また、それを整備するということになりますと、お金はかかるということはあると思いますが、ちょっと町民としてどんなものかなと。施設があればいいということではありませんけれども、そんな点についてお伺いしたいと思います。

あと、町民プールも大変、昨年掃除をしたばかりで、またこれも管理費等がかかっているわけですが、これ機械を修繕して、中学校として。小学校でせつかく水泳をやっているのです。日本は島国であると。水泳に親しむ機会が多い民族であるというふうなことが言われていますが、あれを機械の交換ぐらいでできるのなら、そんな方法もあるのではないかなと、教育上に有効利用できるのではないかなと、そんな気がします。

あとは、産業観光課についてお尋ねします。まず、何度も出ていますが、宝登山の枯損木等の除伐とかというふうなことがありますが、これは5,854万69円というふうな予算でしたが、これは緊急雇用事業でというふうなお話ですよね。実際問題としては緊急雇用の目的に合致しているのであろうかと。関口議

員からもシルバー人材のお話が出ましたが、これはシルバー人材の規則がありますよね。その規則に応じて、例えば1週間のうちに、ちょっと今、時間数とかは忘れましたが、あと月の日数とか、そういう限られているわけですよね。それとはまた別に、多分、これ緊急雇用で同じ人が行ったりするのだと思うのですが、緊急雇用の目的は、非正規労働者の失業者を救済するということが第一の目的だと思うのです。長瀨町でそれを募集したけれども、その人がいなかったというふうなことでシルバー人材さんのほうに出されたのか。いや、緊急雇用でそういう方たちもこの中にまぎって労働に参加したと。そこのところをお伺いしたいと思います。

あとは、長瀨八景についてなのですが、これ、かなり古い指定ですし、課長が長瀨八景の整備もというお話をきょうされました。ですが、長瀨八景、8カ所かなと思ったら、どうも8カ所ではないらしいのです。何かちょっと私も幾らか回ってみたのですが、回り切れなくて。これについても町民ですら、ちょっと知らないわけですよね。これをそのまま継続して、長瀨八景、長瀨八景ということでやっていくのか。それとも、なくしたほうがいいのかということではないのですが、町民も知らないことを、これをまだまだやっていくというのも、今までやってきたから継続でやっていくのだというのもどんなものかなと。再検討の必要もあるのではないかなと、そんなふうな感じがします。その点についてお願いします。

あと、産業観光については、先ほど大島議員からも出ましたけれども、特産品についてなのですが、まだ1年しかたっておりませんので、その結果というのが出てはいないと思うのですが、ただ1年間の報告というのがあったと思うのです。補助金を出したのですから、その補助金を出しましたよ。では、結果的にはこんなふうなことを1年間でできましたということで、多分写真であるとか、資料であるとかということで報告はあったのではないかなと。本年度もそれ続けているわけですよね。だから、それが特産品になっていけば、長瀨町として、長瀨、こんなものがお土産で買えるねというふうなものもあって、例えば観光客の方に聞かれても、長瀨はこんな特産品がありますよということでPRもできていくと思うのです。多分そういう目的だと思いますので、もしその報告とかがあったならば、ぜひ教えていただけたらと。誰がやっているとか、そういうことは結構ですから。

あと、同じ産業観光になるのですが、地域住民の花いっぱい推進という項目があります。52ページですか。こちらのほうになると思います。行政報告書ですか。そこで、意識の高揚と啓蒙のため1回実施したということが書いてあります。どこにその補助をしたか。誰がやったのか。その補助金額はどうなっているのかなというところがちょっとわからないので、そこのところを教えてもらえればと思います。

あと、もう少しあったのですが。緑の村周辺とか花の里とか、たびたび出てきているのですが、決算書だと50ページあたりかな。シルバー人材とかボランティアとか、そんなふうなことを出しているのですが、715万4,069円くらいかかって、また宝登山の枯損木を入れると1,240万4,069円くらいかかっています。これだけお金かけているのですが、実際、費用対効果はどれだけ得たかという質問は非常に難しいと思いますが、やはり1,000万円以上のお金がかかっているのです。先ほどの花の里なんかだと、ちょっと入場者が減っているというふうなことが見られるのですが、そこのところ、もう少し、せつかくやっている事業でお金かけていますので、観光客招致と。また、あと宝登山の枯損木については、観光の集客と地域住民の憩いの場という文言が出ています。こちらの報告書のほうです。地域住民の憩いの場、それになればいいねというところなのですが、地域住民の憩いの場になっているのかどうか、ちょっと怪しいといえますか、そこのところも、実際そういううたい文句であれば、地域住民の憩いの場にもなるような方策をしていかなければいけないのではないかなと思います。

あと一点、ちょっと観光から落ちて、失礼しました。健康福祉のほうに、申しわけない。1点落としましたので。こちらのほうの31ページです。行政報告書です。障害児日中一時支援事業の登録は2名で、利用時間は148.5時間であると。事業費は10万818円であるというふうな決算になっています。この金額を時間数で割ってみると、ちょっとこれは人の従事した時間ということで考えると、単純に割り算すると679円という金額になるのです。これは県で定める785円の最低賃金に抵触するのではないかなと、ちょっとそんな感じがしますので、もし人件費だけでこの時間数を割った場合ですが、そんなふうな計算になる。679円になります。10月1日から802円に、埼玉県最低賃金法が改正されるというふうなことになっていますが、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

たくさんあって、ちょっと飛んでしまったのですが、以上お願いします。

○議長（野原武夫君） 中畝攻佳君。

○代表監査委員（中畝攻佳君） 村田議員にお答えいたします。

まず、財政健全化意見書についてでございますが、これにつきましては、それぞれの比率を求める算式がございまして、その算式に基づいてこの数字を出しておるわけでございます。その算式にはいろんな要素が含まれておりますので、そういうものを全部適用しまして比率を出しますと、ここにありましており、平成25年度の実質公債費比率は11.5%、それから将来負担比率は128.2%と、こういう数字でございます。そういうことから、いずれもそういうものを検証しまして適正に作成されているものと認められるというふうな意見をつけさせていただきました。

それから、大分、実質公債費比率とか将来負担比率が県下でも高いというか、低いほうにあると。非常に高いのですね。ということからいきますと、これはなかなか、私がこれどうのこうの言うということもできませんけれども、結果としてこうなったものですから。それに対する、私の個人的な見解になりますけれども、これは財政力指数等も含めまして、これは財政力指数が0.427ということで、この指数が大きければ大きいほど財政的に豊かであるという観点から見ると、低い状況でございます。

それから、実質公債費比率は11.5%ということ。それから、将来負担比率は128.2%というふうになっておりまして、これはいずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に示されている早期健全化基準は下回っております。しかし、これらの数字から見る限り、当町の財政は厳しい状況にあるということから見ても正しいのではないかとこのように考えます。

しかし、これで、今、こういうふうに現状やっているわけですから、必ずしも全く厳しいということはいえないと思います。しかし、今後、人口の減少、それから少子高齢化の進行などを鑑みますと、税収の伸びは期待できず、一般会計から特別会計への繰り出しや義務的経費の増加は避けることができないことなどを勘案いたしますと、今後、的確な方策を樹立して実行していかない限り財政状況は厳しくなっていくものと思料されます。

また、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回ってはおりますが、これらの数値がこの基準以上の場合には財政健全化計画を定めなければならないというふうに規定されておりますので、この基準以上になることのないように留意していくことが必要であろうかと思います。

ちょっと若干つけ加えますが、将来負担比率が128.2ということで、これは埼玉県下でもかなり高いほうでございます。こういうのは24年度の数値で見ますと非常に将来負担比率が高いところが、市部では八潮市が高いと。それから、町村部では長瀨町が一番高いのです。こうなりますと、やはりこの結果としてこういう数字が出てきたということで、ご了承いただきたいと思います。

しかし、この将来負担比率が128.2%というのは、これは将来負担比率は地方債の残高を初め、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率ということでございます。これは当町は他に比べて高いということは、これはいろいろ調べてみますと、長瀨町は充当可能金額が他町に比べて少ないというのが一つの要因にあります。それから、地方債残高、地方債の現在高及び一部事務組合等に対する負担等の見込み額が、これは高いというふうなこと。これらの比率が高くなればなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなると、こういうことだと思います。したがって、今後、この将来負担比率の改善ということを考えていきますと、これは一概に言えることではないのですが、いろいろな要因がございまして、地方債残高の減少を図っていくと。それから、充当可能基金の積み増しを行うことなどが考えられますが、さまざまな事業を実施しながらバランスをとっていくことが肝要かと思われま

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政報告書総論の中ほどというか、総論の一番下ですか、状況でございますが、あくまでも全体的な総論でありまして、基本的にはこの第4次振興計画を着実に推進するという事で、各課から課題やら要望がありまして、それが実施計画という計画書、また終わった後に皆さんにご配付しますが、各課からの実施計画があります。これによりまして予算の策定を行い、優先順位を決め、予算に反映をさせていただいております。その関係で、その中にはやはり住民からの要望等も入っていると思いますので、それで進めさせていただいております。

それと、もう一点、22ページで統計調査の関係でございますが、まずこの統計調査につきましては、国の調査でありまして、県からの委託金ということで資金をいただいております。初めの住宅の土地の統計調査ということでございますが、これは6つの地区を県のほうで指定しまして、その地域に対して調査を行っております。細かい調査項目、内容につきましては、ちょっと資料がないのでわからないのですが、住宅の調査を行っております。工業統計調査につきましても、同じように指定された企業について、県からの委託金をいただきましてやっている事業でございます。また、もし細かい資料が必要であれば、また後日提出させていただきます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の総務課関係のご質問にお答えいたします。3点ほどあったかと思いますが、順を追ってお答えさせていただきます。

まず、行政報告書の1ページ、まちづくり推進体制の整備の中のまた書き以降のところの「町民の自主的、主体的なまちづくり活動を支援する共催・後援事業を実施した」という、自主的、主体的なまちづくりというお話をいただいておりますが、基本的にここでは共催、後援事業に対しての枕言葉ということでご理解いただきたいと思います。ちなみに共催、後援事業につきましては、昨年度41件、共催、後援等行っております。幾つか例を申し上げますと、はつらつ長瀨ふるさと夏祭り、ふれあいフェスタ長瀨、そのほか福祉関係のチャリティーコンサート、教育関係のフォーラム、医療関係の講演会等、合わせまして41件でございます。そのうち補助関係をさせていただいているのは2団体となっております。

続いて、行政報告書23ページの個人情報保護制度、充実に努めたということで、内容とかという話だったかと思いますが、この項目では情報公開・個人情報保護制度、条例等整備しておりまして、それぞれ

の制度に対しての開示請求等適正に行っていくところで書かさせていただいていますが、平成25年度につきましては、開示等の件数がございませんでしたので、こういうかき回しとなってございます。ただ、実際問題といたしまして、それぞれの各課等での個人情報の取り扱いにつきましては、当然法令に基づきまして事務執行しております。民間企業等の流出ということは当然町ではあってはなりませんので、厳重な管理を各課ではしております。具体的にはパソコンのIDパスワードは定期的に変更するですとか、紙ベースでも鍵のかかる書庫等へしまうですとか、大事なものはそういう取り扱いをしております。当然役場庁舎も出入り口は鍵がかかってセキュリティーもかかっておりますので、まずそこで第一段階も図られていると思います。

あと、当然個人情報につきましては、むやみやたらに町でもとれるものではなく、必要最小限の範囲内で情報をいただいたり収集したりしているところですので。当然法令とか個人の同意等、またただかなければ、目的外ですとか外部提供等もできないこの条例等の制度になってございます。当然法令等での定めもございまして、その辺は、公務員でございまして、法令遵守の立場をとって事務を執行していると思っております。

3点目の防犯灯と道路照明灯の関係でございまして、私のほうで申し上げたいと思っておりますが、防犯灯につきましては893基、25年度末現在。道路照明灯につきましては138基でございまして。

具体的な見分け方ですが、防犯灯につきましては歩行者の通行ですとか、安全を確保したり、防犯上の必要性がある箇所に設置してございまして、比較的小さいもの。平成23年度にLEDにかえました。白い弁当箱みたいな小さ目のものです。ワットで換算いたしますと大体20ワットぐらいの換算率になると思っております。道路照明につきましては、歩行者というよりは車道等です。カーブですとかそういうところ、丁字路ですとか、そういう関係で設置してございまして。主なものは基本的にはナトリウム灯、オレンジ色の大きなもの、一部水銀灯もあるかと思っておりますが、そういう形で見分けていただければと思っております。一応その番号等も設置してシール等が張ってあるかと思っております。また、県で設置しているものにつきましても、それも県のほうの管理の標識等もついておるかと思っておりますので、つきっ放しとか、球切れ等の際は、その番号ですとか電柱番号等を申しただければ対応できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員の税務課関係についてのご質問にお答えいたします。

観光にかかわっている方の税額は幾らかというご質問でございまして、第1次産業等の産業別の収入状況統計につきましては、税務課では把握しておりません。観光業者の方は営業等の所得に分類されますが、観光業のみに関する所得や税額は把握してございません。

以上でございまして。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、健康福祉課関係の質問に答えさせていただきます。

まず、愛の募金の関係でございまして、行政報告書の27ページに記載してございまして、これにつきましては、先ほどのご指摘の歳入予算のほうに計上がなかったということでございますけれども、これにつきましては、埼玉県保護司会秩父支部の長瀬支会と長瀬町更生保護女性会、あと町とで毎年この運動事業というのを計画して実施してございまして、そのときの運動と同時にこの募金活動を実施してございまして。各区長さんをお願いをしまして募金を町の役場のほうに届けていただきまして、その募金金額を、ここに書

かれてあります秩父地区の更生保護女性会のほうへ納めているということでございます。

続きまして、特定健診の関係でございますけれども、行政報告書の43ページ、特定健診に書かれておりますものにつきましては、後期高齢者に加入されている方の特定健診人間ドックでございますが、1人2万円の補助をしております、今年度30人ということで、昨年より6人減になっております。補助金額は60万円ということでございます。

それと、国保の関係でございますけれども、国保のほうでは、74ページの(2)に書かれております、今年度151人、308万5,400円、この支出がございます。これにつきましては、特定健診の満50歳と60歳に達する方につきましては2万8,000円を上限として補助しております、それ以外の方につきましては2万円の補助をしているということでございます。特定健診につきましては、これからも町民の健康維持するためには大変重要な健診でございますので、健診者がふえるように今後も啓発を行っていきたいというふうに考えております。

それと、31ページの障害児日中一時支援事業でございますが、これにつきましては、割り返してみますと金額的には大変少ない金額になるわけですが、日中に一時預けなくてはならないという障害者の方を施設に預けるとい形になりますので、施設のほうでは何人もの人を面倒を一緒に見ておりますので、1対1で面倒を見るということではなくて対応しておりますので、この金額になっているものと思われま

す。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

決算書80、81ページ、第2目道路維持費、第13節委託料の道路愛護保全管理業務委託料177万8,700円でございますが、事業内容は道路の維持補修でございます、町道の草刈り、穴埋め、あと側溝の土砂上げ等をシルバー人材センターに年間委託し、町道の維持管理を実施しているものでございます。

それと、その下段の地理情報システム更新業務委託料でございますが、町全体の地図情報をパソコンに入力してございまして、道路改良を行った情報、幅員ですとか境界ぐいの入れてある場所、また過去に境界確認をしてある場所などの境界ぐいの位置情報などを入力して保存してございます。毎年道路改良や境界確認を行った場所がふえておりますので、入力する業務を業者に委託している費用でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 町民課関係についてお答えします。

まず、第1点目の葬祭費の関係ですが、11件は少ないのではないかというお話でございますが、これは国民健康保険のほうで11件。以前平成20年4月1日に後期高齢者保険のときは国民健康保険をもう少し葬祭費が最後のあれでいたと思うのですけれども、現在のところ国民健康保険分については11件でございます。

それと、葬祭費については、一応葬儀が終わった後、葬祭費が支給されるものでございますから、一応その葬儀が終わった後に各種の申請がありますので、そのときに現物支給、現金で支給するなり、口座を聞いて振り込むなりの対応をしております。あとは、社会保険の関係の方で、今、後期高齢者が入りましたので、扶養の方は大分少ないと思うのですけれども、社会保険に入っている方で亡くなられた方等おると思うので、どうしても説明的には11件。町民で亡くなられた届け出が115件ありますが、一応そういう

ことになります。

また、特定健診については健康福祉課のほうで説明していただきましたので、ここでは省略させていただきます。

3番目の首都圏自然歩道管理委託料の関係なのですが、予算措置に関することですので、私のほうからそういうことは言いませんが、概略としてどういうところの補助金かということをやっと簡単にお話ししたいと思います。これは埼玉県の間野ふれあいの道ということで、埼玉県7番、長瀨の自然と歴史を学ぶみちということで、1本は上長瀨駅から皆野町の根古屋橋のバス停まで8.8キロ。長瀨町から行くと、長瀨の宝登山を通りまして三軒家を通って行くルートでございます。所要ハイキングコースは2時間25分ということになっております。それと、もう一点、間野ふれあいの道、高原牧場を通るみち、これについては起点が秩父郡皆野町の高原牧場入り口バス停から長瀨駅までの17.1キロでございます。長瀨町としては、塞神峠から長瀨駅の間を委託して請け負っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、行政報告書の小・中学校管理事業の記載の関係でございますけれども、こちらでは実際に行われました取り組みについて記載しているところでございます。しかしながら、先ほど村田議員にもご指摘をいただきましたので、次年度については何とか変えられるように検討させていただきたいと考えております。

続きまして、太陽光発電の関係から教職員の勤務時間の関係でございますが、まず太陽光発電につきましては、第一小学校は平成22年度に設置をしております。平成22年度に第一小学校と中学校でございます。平成23年度に第二小学校を設置したわけでございますが、第一小学校と第二小学校を比べますと、第一小学校のほうが容量といいますか、発電量が少ない。初めて第一小学校に取り組んだものですから、少ないために一小の余剰金の収入のほうも少なくなっていると思われま。

それから、教職員の勤務時間につきましては、教育委員会や校長もたびたび指導をしておりますし、事務の合理化や簡素化に取り組みまして、工夫をしながら軽減するように努めているところでございますけれども、国や文部科学省、こちらのほうの考え方も変わってこないとなかなか教員の勤務時間のほうも軽減されないような難しいところがございますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、公民館の関係でございますが、年間土地借上料といたしまして303万8,500円を支出しているところでございますが、こちらは購入しようとしたとしても、面積が広いものですから大きな財源が必要となります。また、施設のほうも大きな改修もなかなかできないところがございますので、今できる範囲で公民館を整備をして、特色ある事業の実施や快適な空間を提供するなどによりまして、利用者の利便性の向上に努めているところでございます。

次に、町民プールの関係でございますが、町民プールにつきましては昭和63年の3月に完成をいたしまして、25年が経過したところでございますが、老朽化が進んでおりまして、本体も設備も全て作りかえるというようなことで大きな改修費を伴うというようなことから、再開することが見込めませんので、廃止に向けての検討をしていきたいと考えているところでございますが、こちらは中学校の校庭の散水設備用にプールの水を使用しておりますので、こちらの給水タンクなどによりまして、この水の問題が解決してから考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、枯損木の助成事業等、緊急雇用についてのご質問になろうかと思います。枯損木除伐事業につきましては、県の助成事業を活用しまして実施しております。決算書の23ページをごらんいただきたいと思いますが、4目の農林水産業費県補助金の3節の林業振興費県補助金の備考を見ていただくと、里山・平地林再生事業県補助金525万円が収入として入っております。これを活用しまして、宝登山周辺の参道にあります除草、除伐を行ったものでございます。

緊急雇用創出資金につきましては、行政報告書の多分48ページにありますけれども、緊急雇用につきましては、やはり県の埼玉県緊急雇用創出補助金の補助率10分の10を活用しまして、こちらにつきましては、緑の村、宝登山山頂にあります四季の丘の除草作業を主に行いました。発注先はシルバー人材センターにお願いしまして事業を行ったわけですが、助成の要件として、発注先がNPOですとかシルバー人材センターに発注することは可能であるということになっておりますので、町としてはシルバー人材センターの育成も考えておりますので、センターさんに発注を行ったということです。

続きまして、長瀨八景の整備についてですが、町民もなかなかわかりづらいというようなことで、再検討をしないかというようなご質問になろうかと思います。八景については、私もよくは存じてはいないのですが、陣見山の広域林道周辺、あと140号の矢那瀬から見ました秩父往還と称される場所、あと間瀬峠の周辺、あと蓬莱島、あと萩の塞神峠ですか、もう一つは宝登山神社通り抜けの桜周辺、岩畳が、たしか八景として、町民の方のアンケートなどをとりまして八景として指定をしております。再考というふうなお話ですが、いずれも長瀨にとりまして風光明媚なところですし、観光の拠点全体を積極的に整備しようというようなことも予定されております。整備を進めるのであれば、八景周辺が一番いいのではないかというふうに考えておりますので、順序とか整備内容はこれから検討するにしても、八景の整備はこれからも必要というふうに考えております。

続いて、特産品づくり事業について報告があったか、引き続きどうかというお話ですが、特産品の事業につきましては、先ほど、2件申請がありまして補助を行ったというふうなお話をさせていただきました。内容としましては、イチゴを活用した焼き菓子づくりですとか、ブルーベリーを活用したスムージーを特産品として売り出していこうというふうな内容となっております。指定しただけでそのままでは特産になりませんので、産業観光課としましては、これからイベント、例えば秩父はんじょう博ですとか、長瀨町でも商工会さんが行うフェスタ等ありますので、そういうところに積極的に出展をしていただいて、特産品としてPRしていければというふうに考えておりますので、この辺については積極的に指導をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、地域住民の花いっぱい運動について、行政報告書52ページにあります内容についてのご質問でございます。52ページの花いっぱい推進運動ですが、こちらは町が積極的に関与しまして、長瀨町の観光拠点については町が植栽をしていこうということで事業を進めております。観光拠点、例えば幹線3号線ですか、宝登山参道とか、長瀨駅観光トイレ周辺などに植栽を行いまして、環境美化の向上に努めまして、少しでも花いっぱいの事業がPRできればということで今進めているところです。

続きまして、緑の村の周辺事業について、費用対効果のご質問になろうかと思います。村田議員ご指摘のとおり、緑の村周辺の25年度の事業につきましては、緑の村周辺の除草事業ですとか、花の里の除草事

業、枯損木、土地の借上料等の事業を行っております。内容については、特に事業費なのですが、内容的には維持管理に要した費用が多くなっているというふうに考えております。管理している土地、面積、かなり広範囲になりまして、それにかかる費用は非常に高額になっているかと思っております。例えば除草にしましても、半年間除草しないですと、非常に草が繁茂しまして、当然人が入り込めないような状態になることが考えられます。ご指摘の地区周辺は、長瀨におきましても非常に重要な位置でもありますし、観光的にも重要と考えておりますので、最大限維持管理を行う上での費用を投入するのは必要と考えております。

続いて、枯損木事業を行いまして、地域住民の憩いの場にならないかのご質問です。除草を行いました場所は、議員もご承知かと思っております。宝登山の参道周辺、伐採しまして、林の中の見通しもよくなりまして、どちらかという和美林、美しい林になったと思っております。ぜひ大勢の方にご利用いただきたいというのは担当のほうも考えております。PR不足などもありますけれども、ぜひ車も通らない遊歩道になっていきますので、大勢の方にご利用いただけるように、これからちょっとPR、どんな方法があるか、検討する必要があると思っておりますけれども、PRをしていきたいというふうに考えます。

産業観光課関係は以上です。もし落ちていましたら、またご指摘をいただきたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、何点かについて再質問ということでお願いいたします。

税務課長に観光税収というふうなことで質問したのですが、大変難しいことではあると思っておりますが、観光で潤う町というふうなことで税務課長に観光業者の税収というのはわからないしというふうなお答えいただいたのです。それ、わかります。では、町執行部のほうに、観光で潤う町というのを判断基準はどうするのだろうと。観光客が今200万人ぐらい来ていると。これは250万人ぐらい来たから観光で潤う町というふうに判断するのか。その判断基準がやはりなければ、ちょっとそこところは明確に言えないのではないかなと思っております。ぜひそこところを、どんなふうにとということでも結構ですので、観光で潤う町というのはどんなふうなのを目指すのかというふうな目標でも結構ですから、今わかる範囲で答えていただければと思います。

私も町民税のうちに、要するに勤め人が払っている税金がどのくらいあるのかというのはわかりませんが、多くの、例えば工場で働くとか、当然役所で働いているとか、そういう人たちもいますけれども、長瀨町は、何という言葉でいいのかな、勤め人の、自分で払うのではなくて、申告するのではなくて、天引きで払っていると。そんなふうな税金で賄われているのではないかというふうな声は聞きます。しかし、それに対して、いや、そうじゃないよ、ほかにも法人税とかいろいろあると。固定資産税もあるとかいう話はしますけれども、では観光に力を入れているのだけれども、そういう税収はどうなっているのだ、ふえているのかと言われても、いや、ふえているのか、減っているのか、わからないということですので、

我々が答えるべきことではないですけれども、町としてこういう目標を持っているのならば、先ほど言いましたような観光客人数であるとか、そんなふうなものを指標にして、ある程度算出できるというふうなお答えをいただけたらと思いますので、再質問をお願いします。

ちょっと課がばらばらになりますが、産業観光課長が先ほど100万円の特産品の補助金で、昨年度、イチゴを使った、ちょっと品物の名前わかりません。それから、ブルーベリーというふうなお話だったのですけれども、これはそういうものだというふうなことはわかったのですが、例えば今年度、また全く違う形での補助金が出て、26年度ですよ。そうなっていった場合には、何かうまく長滞町の特産品としてなっていないのではないかなというふうな感じがします。かといって、例えば同じ人、同じ業者なら同じ業者の人に毎年毎年補助金を出していく。例えば5つも6つも来たらば、当然それは20万円ずつになるとか、そういうことはあると思うのですが、そんなふうなところ、どういうふうに考えているのかなというのをお聞かせ願います。

それから、個人情報のはずすけれども、適正に厳重にという総務課長のお話でした。事故が今まであったのか、なかったのかということについてお答えいただいているのですが、例えば厳重にしても、これはあってはいけないことだと思うのですが、職員の操作ミスでそれがという可能性もあるわけですよ。または、その委託している業者のミスでということも考えられるわけですよ。ですから、そんなふうなことについて、委託業者についても、これは当然個人情報の漏えいということはないようにということとで契約を結んでいるのかどうか、そこのところをお聞かせ願います。

あと、緊急雇用の件、これも産業観光課になるとと思いますが、シルバーのほうにお願いしたと。確かにこれは高齢者の余暇活動とか、または臨時的な収入というふうなことで、各日本中、大切な事業と思いますが、やはり緊急雇用の目的というものをしっかり捉えていただいて、こういうものについて緊急雇用だからということで広報等を通じてそういう、例えば若年者で非正規で勤務していた人たちに知らせるといいますか、募集をする、そういうことはやられたのかどうか。本来的にはやらなければいけないのだろうと。先ほど課長がお答えになりましたが、これはNPOとかシルバーとかいうところに出してもいいというふうな文面だったと私は記憶しています。出してはいけないのではないよというふうなことで、主な目的はこうですよ。NPOやこういうところに出してもいいですよという文面だと思うのです。だから、やはり一番の目的を出さないで、シルバーもいいのだからシルバーさんというふうに出していくというのはいかなものかなと。私もわかりません。全く掌握もしていないし、話もされたことはありませんが、例えば職を失って大変困っている人もいるかもしれない。高齢者でも、60を過ぎて退職したのだけれども、ちょっとシルバーさんに入ったのだけれども、やめてしまったと。その理由でも、仕事が私に回ってこないとか、ちょっとトラブルがあって、どうしてもうまく人となじんでやっていけないとか、そういう人もいます。ですから、そんなふうな人で、シルバーには入らないのだけれども、そういうふうな。それはどこか自分で探して、アルバイトでも探してやればいいのかというふうなこともあるかと思いますが、こういう事業があるのですから、町として緊急雇用にぜひPRというのですか、する方法をしているのかどうか。そこのところをお願いしたいと思います。

もう一点ぐらいあったような気がするのですが、そこのところについてお答えをお願いします。

済みません。あと、先ほど町民課長に言ったのですけれども、自然歩道のところがここへ残っているというふうな、要するに町民課ではなくて、内容的に産業観光のほうに、私は内容的になるのではないかなと思うのですが、環境のほうだからこちらのほうになっているのか。私の考えでは課の編成、再編とかで

ここへ残ってしまったような気もするのですが、そんなふうなものについて、私の見る限りだと産業のほうだと思しますので、いや、そうではないのだよというふうなことがあればお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の観光で潤う町というお話でございますけれども、議員もご承知のとおり、今現在、観光でやっていけるような状態ではございません。しかしながら、これから観光地長瀬として観光でやっていけるようなまちづくりをしていきたいという思いの中で、町全体に観光客が来ていただけるような施策をとりながらやっていきたいというのが私の考えでございます。

その中で、特産品の話も出てまいりました。これからでございますけれども、矢那瀬地区にミカンをこれから植栽していただいて、これを長瀬の観光の目玉にしていきたい。また、ソバをつくって、そばの町長瀬ということで売り出したいという思いをしております。そばにつきましては、長瀬町にもおそば屋さんが十数軒ございます。皆さんそれぞれ頑張ってください、今現在、大変好評をいただいております。その中で、ソバをつくっていただければこれもまた一つ、観光に寄与していただけるわけでございますので、ぜひそのような方向に持っていきたいということで、観光で潤うまちづくりということで、私としては進めさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

初めに、特産品づくりの関係で、毎年申請があった場合ですとか、年間に多数の申請があった場合の対応についての内容かと思えます。要綱上は毎年の申請も可能になるというふうに考えます。ただ、この事業を実行しまして1年目ですから、ご指摘のあったように、同じ方に何回も補助金を出すと、件数が多くなり過ぎて予算が足りなくなるというようなことも考えられますので、その辺は見直す必要があると思えますので、この辺は少し検討させていただきたいと思えます。

緊急雇用につきまして、シルバー人材センター以外の応募もあっていいのではないかとというようなご質問になろうかと思えます。応募の方法につきましては、先ほどお話ししましたように、要綱上はシルバー人材センターも大丈夫だということになっておりますし、ハローワークに届け出をしまして、ハローワークに応募された方も採用できるというふうな方法になっております。ただ、長瀬町で行う事業でありますので、ハローワークに登録されますと、例えば秩父市の方が応募される可能性もありますし、他町村の方が応募されて採用されるというようなことがありまして、町で行う事業ですから町の方に働く場を提供したほうがいいかなというふうなことがありまして、要綱上もシルバーが大丈夫だということなので、そのためにシルバーさんをお願いしているというような考えもでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

個人情報の中で事故が過去にあったかどうかというご質問、答えが漏れまして済みませんでした。個人情報の取り扱い、個人情報の漏えいなどにつきましては、懲戒処分になるような行為というのは、私の知っている範囲では過去ございません。また、企業と、当然電算処理の業務ですとか、納税コールセンターですとか、ほかにも業務を委託しているものがあるかと思えます。当然委託業務契約の中で法令遵守、コンプライアンスを守るようにという条項等は当然盛り込んであるかと思えます。それぞれの課で対応し

ているものでもございますので、ちょっとここで細かい内容は申せませんが、以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、最後になると思いますが、町長に観光で潤う町の基本方針を述べていただきましたが、やはり税收アップということにつながらないとやはり潤えないということを考えますので、潤えるような施策をぜひ展開していただきたいと思います。町民も、ある意味、納得というのですか、できるような、ああ、よかったね、長滞のあそこがきれいになって、人も来るしというふうな施策を進めていっていただけるように、またいずれかの時期には、その税収的に観光で長滞もこれだけ潤いましたよというふうなことが明示できるような、胸を張る長滞というふうなことをぜひ実現をお願いしたいと思います。私がお願いするというのも変ですが、はっきり言って、まだ有名な観光地というか、かなり日本で知られたところ、余り関東を離れますと、長滞町、えっ、長滞ってどこというのが現状です。近くの日帰りの観光客を当てにするのでも、それは長滞の方策でいいと思います。ぜひそのところをお願いしたいと思います。

あと、もう一点、産業観光課長をお願いしたいのですけれども、これちょっと再質問に抜けてしまったのですけれども、花いっぱい運動というふうな形で、広報9月号にもボランティアの募集があったのです。あれは、たしか花の里のボランティアなのです。私なんかも自分で行ってなくて、申しわけなく思っているのですが、やはり長滞の中学校の前とか、第一小学校のところとか、長滞の船が置いてあるところ、私も踏ん切りがつかないのです。自分もボランティアに立候補して、そういうのをやってみようかなと思うのですが、ただ、なかなかそれだけの技量がなくて、申しわけない、参加できていないわけなのです。そんなふうなものについても、限定的な花の里のボランティア募集だけではなくて、やはり長滞は花いっぱいの町にするのだというふうなことであれば、そんなふうなボランティアの募集というのですか。よくは私もわからない。誰がどうやっているかも知らないで、申しわけないのですが、よく福島さん夫婦で、ご夫婦で除草とかやられているのです。一回手伝うと、ずっと手を出さなきゃだから、尻込みして臆病な自分で大変申しわけないのですけれども、やはりあんなふうなものに関しても、あれはわからないですよ。固有名詞出して申しわけないのですが、福島さんがそれを拒絶しているのかどうかとかというのはわかりませんが、やはりそれもあってしかるべきではないかなというふうな感じがします。そうでないと、他地区において道路際に花を植えていこうとかいっても、町に広がっていかないと思うのです。だから、その点について、ちょっと私は手落ちだったのではないかなと思いますので、その点について再度質問します。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

花いっぱい運動を行う中で、花の里事業もその一つかというふうに考えております。花の里事業のボランティアの方も、ここ数回行っていきますが、人数が少なくなっているということで、9月の広報に掲載させていただきました。ただ、町内で活動されているボランティアの方、花を植栽されている方の活動も、担当としては把握をしている状況です。そちらの方のほうからも広報活動してほしいというような話もありまして、9月号に掲載させていただいた広報内容になったというふうな状況です。ただ、先ほども言いましたように、ほかに花の団体も多くありますので、そういうところについては、まだ全体的に把握していない状況ですから、せつかくの機会ですので、少し調査させていただきまして、広報等案内してもいいような団体等ありましたら、改めて掲載の方向で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第26号 平成25年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第26号 平成25年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第27号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第28号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第29号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第29号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は認定することに決定いたしました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第30号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億552万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億3,712万4,000円にしようとするものです。

補正内容は、歳入では地方交付税、県補助金、繰越金等の増額及び町債の減額、歳出は財政調整基金費、企画総務費、社会福祉総務費、保健費、予防費、農業委員会費、まちづくり推進費、教育費の事務局費などの増額、老人保健費、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 議案第30号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億552万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を36億3,712万4,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。第2表、地方債補正の欄をごらんいただきたいと思います。臨時財政対策債につきまして、交付税の額が確定し、起債発行可能額が確定したことより、限度額を1億6,000万円から601万5,000円を減額して、右のページになりますが、1億5,398万5,000円に変更させていただくものでございます。なお、臨時財政対策債につきましては、その元利償還相当額が後年度の普通交付税の算定基準財政需要額に全額算入されるものでございます。

次に、補正内容につきましてご説明申し上げます。12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、第9款地方特例交付金3万3,000円、第10款地方交付税1億7,768万4,000円は、それぞれ交付額の決定に伴う増額補正でございます。

第15款県支出金、第3目農林水産業費県補助金、第2節農業総務費県補助金22万7,000円は、2月の大雪災害に伴う種苗や薬剤等の購入に対する農業災害対策特別措置事業費補助金でございます。

第18款繰越金は、前年度繰越金が平成25年度の決算により繰り越しがりましたので、当初予算に5,000万円計上してございますので、その差額1億2,997万5,000円を増額するものでございます。

第19款諸収入、第5項、第2目雑入362万1,000円は、臨時職員の社会保険料掛金の受け入れと後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金で、平成25年度の精算分として後期高齢者医療広域連合から歳入されるものでございます。

第20款第1項町債、第3目臨時財政対策債601万5,000円の減で、先ほどご説明しました起債発行可能額の決定により減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明申し上げます。14、15ページをごらんいただきたいと思っております。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2節給料375万9,000円、第3節職員手当等35万3,000円の減につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の減でございます。第13節委託料248万4,000円につきましては、マイナンバー制の導入に伴い、個人情報の取り扱い体制を評価、公表する特定個人情報保護評価の実施が義務づけられたことにより、個人情報保護制度の再構築の委託費用でございます。

第4目財政調整基金費、第25節積立金2億6,792万5,000円は、平成25年度決算により1億7,768万4,000円が繰り越されましたので、法令の定めに従い、余剰金の2分の1を下らない額や歳入歳出の差額を基金に積み立てるものでございます。

第6目財産管理費、第18節備品購入費34万2,000円につきましては、庁舎2階の給湯器が壊れたため、機械を入れかえるものでございます。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費、第19節負担金、補助及び交付金500万円は、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金で、平成26年度より国の財政支援措置が変更になり、中心市である秩父市で3,500万から7,000万円に、周辺市が500万円引き上げられ、1,000万円から1,500万円となりましたので、郡内同一步調で500万円の補正をさせていただくものでございます。全額交付税に算定されるものでございます。

次に、民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第23節償還金、利子及び割引料の826万6,000円につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金償還金や県障害者自立支援給付費等負担金の償還金で、平成25年度の事業清算に基づく償還金でございます。

第3目社会保険費、第28節繰出金19万5,000円は、平成27年1月から高額療養費制度の見直しにより住基システム改修のための経費でございます。

第4目老人保健費、第28節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金70万2,000円の減額は、事務費分の繰出金を減額するものでございます。

第5目介護保険費、第23節償還金、利子及び割引料の介護保険事業費県補助金償還金22万5,000円につきましては、平成25年度の事業清算に基づく償還金でございます。

第28節繰出金の介護保険特別会計繰出金527万4,000円の減額でございますが、平成25年度分の事業確定に伴い、それぞれの目的、事業に対する繰出金を減額するものでございます。

次のページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費、第4節共済費45万2,000円と第7節賃金160万6,000円は、産休職員の臨時職員1名分の社会保険料掛金と賃金でございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、第13節委託料131万7,000円は、本年10月より定期接種化されます水

痘、水ぼうそうですが、定期接種化されることによりまして増額が見込まれるため、計上させていただくものでございます。第19節負担金、補助及び交付金14万円は、骨髄移植ドナーに対する助成を行うための経費でございます。第23節償還金、利子及び割引料45万円は、母子保健衛生費等国庫負担金等の償還金で、平成25年度の事業確定に伴う償還金でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、第3節職員手当42万円の減額は、職員の人事異動等に伴う減額でございます。第13節委託料183万6,000円は、農業委員会で管理しています農地台帳システムが農地法の改正によりシステムの改修が必要となったため整備を行うものでございます。

第3目農業振興費、第19節負担金、補助及び交付金45万4,000円は、2月の大雪災害による被災農家の負担軽減を図るため、病害虫の防除薬剤、次期作用の種苗、肥料の購入費の一部を補助するもので、県の2分の1の補助事業でございます。

次に、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、第13節委託料69万1,000円は、町道未登記等に伴う境界測量業務が予定より多くなったため不足分を増額するものでございます。

第4目まちづくり推進費、第13節委託料1,334万8,000円、地形図作成業務委託料1,279万8,000円は、現在使用しております1万分の1の白地図は昭和63年に作成されたもので、内容も古く、現状に合っていないため、今回デジタル化を含め作成するものでございます。道路後退部分測量業務委託料55万円及び第17節公有財産購入費41万円は、道路後退部分を購入するための経費で、当初の予定よりふえる見込みのため増額するものでございます。第19節負担金、補助及び交付金560万円は、定住促進対策住宅取得奨励補助金の増額で、当初見込みより件数がふえる見込みとなったため増額をさせていただくものでございます。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第1目防災対策費、第12節役務費14万2,000円は、町の防災行政無線移動系基地局の法定点検の費用でございます。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費501万8,000円は、職員の異動等により、第2節給与費、第3節職員手当、第4節共済費が増額となるものでございます。第13節委託料48万6,000円は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により例規の整備を図るためのものでございます。

第2項第一小学校費、第1目学校管理費、第18節備品購入費13万2,000円は、書類等を裁断する卓上ジャンボカッターが壊れたため、新たに購入するものでございます。

以上で議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第30号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第31号 平成26年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 平成26年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,903万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億9,028万6,000円にしようとするものです。

補正内容は、歳入では一般会計繰入金及び繰越金の増額、歳出では総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等介護納付金及び償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第31号 平成26年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,903万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,028万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第11款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第3節事務費繰入金19万5,000円でございますが、高額療養費の見直しに伴うシステム改修に伴う繰り入れでございます。

次に、第12款繰越金、第1項繰越金、第2目その他繰越金、第1節その他繰越金8,884万4,000円でございますが、25年度の決算額の確定によるものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料19万5,000円でございますが、高額療養費の見直しに伴うシステム改修業務委託料でございます。平成27年1月から高額療養費制度が見直されることに伴いまして、70歳未満の者の現在の自己負担限度額が所得区分が細分化され、3段階から5段階に変更され、それぞれの所得に応じた負担になるよう限度額が変更されることに伴い、住基システムの改修をするものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、5,616万2,000円の不足額を増額するものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金、第19節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度の後期高齢者支援金の納付額の決定に伴いまして、956万1,000円の不足分を増額するものでございます。

次に、第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金、補助及び交付金でございますが、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の介護保険納付金が決定いたしましたので、不足額898万3,000円を増額するものでございます。

次に、第11款諸支支出金、第1項償還金及び還付金、第3目償還金、第23節償還金、利子及び割引料でございますが、療養給付費等負担金、療養給付費交付金、特定健康診査保健指導負担金等、25年度の実績に基づきまして、国庫支出金等償還金として1,413万8,000円を償還するものでございます。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第31号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第32号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,901万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億4,945万3,000円にしようとするものです。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では支払基金積立金、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、議案第32号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,901万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,945万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。歳入でございますが、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金から第4目その他一般会計繰入金までは、平成25年度の実績に基づき、それぞれの所要額が確定しましたので、それに合わせて減額するものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、25年度の決算額の確定により3,429万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8、9ページをごらんください。第1款総務費及び第2款保険給付費並びに第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目二次予防事業費でございますが、前年度の実績に基づきまして財源の組み替えを行うものでございます。

第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、人事異動に伴い人件費の組み替えを行うものでございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金ですが、保険財政の円滑な運営を確保するため、25年度の繰越金のうち償還金等に財源充当した残額を積み立てるものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者保険料還付金でございますが、第1号被保険者が死亡または転出等により保険料に償還金が生じたものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金ですが、25年度の実績に基づき、国、県等の交付金や負担金を返還する必要が生じたものでございます。

以上で議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第32号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第33号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入では繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出では歳出予算の財源内訳を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第33号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとありますので、1枚めくっていただき、2、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正、第3款繰入金70万2,000円を減額し、第4款繰越金を増額するものでございまして、歳入歳出予算の総額は変わらず9,102万5,000円でございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。今回の補正予算は、歳入の財源組み替えでございます。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節事務費繰入金につきましては、平成25年度の決算額確定により70万2,000円を減額し、2,028万8,000円とするものでございます。

続いて、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金については、平成25年度の決算額の確定により70万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費の補正額の財源内訳について、特定財源欄のその他70万2,000円を一般財源に振り分けるものでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第9、議案第34号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員西裕司氏の任期は、本年9月30日をもって満了を迎えます。ついでには、後任として西山忠文氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりこの案を提出するものでございます。

西山忠文氏は、長瀬町大字長瀬1316番地5、大木小路区にお住まいで、家業を継いで、有限会社西山材木店の代表取締役として現在に至っております。また、平成21年度に長瀬第一小学校のPTA会長を務め、平成23年度からは長瀬町青少年育成推進委員として非行防止夜間パトロールを実施するなど、青少年の健全育成にご尽力いただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第34号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第35号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第10、議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員野澤恵美子氏の任期が平成26年12月31日で任期満了を迎えます。引き続き野澤恵美子氏を候補者として推薦するに当たり議会の意見をお聞きしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第36号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第11、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員南昭氏の任期が平成26年12月31日で任期満了を迎えます。ついては、後任として齊藤敏行氏を候補者として推薦するに当たり議会の意見をお聞きしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

齊藤敏行氏は、昭和52年7月より長滞町職員として公務につかれ、平成26年3月に退職されました。人格円満であるとともに責任感が強く、地域の人望も厚いため、人権擁護委員としての活躍が期待できるものと思われまます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎発言の取り消し申し出について

○議長（野原武夫君） 日程第12、発言の取り消し申し出についてを議題といたします。

大島瑠美子君から、昨日の一般質問において不穏当な発言があったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、大島瑠美子君の発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。



◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第13、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員、村田徹也君の趣旨説明を求めます。

○2番（村田徹也君） それでは、手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願について。

請願の趣旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

請願の理由についてご説明したいと思います。日本国憲法第14条、法の下での平等を基本とし、障害者基本法、障害者総合支援法等におきまして、全て国民は平等であるというふうなこと。特に障害者基本法は、本年4月に新しく改正されました。本町でも手話通訳派遣事業を行っております。本年度予算48万円計上しております。これも先ほど決算書で承認されたところです。

2006年12月に国連で障害者権利条約に、手話は言語であるということが明記されました。これに基づき、日本政府は、国内の整備を進め、改正障害者基本法で、「全ての障害者は、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と決めました。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

以上のような趣旨で、地方自治法第124条に基づき請願されました。

平成26年9月2日、長瀨町議会議長、野原武夫様。

請願者、埼玉県さいたま市浦和区大原3丁目10番1号、埼玉県障害者交流センター内。

氏名、一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会、代表理事、小出真一郎。

このような請願が来ておりますが、最初に申しましたように、法の下での平等というふうなことで、手話言語法制定に向けてこの請願を取り上げていただきたいと思ひまして、説明をいたしました。

○議長（野原武夫君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。本請願は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第14、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件について委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時51分

再開 午後4時10分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

休憩中に村田徹也君から発議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることは可決されました。



◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 追加日程第15、発議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（野原武夫君） 発議案の内容等について、村田徹也君の説明を求めます。

○2番（村田徹也君） 発議案第2号、平成26年9月12日。

長瀨町議会議長、野原武夫様。提出者、長瀨町議会議員、村田徹也、賛成者、長瀨町議会議員、大島瑠美子、賛成者、長瀨町議会議員、新井利朗。

「手話言語法」制定を求める意見書。

標記の議案を、地方自治法第112条及び長瀨町会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙。「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があ

った。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって長瀨町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、埼玉県長瀨町議会議長、野原武夫。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第2号「手話言語法」制定を求める意見書を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案など12件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

さて、各学校では2学期が始まり、早速秋の行事であります中学校の文化祭があすの土曜日、そして小学校の運動会が9月20日の土曜日に行われますので、それぞれ児童生徒へのご激励をいただければと思います。

次に、21日からは秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

また、9月19日から韓国の仁川（インチョン）で開催されますアジア競技大会に、長瀬町出身の新井涼平選手が、陸上競技のやり投げに出場いたします。新井選手の活躍をご期待するものでございます。

最後に、夏の疲れから体調を崩しやすい時期でもございますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、平成26年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月 4日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 齊 藤 實